

に定め置れしものと見たり、然るに此阿麻乃彌加都比女神は、いまだ祝を置れざりし也。〇若爲吾充祝人、皇子能言、亦是壽考は、若爲に祝人を充て、御前を祭り給は、わざとひ給はざる皇子も言問ふ事を得て、御壽も長からむと神教給へるなり、こは古事記崇神に、此天皇之御世、疫病多起、人民死爲盡、爾天皇愁歎而坐、神牀之夜、大物主大神顯於御夢、曰、是者我之御心、故以意富多多泥古、而令祭我御前者、神氣不起、國安平、祝詞式、龍田風神祭の詞に、天下乃公民乃作作物平、惡風荒水相都、不成傷波、我御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱乃命止、御名者悟奉、且吾前奉幣帛者、御服者明妙照妙和妙荒妙、五色乃物、楯戈御馬、御鞍具、氏品品乃幣帛備、吾宮者朝日乃日向處、夕日乃日隱處、乃龍田乃立野乃小野、爾吾宮者定奉、吾前平稱辭、竟奉者、天下乃公民乃作物者、五穀乎始乎、草乃片葉爾至成、幸開奉止、悟奉支、仲哀卷に、八年秋九月巳卯、詔群臣以議討熊襲、時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是僭安之空國也、豈足舉兵伐乎、愈茲國而有實國、譬如美女之賤、有向津國、眼炎之金銀彩色、多在其國、是謂栲衾、新羅國焉、若能祭吾者、則曾不血刃、其國自服矣、復熊襲爲服、其祭之以天皇之御船及穴門直踐立所獻之水田名大田、是等物爲幣也、とある趣によく似たる事なり、三代實錄二月十二日巳未、神祇官奏言、大和國三歲神靈無神主、而新羅、さて此神の御誨に、皇子能言、亦是壽考と宣へる由を考ふるに、彌加都比女の夫神阿遲須積高日子命の神意に

よれる事なるべし、さるは出雲風土記、神門郡高岸郷郡家東北二里、所造天下大神御子阿遲須積高日子命、甚晝夜哭坐、仍其處高屋造而坐之、即建高椅而登降、養奉、故云高岸、神龜三年とある晝夜哭坐と云へるは、唯哭給へると云事にはおらず、同書、仁多郡三津郷郡家西南廿五里、大神大穴持命御子阿遲須積高日子命、御須髮八握于生、晝夜哭坐之辭不通、この辭不通ゆゑに爾時祖命御子乘船而率巡八十島、宇良加志給鞆、猶不止哭之、大神夢願給、告御子之哭由、夢爾願坐、則夜夢見坐之御子之辭通、則辭問給、爾時御津申、爾時何處然云問給、即御祖前立去於坐而、石川度坂上至留申、是處也、爾時其津水、沼於而御身沐浴坐、故國造神吉事奏、參向朝廷時、其水沼出而用初也、依此今產婦彼村稻不食、若有食者、所生子已、不云也、故云三津、神龜三年即有正倉とみえ給へる阿遲須積高日子命の須髮八握于生、晝夜哭坐之辭不通、とある事の譽津別命八拳鬚至于心前、眞事登波受、古事また髻鬚八掬猶泣如兒と云へる事の似たるのみにあらず、大穴持命の神とも神とます幽冥事を掌り給ふ大神も、御子の辭不通ことを患給ひては、御夢に神告あらむ事を願給ふ事の垂仁天皇の患賜而御寢之時、御夢の誨ありしさへ似たるは、いとく深理こそありつらめ、神の御上は凡人の測知るべきにあらねど、高日子命の辭不通まじ、程に、大神の御心を惱まし給へる事は、神も人も其情に變りはあるまじきを以て測奉るに、高日子命の御心にも、御父神の然患歎さ

給へるをば、いかに心苦しく思ほしめしてや御坐けり、故、其后神もて、垂仁天皇に神教を垂給へるにて、其神を祭給ふ時は、自ら真言問給ふべき故由のありけるにや、あらむ、かくて其神教に因て、阿麻乃彌加都比女を祭りつるに就ては、また其神の御由縁、ます出雲大神も御心を副まし、く、ての夢の御覺もありしなるべければ、おぼろげの事にはあるべからず、穴かしこ、八百萬神の幽事を知る出雲大神も、天下に在ゆる顯事を掌ります現人神と稱奉る天皇大命も、かゝる時には唯偏向に天神の陰佑を乞禱奉るほかなかりしを以て、古の神隨なる道の趣を、よく思辨ふべきものなりかし、〇帝ト人覓神者、日置部等祖建岡君ト食は、彌加都比賣命の御教ありしを以て、其神は何處にまします神とも知り辨へがたき故に、其神を覓奉る人をトはしめ給へるに、日置部祖建岡君と云人トに合て、其人もて此神を覓しめよと云る由なり、日置部は、姓氏録に、未定雜姓和泉日置部、天櫛玉命、男天櫛耳命之後者、とみえたる、此天櫛玉命は、同書左京天神に、小山連、高御魂命、子櫛玉命之後也、また攝津天神に、小山連、高御魂命、子櫛玉命之後也、とある、櫛玉命同神と聞ゆれば、高御魂命の神裔とみえたり、さて三代實錄廿七丁七に、但馬國節婦美合郡人日置部小手子、また卅六丁二十、但馬國氣多郡人前醫師從八位上日置部是雄、無位日置部衣守とあるは、同族か、出雲國天平十一年大稅賑給、歷名帳に、日置部臣市島あり、三代實錄十二丁十九、左京人木工少屬從七位上日置

臣岡成、賜姓菅原朝臣、其先與土師宿禰同祖也、とあるは、日置部臣同姓と聞え、部は名例なればなり云ふ、またこの族に首姓なるもありて、三十二丁十三に、紀伊國那賀郡人右大臣家令兼主殿權允日置首永津、弟掃部少屬正八位下日置首今津、賜姓菅原朝臣、天穗日命之後、與大江菅原秋篠朝臣同祖也、とある、此氏人が、土師の族人ならむには、出雲神を祭るに由あり、されど建岡君はものに見えざれば、未だ考得ず、ト食は、古事記二種麻具に、布斗麻邇爾ト相而、また天岩屋令占合麻邇那波而とあり、記傳四九十に、萬葉集十四に、武藏野爾、宇良徹丁多也、伎とあり、宇良徹は、宇良阿閉にて、阿を省く例是は、其に阿閉あり阿閉は、合合の約りたるなり、宇良閉豆は、ト令合而と云ことなり、書紀にも、ト合と合字を添て書れたり、凡て古書にトとある、其所の使様に因て、言の活き變るなり、まづ宇良と云は、其事の體言なるを、其宇良を爲を用言に活すとき、に、宇良布と云、是宇良阿波須てふことなるが、阿を省き、波須を約て、布となれるなり、さて其本の言の合すは、合さむ合せなご、活く故に、約まりたる布も、活きて、宇良波牟、宇良閉なごも云なり、又其用言の宇良閉を居て體言に爲たるものあり、萬葉十五に、保都手乃宇良徹乎、可多夜伎豆、とある是なり、こは乎とあれば、體言なり、此例は歌てふ體言を活かして、歌ふとも云を、又それを居て謠ひ體言にも云が如し、抑中より、よりは、トはた、神事にのみ用ふることになれど、上代には萬の政にも己がさかし

らを用ひず、定めがたきことをば、皆トて神の御教を受けて行ひ賜しこと、記紀其外にも多く見えたり、また記傳廿五に、養津別皇食トは、美宇良爾阿理と訓べし、書紀此御卷に、仰中臣連祖探湯主、而ト之誰人以令祭大倭大神、即淳名城稚姫命食ト、天武紀に、爲新嘗ト國郡也、齋忌則尾張國山田郡、次丹波國河沙郡並食ト、また欲幸齋宮ト之、癸巳食ト、續紀廿六に、美濃止越前止御占仁合天、大伴乃政事乎、取以奉供良久止云云、大神宮儀式帳に、ト合地なごあり、トに合とは、其事に充べき人を、あまた撰置て、何れ吉けむとトふに、其トに當れるを云なり、日時方地なごも、此に同じ、さて上代には、かゝる事のトは、皆鹿の肩骨を灼て爲たりとあるが如く、此もト食と訓べきなり、〇即遣覓神時、建岡君到美濃花鹿山は、建岡君をして、神を覓もとめしむる時に、美濃花鹿山に至りしなり、花鹿山は、神名式、美濃國大野郡花長神社、花長下神社、美濃國神名帳に、正一位花長大神とみえ、新抄格勅符に、花長神、美乃國、神護景雲元年とありて、封戸を寄奉りし事の文闕たり、美濃明細記に、名禮村七社大明神、花長神社也、また同村花長明神とあるは、式の下神社なる由みえたり、この花長神社は、即古への花鹿山のありし所なるべし、又新撰美濃志に、惠那郡東野村花無山は、鍋山のつゝさなり、西行法師、此に住て、おもへた、花のなからん木のもとに、なにかをかけたてわが身住なん、とよみしよし云傳へたれど、山家集此歌の詞書に、落花の歌あまたよみけるとありて、

此にてよみしと云事見えず、花鹿山は、花無山の誤字にて、この事なるべしといふ人あり、げにも鹿と無と字様同じくまがひやすく、國中に花鹿山とよぶ山もなく、花鹿といふ名も例なき熟字なれば、さもあらむか、猶考ふべしと云り、〇攀賢樹枝造縹攀は字書に挽也引也とあり、賢樹は、古事記に、五百津眞賢木、仲哀卷に、五百枝賢木とあり、仙覺萬葉抄、榮ゆる樹と云ことなり、賀茂眞淵説に、こはもと一の樹の名にはあらで、たゞ常葉なる樹を、神事公事に讃稱て、眞榮樹と云しなり、そが中にとり分て、鏡幣をかけ、髻華にさしなどせしは、標なり、後世さかきと云物に非ず、と云れき、縹は古事記の段に、黒御鬘とありて、加豆良と訓り、記傳六、丁に、まづ葛は、葛うづら五味忍冬など、凡て蔓草のことなり、鬘は頭の飾に懸る物なり、さて何にまれ、蔓草を以て頭の飾にかくるを、鬘葛と云、是即鬘なり、鬘は上代には、女男ともに懸る物にて、蔓草を用ひしことは、石屋戸の段に、眞拆をかけしを始て、日影鬘なご、又必しも蔓ならねど、花鬘、菖蒲鬘、柳鬘、木綿鬘なごあり、又絲なごを以ても作りしにや、珠をかざること、天照大御神の御飾に見えたり、玉鬘と云は是なり、穴穗宮御段に、押木玉縵と云も有り、貴き寶なりしこと見ゆ、萬葉に、波禰蔓と云こともあり、といはれたり、今按に、此に賢樹枝を攀て、縵を造るとは、眞拆鬘、日影鬘なごの蔓草にはあらで、倭武尊の御歌に、幣具理能夜麻能、山之也、久麻加志賀、波袁、葉隠、白、字受爾佐勢、華に挿とあるが如く、こ

の賢樹も榎にて、その榎もて、宇受に挿すべく、麗しく飾れるをもて、護とは云るなら
 ひ、〇誓曰、吾縁落處、必有此神、縁去落於此間、乃識有神、因豎社は、建岡君が造れる邊を
 擲て、其縁の落る處に、即其神の坐事を知らむと、神に誓ひたりしが、邊自らに飛去て、
 尾張國丹羽郡に落たりしかば、即其地に神社を建て、終に祝人となりて、阿麻乃彌加
 都比女命に仕奉りし也、かゝる例、古へに往往見えたり、肥前風土記、基肄郡姫社郷、云
 昔此川御井大川之西、有荒神、行路之人多被殺害、半凌半殺、于時卜求崇由、兆云、令筑前
 國宗像郡人珂是胡祭吾社、若合願者、不起荒心、覓珂是古令祭神社、珂是古即捧幡祈禱
 云、誠有欲吾祀者、此幡願風飛往、墮願吾之神邊、便即舉幡願風放遣、于時其幡飛往、墮於
 御原郡姬社之社、又た播磨風土記、安禾郡御方里、上下所以號御形者、葦原志許乎命、與
 天日槍命、到故黑土志爾、各以黑葛三條著足投之、爾時葦原志許乎命之黑葛一條落、
 但馬氣多郡一條落、夜夫郡一條落、此村故曰三條、天日槍命之黑葛皆落於但馬國、故占
 但馬伊都志地而在之、とあるを思ふべし、〇乃識有神、因豎社は、延喜神名式に、尾張國
 丹羽郡阿豆良神社、國內神名帳に、從三位阿豆良名神、一本一本阿豆良、天野信景が參考
 本國神名帳集説に、此神社の事を、稻置庄吾邊村にありと云ひ、尾張式内社確定と云
 るものに、今村名吾邊と書は、豎を誤來れる也、舊地は本社より二町ばかり北の方に
 ありと云へり、〇由社名里、後人訛言阿豆良也、此神社を建たるが本にて、里名にも

負りしが、後人其里名もと吾邊なるを訛りて、阿豆良里と云りと也、然らば吾邊を古
 へはアカヅラなど呼るにや、阿に加、訛ある故に、自ら省かりたるにて、訛りにはあら
 ざるをや、

川島社 葉栗郡

尾張國風土記云、葉栗郡川島社、在河沼郷、奈良宮御宇聖武天
 皇時、凡海部忍人申、此神化為白鹿、時時出現、有詔奉齋為天

社、仙覺萬葉
 鈔卷一

葉栗郡は、和名鈔尾張國葉栗郡波久利郡とあり、河沼郷は、同書同郡河沼郷とみえ、川島村
 は、參考國內神名帳集説に、門間庄島村とある地是なり、〇川島社、延喜神名式に、尾張
 國葉栗郡川島神社、國內神名帳、從三位川島天神とあり、されど今は美濃國にありと
 みゆ、其は新撰美濃志に、葉栗郡德田村は、笠松の北にありて、上門間庄といふ、濃陽志
 略に、里考傳云、九所大明神社、昔在川島村、洪水漂流至此鎮座、川島村民請還之、德田里
 民不肯、即以此村八幡與之、故今川島村有八幡社、稱德田八幡、とみえたり、さあらば式
 なる川島神社は此なり、祭神は詳ならず、〇凡海部忍人、未だ考へず、姓氏錄に右京凡

海連、海神綿積命、男穗高見命之後也、地攝津、凡海連、安藝宿禰同祖、綿積命六世孫小
 栲梨命之後也、とある此連姓などは別族なるべし、舊事紀、天孫本紀、火明命十世孫淡
 夜別命、大海部直等祖とあり、此は尾張連の族にて、本國に由あるかうへに、和名鈔尾
 張國海部郡あるも由われば、此族人にやあらむ、されど大海部直姓、史に見わたらず、
 崇神卷に、尾張大海媛、古事記同に、尾張連之祖、意富阿麻比賣と云も見えたり、〇此神
 化為白鹿、時時出現は、古事記征、倭命東に、到足柄之坂本、於食御糧所、其坂神化、白鹿而
 來立云云、また以其御刀之草那藝劍、置其美夜受比賣之許、而取伊、服岐能山之神幸行、
 於是詔茲山神者、徒手直取、而騰其山之時、白猪逢于山邊、其大如牛、爾爲言舉而詔、是化
 白猪者、其神之使者云云、仁德卷に、六十年冬十月、差白鳥陵守等、宛役丁、時天皇臨于役
 所、爰陵守目杵、忽化白鹿以走、於是天皇詔之曰、是陵自本空、故欲除其陵守、而甫差役丁、
 今視是惟者、其懼之、無動、陵守者、則且授土師連等、なぞあるが如く、川島神の靈威を顯
 して、白鹿に化て出現れ給へりとな、〇有詔奉齋爲天社、天字神名帳考證に引れた
 るには、大とわれど、なほ舊のまゝ、宜かるべし、天社は、古事記崇神に、定天神、地祇之社
 とあるを、書紀同に、定天社、國社、また龍田風神祝詞に、天社、國社とあり、天神の社と云
 ふを省きたるなり、國內神名帳にも、川島天神とみえたる、即其故なるべし、かくて思
 ふに、川島神は、大海部直等の遠祖となす、天火明命を川島村に祭れるが、聖武天皇の

御世に、此神異ありしを以て、官帳に載せられし事を、其氏人大海部等が奏請せるに
 依て、殊に詔ありて、天神の社と定めて、齋き奉るべく、制給ひしなるべし、尾張連は姓
の部に取られたり、

三宅寺

尾張國風土記云、同國愛智郡福興寺、俗名三宅寺、南去郡家九里
 平城宮御宇、天璽國押開豐櫻彥命、天皇神龜元年、主政外從
 七位下三宅連麻佐所奉造也、鈔卷一 仙覺萬葉

この文本書には、上の川島社の段と、一ついさに記せるを、今は分ちたるなり、〇愛智
 郡神代卷に、吾湯市村、景行卷に、年魚市郡、寛平熱田縁起、日本武尊の歌に、阿由知何多
 比加彌阿彌古、なぞありて、阿由智郡なりしを、後には、音便に阿伊智と唱へたるなり、
 靈異記に、阿育智郡和名鈔に、愛智阿伊郡とみえ、今も然稱ふなり、〇福興寺、三宅寺、い
 また考へず、日下部郷伊福村は、和名鈔愛智郡日部、神風鈔、草部御厨とある地と聞え、
 伊福村は、今詳ならぬ、神名式愛智郡伊副神社あれば、此處なるべし、尾張志に、伊福
 村とは、今の愛智郡福福寺村なるべし、又春日井郡宇福寺村は、神名式に伊副神社と

見え、尾張神名帳に、從三位伊副天神とあるは、こゝなるべし、郡はたがひたれ
 と、愛智郡の西の方によりて、萱津あたりまで其内なりし證あればなり、風土記の日
 下部郷は、西の方なる日下部村なるべければ、かたゞこゝとすべし、尾張式社記に、
 徇行記云、或昔日、圓融院御宇、郡司藤元命とて、暴悪の吏侍りし、女のかり行道に河あ
 り、あたり近き卒都婆を倒して、橋にかけて渡るに、地蔵尊の容ありしを、嘲りて通り
 しが、其後心ち煩はしく、死して冥界にいる、俯ありて哀み、是をかへしたまふとなひ
 おぼえて、よみがへれり、いとく辱くて、定朝に頼み、丈六の地蔵大士を彫せしめ、伊
 副神社の傍に安置せし、今社絶て其址云云、又如意寺由來記に、圓融院の御宇、當國の
守護にて下向し、鳴海にすめる俗あり、藤原元命とて云云、博士氏神を祭りたまへと
 告げれば、伊副の宮司に命じて云、これより毎年正月十五日、御寶前において、年毎
 の正月廿四日、漁父驛士の輩つとひて、的を射、蛤さへげて放生會を執行せり云云、今
 に蛤地蔵と稱し奉る云云、とあり、張州府志、この祭事を引て、其下に、按鳴海古有伊副
 神社、今不知所在、恐是本地佛、故修其祭禮之遺意耳といへり、いはれたる説なり、この
 如意なごゝは古鳴海の南なる地蔵山と呼地なりしを、應永二年、今の地にうつすと
 いへり、されば此時伊副神社をも共にうつしたるなるべし、是は應永の頃は、寺の鎮
 守のやうなり坐し故なるべし、といへるに據らば、伊福村は今の鳴海驛なる地蔵山

のあたりなりしなるべし、〇天璽國押開豐櫻彥命天皇は、聖武天皇の御諡なり、本書
 に璽を靈と作るは誤れり、故今續紀に仍て之を訂しつ、續紀天平寶字二年八月戊申、
 勅曰、云云、敬依舊典、追上尊號、策稱勝寶感神聖武皇帝、諡稱天璽國押開豐櫻彥命、欲使
 傳休名、於萬代與乾坤而長施、揚茂實於千秋、共日月而久照、普告遐邇、知朕意焉とあり、
 神龜元年は、即天皇即位の元年にあたり、〇主政は、職員令に、大郡云云、主政三人掌
 糺判郡内、審署文案、勾稽失察、非違、餘主政准此、餘主政とは上郡中郡とみえ、和名鈔に、
 主政、萬豆利古止比止とありて、郡の大領少領をたすけて、政をする人の由なり、〇三
 宅連麻佐、この人他に見あたらす、和名鈔、尾張國海部郡に、伊福郷三宅郷あり、今も海
 東郡三宅村あるは、此に由あるか、さて此の三宅連姓の人の造れる寺なるを以て、俗
 名を三宅寺と云りとなり、三宅連は、姓氏錄右京新羅郡三宅連、新羅國王子天日神命之後
 也、大和國新羅郡に、三宅連あり、天武卷に、三宅連石床、また三宅連得許、續紀卅八十一に、越
 後國蒲原郡人三宅連笠雄麻呂、類聚國史八十部利法に、筑前國那賀郡人三宅連真繼な
 るあり、みな同族なるべし、

藤木田

昔尾張國春部郡、國造川瀬連云、ケル者、田ヲ作、タリケルニ、

一夜ノ間、藤オヒタリケリ、アヤシミヲソレテ切棄事モナカリケル、其藤大成ケリ、其故此田ハギダト云云ヘリトカヤ、此事菅清公卿尾州記云ヘルニハ、其藤漸大如樹、遂號藤木波木田云ヘリ、云々、塵袋卷三、塵添

春部郡延喜神名式に春日部郡和名抄春部加瀨郡寛平縁起春日部郡とあり、舊春日部と書しを郡郷の名を二字に定められし時、日字を省きしものなるべし、〇國造川瀬連國造は尾張國造を云へりと聞ゆ、神代卷に火明命是尾張連等始祖也、舊事記國造本紀に尾張國造志賀高穴朝、以天別天火明命十世孫小止與命、定賜國造とあり、川瀬連はこの國造の族なるべけれど、書に見あたらねば、いつ頃の人とも知りがたし、本姓尾張連なる故に、川瀬と云名に連姓を加へて云りしなり、〇藤オヒタリケリ云云、塵添藤抄には藤生タリケリ、惟恐と漢字を加へて記せり、其故とあるニを、塵添抄にハとあるは非なり、此田ヲハギダト云云ヘリトカヤの文字、塵添抄には脱たり、かならずあるべき所なり、一夜に藤生たりけるに、大きに樹の如くなりければ、其田を藤木田と云りと云と詳ならず、藤と思へるもの、藤にはあらで、萩なりしにか、萩

にはあらで、榛木なりしが、始め藤なりし故に、藤木と書て波木と云る義ならひか、尾志、海東郡古蹟部に藤木田は木田村をいふよし、府志にいへど、定かならず、藤木田の藤文字を省きて木田としたるなり、されども郡も違ひ且木田と計りいひては、橋カ櫻カ松カ杉カワキガたきを、まして藤木をいふべきにあらず、附會の甚しきなり、またこの木田といふ地は、智多郡にもありて、衣浦千鳥集といふ物に、尾張國藤木田庄横須賀とかきたるも、同じ附會なり、春日井郡に似たる村名となけれど、愛智郡藤木田村は、春日井の郡界の地にて、藤によりたる地名なるべけれど、そのなむかし藤木田といは、同じ附會ながら少しはうべなば、播磨風土記、揖保郡萩原里、土中右所以名萩原者、息長帶日賣命、韓國還上之時、御船宿於此村、一夜之間生萩、根高一丈許、仍名萩原、ともみれば、萩にもさる一種のありつるにや、また波木と云ふに、別義ある歟、後によく考ふべし、谷川士清云、日本紀には、榛字、榛字などを用て、はりとも、かはぎとも訓せり、榛も榛に同じ、播岳詩に、荆棘成榛といへば、はりは針の義なるべし、萬葉集に、針原とも書せり、はぎははりの木の略なるべし、體源抄に云る如く木類あり、草類ありて、共にはぎなれば、萬葉集に木類には、榛をかり、草類には、芽子と書るにや、奥州の宮城野、信濃の山路などには、いと大なる木もありて、弓などにも作るといへり、梢に青き枝生て、花さく故に、宮城野の本わらのこ萩とよめり、本のわらははなる意なりとぞ、又年毎に刈て、若ばえ出たるが、たをやかに高く一丈餘りも打みたりて、花咲なりともいへり、〇菅清公卿は、大日本史、卷之一百二十三、菅原清公、遠江介古入子也、年少略涉經史、延曆中、詔陪東宮、弱冠奉試、列傳第五十、補文章生、學業優長、舉秀才、後記日本爲美濃少掾、公卿對策登科、除大學少允、尋爲遺唐判

官兼近江權掾至唐與大使俱見德宗及歸叙從五位下轉大學助大同初遷尾張介其治不用刑罰效漢制寬弘仁初秩滿入京補左京亮累歷大學主殿頭左京少辨遷式部少輔兼阿波守九年詔天下儀式男女衣服皆依唐制五位已上位袍改從漢樣諸宮殿院堂門閣皆著新榜又拜百官舞蹈清公並得關說兼文章博士侍讀文選兼參集撰之事轉式部大輔任左中辨有不適意求遷右京大夫帝從容問京職大夫官品對曰正五位官即日為從四位官數年除彈正大弼天長中出為播磨權守未幾公卿議奏清公國之元老不合選雖召入再兼文章博士復遷彈正大弼兼信濃守轉左京大夫博士如故後日本承和初兼攝津權介公卿任改兼但馬權守侍讀後漢書六年叙從三位老病羸弱行步甚難勅聽乘牛馬至南大庭梨樹下後稱病漸絕朝參性仁而愛物深信佛法造像寫經率以為勸恒服藥餌容貌不衰九年薨年七十三後日本清公嘗與撰凌雲文華秀麗三集序本有集六卷家卒後とみえたり此卿美濃少掾なりし時其隣國尾張を経歴もし又見聞たる事をも記して尾州記とは云たりしなるべし尾州記は風土記の文を修められしものなるべし萬葉緯に此文を引て風土記の文かと云るは當れることなり下條にも尾州記あり其文體風土記のなる事明けし其は江吏部集に冬日於州廂賦詩付小序夫詩者群德之祖萬福之宗也動天地感鬼神莫先於詩焉是以率一兩門生於學校院邊聊命筆硯於戲詩讀未逮更我再任蘆葦卑濕之地分憂未必翰林我初展風月宴遊之筵西曹始祖

菅京兆行縣邑以作風土記今東曹末儒江侍郎思鄉貢以興學校院其詞曰明時侍讀一恐儒再得尾州行使符長保春風初促絮寬弘冬雪更迷途割誰唯愧裴雲劍拆蟬只慙合浦珠洛下親朋口拋我欲填月稅與花租とある風土記の尾州記に同じき事をも合せ考べきなり

宇夫須那社

風土記云尾州葉栗郡若栗郷宇夫須那社アリ廬入姫誕生産屋地也故ニ此號アリト云云塵添 抄卷八

葉栗郡は川島社の條にみゆ若栗郡は和名鈔葉栗郡若栗郷みえ延喜神名式同郡に若栗神社あり神名帳集説に上門間庄大家郷和栗村是今島村元八幡社是也和栗村古也また尾張神社記に島村の名の後世の稱にて古へは若栗と云り今も村の邊に若栗郷と唱ふる地また若栗橋と云もありとあれば今の島村と云處即古への若栗郷の地なる事あるし〇宇夫須那社は神名式に宇夫須那神社とみえ神社記に今南島村なるもと五社權現社是也祭神社傳に廬入姬命と云よしを記せり宇夫須那は推古古卷三十二年蘇我大臣の奏言に葛城縣者元臣之本居也故因其縣為姓名また續日本後紀三六丁大和國從五位下伴宿禰是等廿五人改本居貫附左京とみえ塵添鑑抄にウブス

ナト云ハ、何事ゾ、當時ハ所生ノ所ノ神ヲ云歟、或ハ本居ト書、或ハ産生ト書キ、又宇夫須那共書也、風土記ニ云云、本條ノ文、廬入姫命ハ、景行天皇、御宇、人也、又ハ強神心ナケレ共只所生ノ處ヲウブスナト云也、日本紀ニハ、本居ト書テ、ウブスナトヨム也、本有シ所ヲ云義也、又推古天皇ノ御宇、阿曇連阿倍臣ガ申タル辭、葛城縣ハ、僕ガ本ノ産生也ト侍リ、是等ニハ、神心不見也トアリテ、もと人人の生れたる地を云りしか、後には、其生土の地にます神を産土神と云こと起りつるを以て、抄に神心不見也とは云るなり、さて此の宇夫須那社は、廬入姫命の本居にて、其の祖神を祭れる社なるべきを、後人この風土記の故事に就て、廬入姫命を祭れりなど云傳へしなるべし、〇廬入姫誕生、産屋地也、景行卷に、四年春二月甲子、天皇幸美濃、左右奏言之、茲國有佳人曰弟媛、容姿端正、八坂入彦皇子之女也、天皇欲得爲妃、云云、爰弟媛云云、請天皇曰云云、妾云云、亦形容穢陋、不堪陪於掖庭、唯有妾妹、名曰八坂入媛、容姿麗美、志亦貞潔、宜納後宮、天皇聽之、仍喚八坂入媛爲妃、生七男六女、云云、第二曰五百城入彦皇子、云云、第八曰五百城入姫皇女、とある即是也、この皇女の外祖父は、崇神天皇の皇子八坂入彦命にまじ、この八坂入彦命の御母は、尾張大海媛にて、此は天火明命七世孫建諸隅命妹なる事、天孫本紀に見えて、尾張連の族なる故に、其御由縁を以て、八坂入媛は尾張に來坐して、

美濃國より、出坐、彼國にて、天皇娶坐れば、此日女命、尾張國にて、生坐けむこと由あり、御兄五百木入日子命の尾張連の女に娶坐し、こと、明宮段に見えたり、是し由ありて、聞ゆ、とのみ云ひて、外祖父の御母は尾張連の女なる事、かゝれば、此姫命の産屋を建給へる地は、外祖ないはれざるは、考へらざれし女なり、父の御母尾張大の故郷にして、いはゆる宇夫須那社は、其尾張連の祖とす、天饒石國饒石天火明命を祭れる神社なるべし、産屋は、古事記命の御言に、吾一日立千五百産屋、また以、鶴羽爲、草造産殿、書記仁德卷、允恭卷にも、産殿とあり、記傳六三丁に、今たゝに産むとは、詔は、で、立産屋としも、詔へるは、上代の言に、子を産を然云ならはしけむ、榮花物語根合卷に、大將殿も女御の御産屋四月なるに、今二月三月をすぐさせたまはずなりぬる、いみじうて、ちをしうおほしなげく云云、これも御産のことを御うふやと云り、この文を記傳廿六の八丁に、或書に云云とて、漢文なるを引かれたるは、鑑鏡抄には、あらざるべし、

徳々志 登々川

尾州記、有女人容貌太、注俗語徳徳志トイヘリ、又尾張國登登川、云河アリ、菅清公記云、大已貴、小彦命、巡國之時、往還、足跡故曰跡跡、注云俗跡謂之貽貽、ト云ヘリ、産添鑑鏡抄卷二

有女人容貌太、注俗語德德志、塵袋十、丁廿六得得シト云フハ、フクトシト同事歟、ウチマカセテ、ヒンサウシカラス、フクトコエタル人ナトヲハ、トクトク好ト云リ、但尾州記云云、ナ引マコレハミメノヨクテ、ウツクシキヲ、トクトシトイフベシト見エタルニヤ、カナラズフトチャカナリトハミエズ、とあるにて、德德志とは、容貌の太ちやかなるにはあらで、眉目の麗美を云となり、されど本文に容貌太とあるには適はざるが如し、我常陸の方言に、女人の肥ふとりたるを、どくどくしと云り、此に由ありて聞ゆれば、驚し置くなり、含をふくむ、膨脹をふくる、獲をふくるなぞいふも、其形ふくらかなるを云るにて、此のふくくと云に同じ義なるべし、〇登登川、今中島郡中牧村にありて、と、めき川、或は轟川とも云ふ是なり、尾張志に、府志に、と、めき川中牧村にありて、木曾川の支流なり、中牧にて別れて南に流れ、海西郡赤目村にてまた大河と落合ふ、其間をすべて轟川といふ、水聲のといろくしき故、名けしよし云り、今は木曾川に分派ともみえず、瀬の變りしなるべし、塵添塵抄に、登登川云云と記せるは、此川なるべし、菅清公記は、上に云り、此に尾州記と異なる如く云れど、一條は德德志と云ひ、一條は登登川を云るによれり、もと別なる書にはあらず、〇大已貴、小彦命、巡國之時は、出雲風土記飯石多禰郷、鹿那家、所造、天下大神大穴持命、與須久奈比古命、巡行天下時、稻種墮、此處故云種神龜多禰、續後紀十九丁一、與禰寺大法師等の

長歌に、日本及、野馬、臺能、國造、賀美、侶伎、能、宿那、毗古、那加、葦、菅、道、殖生、津、國、岡、米、造、事、理、興、云、神代卷一書曰、大已貴命、與少彦名命、戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及蒼產、則定其療病之方、又爲禳鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴、菅大已貴命、謂少彦名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彦名命對曰、或有所成、或有所不成、是談也、蓋有幽深之致焉、其後少彦名命、行至熊野之御碕、遂適常世郷矣、云云、自後國中所未成者、大已貴神獨能巡造云云、これらみな巡國の事也、〇往還足跡、故曰跡跡は、二神國造の時に、往還まじし足跡ありし故に、跡跡といへりし由と聞ゆ、さて尾張の方言に、跡をトトと云りと聞えたり、

葉栗臣人麻呂

人麿ト云ハ、歌仙ノ外ニハナキ歟、尾州葉栗郡、光明寺云寺アリ、ハクリノ尼寺ト名、是ヲハ飛鳥淨御原御宇丁小乙中葉栗臣人麿始建立見タリ、是ハ歌仙非ス、同名也、サレバ柿人丸、栗人丸、アリケルニコソ、カキヲバウタヨミノ人丸、栗ヲバ寺ツクリノ人丸ナルベシ、塵袋卷五

此文尾州云云、より見タリ、と云までは、風土記の文なるべし、〇光明寺は、尾張志、葉栗郡天台宗光明寺、光明寺村にあり、遍照山と號すと見え、また古刹なりしが、中古廢絶し、其後再建せし寺なり、國圖にも光明寺村あり、こは立蕃式に、凡諸國國分二寺、依僧尼見數、每寺起正月八日迄十四日、轉讀金光明最勝王經、其施物用當處正稅見主、凡諸國金光明寺、安居講說最勝王經同寺、其布施用當處官物見主、とある、金光明寺なるべし、〇小乙中は、孝德卷に、十五年二月制符、十九階、一曰大織、二曰小織、三曰大織、四曰小織、五曰大紫、六曰小紫、七曰大華上、八曰大華下、九曰小華上、十曰小華下、十一曰大山上、十二曰大山下、十三曰小山上、十四曰小山下、十五曰大乙上、十六曰大乙下、十七曰小乙上、十八曰小乙下、十九曰立身とある、十八の階にあたるが如くにも聞ゆれど、天智卷に、三年春二月丁亥、天皇命大皇弟、宜增換冠位階名、其冠有廿六階、大織、小織、大縫、小縫、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小山下、大乙上、大乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建小建、是爲廿六階、改前華曰錦、從錦至乙加六階、又加換初位一階爲大建小建、とみえて、廿六階に改められし第廿三階に當れる階なり、〇葉栗臣人麻呂、葉栗臣は、古事記卷に、天皇の皇子天押帶日子命者春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本臣、壹比韋臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽栗臣、知多臣、牟那臣、都怒山臣、伊勢飯高君、壹師君、近淡海國造之祖也、姓氏錄左京葉栗

栗臣、和爾部朝臣同祖、彦姥津命三世孫建穴命之後也、山城葉栗、小野朝臣同祖、彦國葺命之後也とあり、此姓本國葉栗郡葉栗郷あれば、此地より出たる歟、はた此氏人の住るより地名に負る歟、未だ詳ならず、人麿の名、國史ともに見えず、〇是は歌仙ニハ非ズ云云、歌仙の柿本人麿と名は同じかれど、別人にて、一人は葉栗姓なれば、粟の人麿、一人は柿本姓にて、柿の人麿なり、その柿をば歌よみ、粟をば寺造りの人丸と文なして書るのみにて、文意は聞えたるが如し、さて柿本姓も、葉栗臣とは、同祖にて、出自は異なるにあらざる也、因に云、看聞日記、應永卅一年二月廿九日の條に、抑後鳥羽院御記林披見之處、速歌負、勝以錢懸物事、被載御記、向後爲才覺記之、建保三年五月十五癸、天晴諸事如例、未尅出外、卽至菅屋、有柿本栗下連歌興、以錢爲懸物、尋常句時百文、秀句時二百文取之、百韻之中、余數句詠之、余之分錢二貫七百文也、其外或一貫餘、或六七百文、或五六百文取之、有興及酉刻事終、各合食饌退出也、とある、柿下栗下は、この塵袋に云る故事を本據として、設けたる名なるべし、此頃の人かゝる戯にも、いとやさしき趣ありし事知るべし、

張田邑

尾張國山田郡山口郷ノ内有張田邑、尾州記云、昔此間多榛

俗謂之波里云云、
〇塵袋卷二

山田郡は、天武卷五年に、山田郡、和名抄山田^大郡、神名式にも、此郡あり、長久保玄珠が地理志に、山田合春日部爲一郡、曰春日井郡、また山田川郡中にあり、天野信景云、今攝春日部郡爲一郡、とみえたり、今は此郡廢たり、〇山口郷、和名抄山田郡山口郷あり、神名式、山田郡小口神社あり、張州府志、在愛智郡山口村と云る是なり、愛智郡は隣郡なり、今村中に小口谷と云ありとぞ、〇羽田邑、いまだ考へず、國圖に八田村と云が下條村の北にあり、ハッタと唱へて、八田と書るにはあらざる歟、神名式、山田尾張神社あり、今在小針村とみえ、續紀、神護景雲二年十二月甲子、尾張國山田郡人小治田連藥等、賜姓尾張宿禰とある、小治田の治田、即張田に由あり、國內神名帳に、從三位尾張天神とみえたる尾張を、一本に尾張田と作るを思ふべし、〇此間多榛、この榛は萩の事にて、榛木にはあらざるにや、谷川土清云、はぎ、日本紀には、榛字、蕪字などを用て、はりとも、かはぎとも訓せり、蕪も榛に同じ、萬葉集に針原とも書せり、はぎははりの木の略なるべし、かはぎと云は、木萩の義、今きはぎといへり、萬葉集に、眞榛といへる物にして、顯昭の大萩といへるも同じ、本だちの木はかかれす、としこに古枝よりわか枝を生ず、よて古今集に、秋はぎの古枝にさけるとよみ、又本あらのこはぎとよめる、是

一種なり、冬は枯て、春は生出て、長く糸を垂るもの、是又一種なり、同種に夏萩あり、花の時をもて名く、白花あり、飛入あり、されば體源抄にいへる如く、木類あり、草類有て、共にはぎなれば、萬葉集に木類には榛とかり、草類には芽子と書せるにや、また榛に今のはりの木ともはんの木ともいひて、染家の用に入る物あり、諸國の田間に多く殖たり、是は花の賞すべき木にもあらず、歌人の詠すべき品とも見えず、日本紀の蕪摺衣、萬葉集の榛原手折て行んとも、ころもにすらんとも、衣にははせともよめるものにはあらず、されど和名抄の郡名郷名所にもあまた見えて、蕪原をはりはらとよみ、榛澤をばはんさはとよめるは、此物を指にや、と云るをもて考ふるに、此に俗謂之波里とみえたれば、染具に用ふるはんの木にはあらず、蕪摺衣とも、榛原とも云るものにて、和名抄、鹿鳴草、爾雅集註云、萩一名蕪云云、和名波木、今按、牧名用萩字、萩倉是也、新撰萬葉集等用芽字、云、國史用芳宜草三字云云、とある是にて、即胡枝子なるを、古へは波里とも芳宜とも通はし云りしものと聞えたり、さて此に多榛と云るは、何となく張田邑には波里多しと云るにか、又は張田邑の名は榛によりて起りし證とせらるにや、然らば張田は、榛田の義なるべし、若またはりの木の義ならば、國圖にこの郡中上下半田川と云地名あるに由あり、

大吳里

古風土記逸文考證卷二 〇尾張

尾張國ニ大吳里云フ所アリ、舊記ニハ大塊トカケリ、根元
 チタヅヌレバ、卷向日代ノ宮ノ御宇天皇、國ニテハシマシ
 ケル時、西方大モノ、ワラフコエノシケレバ、アヤシミチ
 ドロキ給ヒテ、石津田連ト云フ人、ツカハシテミセラル、
 ニ、カホハ牛、ゴトクナルモノ、アツマリテワラヒケルコ
 エノ、チビタ、シカリケルチ、此石津田、スコシモテソル、
 心ナクシテ、劔ヲ拔テ一切ケリ、自是其所大斬里云ケル
 テ、後謬テオホクレトハ云ナセルトカヤ、塵袋 卷五

此條塵袋に、風土記とはあらねど、舊記に云云といひ、卷向日代の宮云云といへる事
 のさまと、文義をよく讀味ひなば、風土記の説なる事は、知らるべきものぞ、故今此に
 舉たり、文意疑はしきふしなし、西、本書ノヲとあるは誤りなれば訂せり、石津田連
 古書に見あたらす、姓氏録、石津連、天穗日命十四世孫野見宿禰之後也、とある、石津連
 によしあるか、また隣國なる美濃の郡名に、和名抄石津、伊之津、とあるにも由ありげ

なれば、伊之都多乃連と訓てあるべし、○カホハ牛ノゴトクナルモノ、アツマリテ
 ワラヒケルとは、いかなる神怪にや知りがたけれど、此御世のはゞには、穴海、柏濟の
 惡神毒氣を吐て路人を苦しめ、足柄、坂神の白鹿に化り、伊服岐能山の神の大蛇に化
 れる如き、山河荒神多く、景行天皇の勅語にも、山有邪神、郊有姦鬼と詔へれば、さる邪
 神姦鬼どもの山野に集りて、國民を惱ましたりけむ事、諸國に土蜘蛛といふ賊の聚
 りて、皇命に順ひ奉らざりしにても、はた思ひ辨ふべし、○大斬里を後に訛り大吳里
 と唱へたりと云る、此地名今考ふる所なし、國圖に、海東郡大切戸、小切戸と云はあり、
 されどかゝる地名は、河水の溢れて長堤などを崩したる跡を云ふこと多かれば、證
 としがたし、この大斬里と號し由は、常陸風土記行方 古老曰、斯貴瑞垣宮大八洲所取
 天皇之世、爲平東垂之荒賊、遣建借間命即那賀引率軍士行路凶猾、頓宿安婆之島云云
 建借間命、令騎士閉堡、自後襲擊、盡囚種屬、一時焚滅、此時痛殺所言今謂伊多久之郷段
 斬所言今謂布都奈之村、安殺所言今謂安伐之里、吉殺所言今謂吉前之邑、とある古事
 に似たり、

古風土記逸文考證卷一一終

古風土記逸文考證卷三

常陸 栗田 寛著

○駿河

不來見濱 亘古乃呼坂

するがの國の風土記に云、廬原郡不來見の濱に、妻をおきてかよふ神あり、其神つねに岩木の山より越て來るに、かの山にあらぶる神の道さまたぐる神ありて、さえざりて不通、件の神あらざる間をうかゞひてかよふ、かるがゆゑに、求るここかたし、女神は男神を待とて、岩木の山の此方にいたりて、夜夜待つに、まち得るここなければ、男神の名よびてさけぶ、よりにてそこを名付て、てこの呼坂とすこ云

云てこは東俗の詞に、女をてここいふ、田子の浦も、手子の浦なり、東路のてこのよび坂こえかねて、山にかねむもやどりはなしに。東路のてこのよびさか越ていなば、あれは戀むな後は相ぬこも。上二首は、かの男神の歌こいへり、女神の歌にいはく、岩木山たゞ越きませいほざきの、こぬしの濱に我たちまたむ。此歌も萬葉集に入られ侍り、いほ崎は、いほ原の崎也、こぬしの濱は、男神の來ぬよりいへるこ

云、續歌林良
材卷上

廬原郡、廬を本書に廬とあるは誤れり、故に訂しつ。廬原は、姓氏錄に、廬原公、笠朝臣同祖、稚武彦命之後也、孫吉備建彦命、景行天皇御世、被遣東方、伐毛人及凶鬼神、到于阿倍廬原國、復命之日、以廬原國給之、國造本紀に、廬原國造、志賀高穴穗朝代、以池田坂井君祖吉備武彦命兒意加部彦命、定賜國造とみえて、古へは廬原國と云し地なるが、吉備武彦命の鬼神を伐ちたりしより、其裔廬原公として、此地を治めしなり、和名鈔、駿河

國廬原波伊保郡廬原波伊保郡あり、○不來見濱岩木山は、萬葉集卷十二磐城山直越來益磯崎許奴美乃濱爾吾立將待とある磐城山許奴美乃濱とある是にて、長久保玄珠が地理志に、廬原郡磐城山、或曰興津與薩埵村之間山曰磐城山云云、許奴美濱、庵原川下濱也、或云、興津村羽戸折川邊、有小峯山、今土俗曰小糖山、蓋訛也、許奴美濱、磐城山古歌多し、○てこの呼坂未だ考へず、萬葉集卷十四上野陸奥などの歌を擧たる次の雜歌の中に、安豆麻治乃手兒乃欲妣左賀古要我彌豆夜麻爾可彌牟毛夜杼里波奈之爾また同卷相聞の歌に、安都麻道乃手兒乃欲婢佐可古要氏伊奈婆安禮婆古非牟奈能知波安比奴登母とある同卷十二の悲別歌の中に、磐城山直越來坐磯崎許奴美乃濱爾吾立將待とある歌を女男の神として語傳へたるものと見えたり、萬葉略解に、宣長云、手兒はたこにて、即田子浦同所にて、今の薩埵山也、紫式部集にも、たこのよびさかとよめり、地理志に、自江尻至蒲原、渾謂之田子浦、また遊方名所略に、清見關至蒲原三里間之海邊、云田子浦とあり、小山田與清云、田子のよび坂にて、田子浦なる嶮き坂なれば、さは云る也、萬葉集に、手兒と書たるは、タゴと讀べきを誤て、テゴとよめるは、豆都久利を多豆久利と云に同じ、よび坂はニヨビ坂にて、嶮岨き坂をば、呻吟して登れば、何所にて云へる也、紫式部家集に、都の方へとて、かへる山こえけるに、よび坂といふなる所にいとわりなきかけ地に、こしもかさわづらふをおそろしと思ふに、猿

の木の葉の中より、いとおほく出たれば、ましもなほ遠方人の聲かはせわれこえかぬるたごのよび坂とあるは、越へ通ふ間にある地名なるべけれど、名に負る由は、同しかるべし、タゴをテゴと讀みやまれるは、奥儀抄、八雲御抄、仙覺抄などより後の事と見えたり、猶考ふるに、其呼坂としもいふは、嶮岨しき坂を呻吟して登り越ゆる故の名と思はる、そは靈異記中巻に、前馬過往、隨却如先、復咆呻也、云云とありて、其註にニヨブと假字書したり、又吟は類聚目義抄に、ニヨブと訓みて、共にニヨビとも、ニヨブとも、訓むべき用言なれば、よび坂はニヨビ坂の約なるべしと思はる、なり、〇東俗の詞に、女をてこといふ、萬葉集卷三に、過勝鹿真間娘子、墓時、山部宿禰、赤人作歌一首、并短歌、古昔有家武人之、倭文幡乃、帶解替而、應屋立妻、問爲家武勝、鹿乃、真間之手兒名之、奧、柳乎、此間登波、聞村、真木葉哉、茂有良武、松之根也、遠久寸言耳、毛名耳、母吾者不所忘、反歌、吾毛見都人、爾毛將告勝、鹿之、間、間能手兒名之、奧、津城處、勝、鹿乃、真乃、入江、爾打、鹿、玉藻、刈兼手兒名志、所念、また同卷九、同し事をよめる歌に、勝、鹿乃、真間乃手兒、奈我、麻衣、爾、青袴着、反歌、水挹家、尔手兒名之所念、また同卷十四、都流、伎多、知身、爾素布、伊毛乎、等里見我、彌、哭乎、曾奈、伎都流、手兒、爾安、良奈、久爾、又同卷左、和多里、能手兒、爾伊由、伎安、比、などあり、常陸鹿島郡東下村の羽崎に、手子妃社あり、鹿島神宮傳記に、本社之當、巽有、天宮社、手子妃、止申、河、東方守護之御神なり、大明神之御女、止申、河

同社例傳記にも、手子妃ト云末社ナリ、是大明神御子ト云ヘリ、この手子妃社は、常陸風土記、輕野以南童子女松原の故事を云る條にみえたる海上安是之娘子の靈を祭れるなり、風土記の文は上の歌垣山の條に引りこの娘子を、手子妃と云るをもて、東俗に手子と云は、女子を愛稱たる名なる事を知るべし、心車集には、手子姫とあり、六藏寺過去帳に、明應の頃の人、妙松號手子松、曰手子松、又永正中の人、道如尼、手子市とあれば、この頃まで、も、女子の名に手子と云を名けし事と見えたり、古事記傳廿二に、萬葉なる手兒は、い、谷川士清云、東國の俗、女の美なるものを稱してかくいふと云り、江戸に、辰胡那明神の祠あり、奥州津輕の邊にて、蝶をてこなといふも、拾遺集に、さ、波や志賀のてこらかまかりにし、川瀬の道を見ればかなしも、とあるも是なり、〇いほ崎は、いほ原の崎也、地理志に、庵原、庵前、略庵原、前也、磯崎謂庵前海邊、また行靈抄、盧崎とは、富士川の海に入處の西鼻を云也、と見えたり、

富士雪

富士の山には、雪のふりつもりてあるが、六月十五日に、その雪のきえて、子の時よりしもには、又ふりかはる、と駿河風土記に見えたり、仙覺萬葉鈔卷三

富士の山は、本朝文粹都良香富士山記曰、富士山者、在駿河國、峯如削成、直聳屬天、其高不可測、歷覽史籍所記、未有高於此山者也、其聳峯鬱起、見在天際、臨瞰海中、觀其靈基所盤連、亘數千里間、行旅之人、經歷數日、乃過其下、去之願望、猶有山下、蓋神仙之所遊萃也、承和年中、從山峯落來珠玉、玉有小孔、蓋是仙籬之貫珠也、又貞觀十七年十一月五日、吏民仍舊致祭、日加午、天甚美晴、仰觀山峯、有白衣美女二人、雙舞山嶺上、去嶺一尺餘、土人共見、古老傳云、山名富士、取郡名也、山有神名淺間大神、此山高極雲表、不知幾丈、頂上有平地、廣一許里、其頂中央窪下、體如炊飯、瓶底有神池、池中有大石、石體驚奇、宛如蹲虎、亦其瓶中常有氣蒸出、其色純青、窺其瓶底如湯沸、其在遠望者、常見煙火、亦其頂上亞池生竹、青紺柔懷、宿雪春夏不消、山腰以下生小松、腹以上無復生木、白沙成山、其攀登者止腹下、不得達上、以白沙流下也、相傳昔有役居士、得登其頂、後攀登者皆點額、於腹下有大泉出、自腹下遂成大河、其流寒暑水旱無有盈縮、山東脚下有小山、土俗謂之新山、本平地、延曆廿一年二月、雲霧晦冥、十日而後成山、蓋神造也、とみえ、萬葉集卷三、山部宿禰赤人、望不盡山歌一首、天地之分、時從神左備手、高貴寸駿河、有布士能高嶺乎、天原振放見者、度日之陰毛、陰比照月乃、光毛不見、白雲母伊去波、伐加利時、自久曾雪者、落家留語告、言繼將往不盡能高嶺者、また不盡嶺爾、零置雪者、六月十五日消者、其夜布里家利、とあるにて、山の形状も、雪の時自久に零れる事も、また天地の始の時より、此山ありし事も著

きを、帝王編年記、皇代略記、歷代皇記などに、孝靈天皇御世、近江の地陥て湖となり、富士山湧出たりと云るは、皆非説なり、さて件の短歌に、六月十五日消者、其夜布里家利とよめるは、此風土記の故事によられしものなるべし、〇子の時よりしもには、又ふりかはる延喜陰陽式、諸時擊鼓、子午、各九下、丑未、八下、寅申、七下、卯酉、六下、辰戌、五下、巳亥、四下、並平聲鐘、依刻數、拾芥抄に、十二時異名部、平旦、寅、日出卯、食時辰、禺中巳、日中、午、晡時申、日入酉、黃昏戌、人定亥、夜半子、鷄鳴丑とあり、此は一晝夜を十二に割て、日中を午、晡時申、日入酉、晡時申、七下、日入を酉、六下、黃昏を戌、五下、人定を亥、四下、夜半を子、九下、鷄鳴を丑、八下、平旦を寅、七下、日出を卯、六下、食時を辰、五下、禺中を巳、四下と定めたりし制によれるものなれば、本文に子時よりしもとは、夜半過ぬる時と云に同じしきを知べし。

〇甲 斐

鶴郡菊花

甲斐國鶴郡有菊花山、流水洗菊、飲其水、人壽如鶴、云、夫木

第十四、藤長家歌、注所引風土記

鶴那は和名抄甲斐國都留郡とあり、また此郡に都留郷みえ、今も鶴川村と云ふか
 わりとぞ、橋春暉が北窓瑣談に、甲斐國鶴の郡に、二千餘年の鶴あり、從來三羽ありけ
 るが、元祿年間其一羽死せり、二羽のみ残りありけるに、寛政五年何方へ去りけるや
 見えず、土俗の説には昇天し去れりと云、此鶴の郡は、富士山の麓にて、湖水も多く、衆
 山連り聳へ、奇妙の僻地なりとぞ、鶴の郡と名付し事も、此鶴居る故也、鶴の關なとい
 ふ所もありて、其山より外へは、鶴出る事なし、官にも聞えたる事にて、先年鶴の死せ
 し時にも、役人下向ありて、子細を改め、羽毛は悉く官へ納れりとぞ、云云、此事甲斐國
 村の僧開因師の物語なりき、〇菊花山、地理志、在駒橋村、菊花石大三尺許、有菊花紋と
 みえ、教子なる清水正健か話に、郡の小澤村に、菊花山ありて、菊花紋ある石を出すと
 云り、駒橋と小澤と同所にや、よく考ふべし、甲斐國志に、都留郡郡内菊花山、大月、駒橋
 兩村の南にあり、或は駒橋村光照寺後の山腹より、麗水湧出、其末は寺域内に注ぐ、朝
 夕寺中にて之を汲用す、其山を菊花山と云とぞ、或云、大月の分界にて、山上に登る事
 六町許にして、危岩峨峨として、峙立せる所あり、此岩を碎けば、菊紋あり、此處菊花山
 なりとも云、何れか正説なるにや、分明ならず、大月、駒橋本一村なれば、山も連峯にて
 分界なし、然れば、凡て此南山を菊花山と云しなるべしと云り、夫木鈔、權大納言長家
 の歌に、雲の上に花ほりうゑて、甲斐國鶴の郡をうつしてぞ見る、とある歌の注に、此

風土記の文を引り、尊卑分脈を考ふるに、藤長家卿は、康平七年卒、六十歳とあれば、寛
 弘二年の生れにて、延長より七十年ばかりの後の人なり、丹波嗣長か書る假年要抄
 と云ふ古醫書に、我朝甲州鶴郡多菊、土民依食其土毛、保年齡、然者汲南陽之谷水、菅甲
 州之地脈、皆以保壽、何況作湯爲散服之、其驗猶可勝歟、〇流水洗菊とは、桂川のなるべ
 し、地誌提要に、桂川、源を都留郡山中村山中湖に發し、北流して、境村より東し、同郡花
 咲驛にて、篠子川を合せ、東北流れて、猿橋驛に至り、兩崖相縮、流れ尤急なり、鶴島村を
 過く、相模に入り、相模川と云とあればなり、この風土記の文は、都留郡の都留を、鶴の
 通音によりて、菊花の齡を保つに比へたるものと聞ゆ、其は漢耕相鶴經に、鶴者因金
 氣、依火精、以自養、金數九、火數七、故七年小變、十六年大變、百六十年變止、千六百年形體
 定、枹朴子に、千歲之鶴、隨時而鳴、能登木、其未千歲者、終不集樹、また風俗通に、南陽鄖縣
 有甘谷、谷水甘美、云、其山有大菊水、從山上流下、得其滋液、谷中有三十餘家、不復穿井、悉
 飲此水、上壽百二三十、中百、下七八十者、名之大天、菊花輕身益氣、令人堅強、故也、なとわ
 るによれるなるべし、

〇伊豆

溫泉

准后親房記引伊豆國風土記曰、稽溫泉、古天孫未降也、大已貴與少彥名我秋津洲、憫民夭折、始制禁藥湯泉之術、伊津神湯又其數、而箱根之元湯是也、走湯者不然、人皇四十四代、養老年中開基、非尋常出湯、一晝二度、山岸窟中火焰隆發而出、溫泉甚熾烈、鈍沸湯以桶盛湯船、浸身者諸病悉治、鎌倉實記第三

大已貴與少彥名我秋津洲、憫民夭折、始製禁藥湯泉之術、是書紀神代卷に、大已貴命與少彥名命、戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲禰鳥獸昆虫之災異、則定其禁厭之法、とある時の事を云りと聞ゆるに、湯泉之術とは、伊豫風土記に、湯郡大穴持命見侮耻、而宿奈咄古那命欲活、而大分速見湯、自下極持度來、以宿奈咄古奈命而浴瀆者、暫間有活起居、然詠曰、眞靈寢哉、踐健跡處、今在湯中石上也、凡湯之貴奇、不神世時耳、於今世染疹癘、萬生爲除病存身要藥也、とみえ、神名式攝津國有馬郡湯

神社千載集、有馬の湯に忍て御幸ありける御供に侍りけるに、湯の明神をば、三輪明神となん申と聞く、めづらしく御幸を三輪の神ならは、しるし有馬の出湯なるへし、親長記に、湯山明神、三輪明神也、また式下野國那須郡溫泉神社、祭神大已貴命、少名彥命と云ひ、式陸奥國玉造郡溫泉神社、今泣兒村字湯元にあり、溫泉石神社は、大口村にありて、祭神いつれも大已貴命、少彥名命なりといひ、元湯と云さへ同じきは、由縁あることなるへし、〇箱根之湯元是也、行獲抄、箱根湯本町溫泉は、此町より左方湯本村にあり、宗祇終焉紀行に、箱根山の禁湯本といふ所云云とあり、大已貴命少名彥命二神の始め給へるは、相模箱根の湯其本なるか故に、元湯是也と云ひ、伊豆なる湯は、其神湯の數の内なりと云る由と聞ゆ、〇走湯は、地理志に、賀茂郡伊豆權現、一云走湯權現在箱根山之南、また伊豆御山、一名伊豆高根、崛起於海山、中有溫泉名走湯、走湯山緣起に、大鷲鷲帝廿七年神教ありし事を云て、於此州雖逕多歲、非有緣之勝地、若公等可與仰崇者、兼可卜靈地、謂湯出州新磯濱二邑、浦片平郷、是有緣之地形也、豆州志、溫泉部に、君澤郡古奈溫泉、長岡村猿渡溫泉、修善寺溫泉、小土肥溫泉、土肥溫泉、田方郡舟原溫泉、吉奈溫泉、湯島村西平溫泉、初賀郡大澤村湯瀬溫泉、賀茂郡熱湯湖泉、松原溫泉、和田溫泉、岡村湯田溫泉、奈良本村當川溫泉、湯野溫泉、小釣溫泉、峰村縹溫泉、湯津村立岩溫泉、北湯野溫泉、横川溫泉、蓮臺寺村藤原溫泉、下賀茂村三條溫泉、此邊數町の間、耕田數

尺の下處として温泉ならざるはなし、といへるにても、その湯出州の義を辨ふべきなり、云云、又兼介化出靈湯、已託宣事訖、云云、爰仙童老巫并勅使等、瞻光雲之盤、効香郁之薰、尋入當山、凡青巖側立峨峨、祥樹茂生、森森履蘿、徑跨谷澤、遂而攀登日金之巔、夫爲山之體、望離白浪之海、蒼巖、顧坎翠嶺之岫、峻峻、水石聳滿、林花開結、乾坤虎踞、震兌龍偃、靈湯沸涌、神峒香洞、奇仙異人、卜宅連連、天地之間、無地于比之とあり、此緣起は僧徒の妄誕を加へたるものにて、盡くは信かたけれど、靈泉の涌出るさまは、此の如くなるべし、神代的事を仁徳天皇廿七年の事としたるは誤りなり、走湯者云云、名所方角抄に伊豆高根ははこねより南の山なり、海にさし出たり、その山中にはしり湯あるなり、とみえ、相模集、走湯に行通ひにし水莖の神の心をこめざらめやは、玉葉伊豆の國山の南に出る湯の、はやきは神のしるしなりけり、鎌倉右大臣、右大臣家集、わたつみの中に向ひて出る湯の、伊豆の雄山と宜も云けり、などあり、豆州志、熱海潮泉、晝夜湧く事各三次、ハッ、四ッ、時刻不差、然とも三四日に一次、二、時湧きつゝ、又六時やむ事あり、其沸騰の時に方りては、炎炯空を衝き、濺沫懸霖をなす、響き鳴雷の如し、湯戸二十七、每家小涵空を爲し、以て泉を引く、泉味苦鹹にして、氣甚だ熱す、以て物を渝すべし、豆州志に伊豆山温泉、賀茂郡權現、祠を南に降り、海涯に在り、岩洞の間より湧出る事夥し、設之を田に溉かば、數十頃と雖も餘りあるべし、古は直に海に奔流せり、故に走湯の名あり、今槽七八を造りて

引之、其内飛泉をなすもの、三、崖下の槽受之、逆上頭痛、頭狂等は、頂を飛泉に灌ぐ可なり、腰痛、肩背痛などは、其患處を灌ぐ、最打撲損傷に宜し、泉頗熱して、柔和なり、此二、鹹味を帶ふ、氣少し、誠に良泉也、

日金嶽獵鞍

准后親房記曰、伊豆別王子者、景行天皇二十四子武押分命也、伊豆風土記曰、割駿河國伊豆、乃埵、號伊豆國、日金嶽祭瓊瓊杵尊、荒神魂、興野神、獵年年國別役也、構八枚幣座、出納狩具、行裝之次第、有圖記、推古天皇、御宇、伊豆甲斐兩國之間、聖德太子御領多、自此獵鞍、停止八枚別所、往古獵鞍之司、司祭山神、號幣坐、神坐、其舊法斷久也、夏野獵鞍者、伊藤興野、毎年撰鹿柵射、手、行、云、鎌倉實記第三

伊豆別王子者、景行天皇二十四子武押分命也、此皇子書紀にはみえざれど、云云七十

餘子皆封國郡各如其國故當今時謂諸國之別者即其別王之苗裔焉とある皇子等の中にあすなるべく思はるゝに就て猶考ふるに舊事紀景行卷に武押別命ありて第二十三の皇子にあたれるは即この皇子なるべしさらば所謂諸國之別王にて伊豆國に封され給へるものとすべし。〇割駿河國伊豆乃埼號伊豆國は國造本紀に伊豆國造神功皇后御代物部連祖天稚稚命八世孫若建命定賜國造とみえたるによれば神功皇后の時は既に伊豆國と云りと聞ゆ推古卷廿八年に伊豆島ともありさて其後仁德天皇の御世に駿河國に隸りしを天武天皇の朝に復一國とせられしなり。さるは國造本紀に難波朝御世隸駿河國飛鳥朝御世分置如故帝王編年記に天武天皇九年庚辰七月割駿河國建伊豆國扶桑畧記に天武九年庚辰七月別駿河二郡置伊豆國とあるにて著し伊豆の名義は走湯山縁起に出湯州と書る文字の如く大已貴少彥名の二神の神湯を出し給へるによれるなるべし。〇日金嶽は走湯山の事なり走湯山縁起に當山日金者本名久地良山也とみえまた淳名倉太珠敷帝御宇四年乙八月十三日大地震搖山裂谷填民舍填仆林樹傾折及晡刻於日金坤角有光如火有音如螺人恠而見之其他方圓一丈餘皆黃金也と云云坐地故あり黄金の光耀ける由も人呼之解て名けたる也。豆州志伊豆山の西に笹ゆ最高峰にして丸山とも云熱海より峰上まで此峰に登れば尤遠望に宜し山海の偉觀を極む。〇祭瓊瓊杵尊荒神魂は走湯山秘

訣と云ものに當山の神を正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と申は是我父也栲幡千千姫と申は我母也云云とあるに適へり。〇興野神獵年年國別役也とは日金神の爲に興野にて年年神獵あり國中に別役として充つる由なるべし。興野は日金山麓興野と鎌倉實記にある處と聞えたり。豆州志を考ふるに賀茂郡興野云云伊東入道豆相の諸士を集め獵せし時は鎌田村邊より赤澤山柏嶺四五里の間と見ゆされども鎌田に今興野と云處あり曾我物語に載る地名多く此に存す源賴家の遊玉ふ伊豆狩倉も此あたりなり勢子立なと云處もあれは鎌田の興野の山奥への入口なる故其名遺れるならむとありされは興野はオキノにて興野の義と見えたり。〇構八枚幣座云云八枚幣座詳ならず古へ八座置四座置など云ふ如く御幣を置所を八所に構設るの名にや幣座を構へ神を祭りさて後に神獵の具を出して納れもするが其行装の次第は圖記にありと也。〇推古天皇御宇云云こは此御世に伊豆甲斐兩國を聖德太子の御領とせられしより件の神獵を別役に充る事を停められたる也。〇八枚別所云云八枚別所とてあるは往昔獵鞍の所司山神に御幣を具へて祭りし所なるをもて幣座神と申して其神坐せども御幣奉る事は絶て久しと也。〇夏野獵鞍者云云夏野は地名か又は夏時野原にて獵するをかく云るか此夏野獵は伊藤興野兩所に毎年射手を撰て行ひし趣也。豆州志賀茂郡湯川松原竹内新井岡鎌田の七村本伊

東一村の分名也、後數村に分つ、尙伊東の總稱とす、伊東は豆の東の義なりとあるが如し、此に伊藤とあるは、伊東の誤りなるべし、鹿柵とは、鹿を柵中に驅りて、其を射手の射取る禮式のありしにやあらむ、猶よく考ふべし、此一條すべて古風土記の文體にあらざ、後人の後入あるべし、

〇相模

足輕

相模國風土記に云、足輕山は、此山の杉の木をとりて舟につくるに、あしの輕きこと、他の材にて作れる舟にことなり、よりて足からの山と付たりと云云、續歌林良 材集上

足輕山、古事記東征傳に、到足柄之坂本、和名抄に、相模國足柄上足柄乃郡、足柄下上准郡とありて、下郡に足柄阿之郷もあり、萬葉集卷三に、鳥總立、足柄山爾、船木伐、同卷七に、足柄乃、宮根、飛越、行鶴乃、同卷九に、過足柄坂、云云、同卷十四に、安思我良能乎、豆毛許乃、母爾、又安思我良能波、姑禰乃、夜麻爾、又安思我良乃、美佐可加思古美、同卷二十に、阿志

加良能、美佐可多麻波理、同卷に安之我良乃、美佐可爾多志豆、同卷に安之我良乃、夜徹也、麻故要豆、などあり、十四には、阿之我利とよめる歌もあり、後の歌には、關を多くよめり、此山駿河と相模の界なり、東國の道今は、宮根を越れど、古へは足柄を越るぞ、大道なりける、〇此山の杉の木をとりて、船につくる云云、應神卷、五年秋八月庚寅朔壬寅、令諸國定海人及山守部、冬十月、科伊豆國、令造船長十丈、船既成之、試浮于海、便輕泛、疾行如馳、故名其船曰、枯野とみえ、鎌倉實記に引る親房記にも、應神天皇五年甲午冬十月、課伊豆國造船長十丈、船成泛海、而輕如葉、馳傳云、此舟木者、日金山麓與野之楠也、是本朝造大船始也、とありて、伊豆國の材もて造れるなれど、此時に造れるは、唯一隻のみにはあるべからず、相模國にても造らしめ給ひし事、此風土記に云るが如くなりしなるべし、されど、枯野は、應神卷卅一年秋八月、詔群卿曰、官船名、枯野者、伊豆國所貢之船也、是朽不堪用、然久爲官用、功不可忘、何其船勿絕、而得傳後葉焉、群卿便被詔、以令有司取其船材爲薪、而燒鹽於、是得五百籠鹽、則施之、周賜諸國、因令造船、是以諸國一時貢上五百船、悉集於武庫水門、云云、初、枯野船爲、饗新饗之日、有餘燼、則奇其不盡而獻之、天皇異以、令作琴、其音鏗鏘而遠聆、是時天皇歌之曰、訶羅怒鳥之、褒珥椰枳之、餓阿摩離、虛等珥苑、句離訶枳、鬱句椰、由羅能斗能斗、那訶能異、句離珥敷、例多苑、那豆能紀能紀、佐椰佐椰、など、天皇の御歌にもよませ給ひて、世に名高かりし故に、此船の事のみ

傳はれるならむ、又此風土記に、天皇の御世と云文わらざれば、異時の事ともすへき
に似たれど、枯野と足輕と、地名の似通ひて聞ゆるも由あれば、同時の事とすべし、も
しくは五百船を貢上せし時にもやあらむ、和名抄、伊豆國田方郡狩野郷あり、豆州萬葉集
志、枯野船材出處なりと云と云り、萬葉集
卷三に、鳥總立、足柄山、爾船木、伐樹、爾歸都、安多良、船材乎、とあるにても古へもはら
此山に船材を出せし事、知るべし、又同卷十四に、母毛豆思麻、安之我良乎、夫爾安流吉
於保美、また阿之我里乃、安伎奈之、夜麻爾、比古布爾乃、などあり、かゝれば、むかし此山
に船木をとり、やがてそこにて作りつるより、足柄小船といふ名は、あるなりけり、〇
足の輕き事云云、舟に足といふへきものはなけれども、疾く行を、足してかける物に
たとへて、足輕としも云るなるへし、萬葉集卷七に、島傳足速乃、小舟風守、年者也、經南
相常崗无二、ともあり、足速の小舟とは、舟の輕くて、とく行を云なれば、こも同義なり、

見越崎

相模國風土記曰、鎌倉郡見越崎、每有速浪崩石、人名號伊曾

布利、謂振石也、萬葉代匠記、久保
乃、須佐備中卷、

見越崎、萬葉集十四、可麻久良乃、美胡之能、佐吉能、伊波久、淑乃、伎美我、久由倍、伎已許呂

波母多自とあり、仙覺萬葉抄には、今の腰越を云けるとなん申すとみえ、地理志に御
輿嶽、大佛、東山也、また稻瀬川、或曰水無瀬川、大佛、方自御輿嶽、流長谷前、入于海、また遊
方名所畧に、鎌倉郡御輿嶽者、禿山也、在江尻路傍、峻嶺高秀云云、山砌有因瀬川、とある
をもて考ふるに、稻瀬川、初瀬などの近きほとりなるべし、〇每有速浪崩石は、速波あ
る毎に、海岸の巖石を崩せる事、萬葉に、美胡志能、佐吉乃、伊波久、淑とよめるが如くな
るよし也、〇人名號伊曾布利は、萬葉集卷廿に、於保吉美能、美許等、可之古美、伊蘇爾布
理、宇乃波良、和多流、知波波乎、於伎豆、とあるに同じく、波の磯にふるゝを、伊曾布利
とは云る也、謂振石也、とあるにて、明けし、土佐日記に、いそぶりのよするいそにはと
しつきを、いつともわかぬ雪のみぞふる、磯にふる、波のよする磯には、時を、惠慶集に、
いそぶりのさわぐ浪だに、なかければ、みねのこのは、もけふはとまらじと云ふいそ
ぶりは、詞は同じけれど、波の磯に觸るゝを、轉して、唯波の事をいそぶりと云へるも
のと聞ゆ、

〇常陸

常陸國 衣袖濱國

常陸國と云事、風土記云、往來道路、不隔江海之津濟、郡郷境

界、相續山川之峯谷。取近通之義、以即名稱焉云云、又衣手の
 ひたちとつゞくる事は、倭武尊巡狩東夷之國、幸過新治之
 縣、所遣國造毘那良珠命、新令堀井、流泉淨澄、尤有好愛、時停
 乘輿、翫水洗手、御衣之袖垂泉而沾、便依漬袖之義、以爲此國
 之名、風俗諺云、曰、筑波岳黑雲挂衣袖、漬國是矣。仙覺萬葉抄卷九

往來云云、此文の上に、常陸風土記全本闕郡もあれど今には、常陸國司解申、古老相傳舊聞事、問國郡舊事、古老答曰、古者自相模國足柄岳坂以東諸縣、總稱我姬國、是當時不言常陸、唯稱新治、筑波、茨城、那賀、久慈、多珂國、各遣造別令檢校、其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、遣高向臣、中臣、幡織田連等、總領自坂以東之國、于時我姬之道、分爲八國、常陸國居其一矣、所以然號者とあり、故今此文より釋試むべし、先常陸國司解申古老相傳舊聞事とは、續紀和銅六年五月、下官符於五畿七道諸國司、令勘造風土記とある時の文に、土地沃瘠、山川原野、名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍言上と詔へる文をうけて、常陸國司が其國內の古老相傳の舊聞を載て、奏上れる由なり、古老答曰も、其意にて記せるもの也、古者自相模國足柄岳坂以東諸縣、總稱我姬國は、景行卷廿

八年日本武尊東征の條事、自甲斐北轉、歷武藏、上野、西逮于碓日坂、時日本武尊、每有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺、而東南望之、三歎曰、吾婦者耶、故因號山東諸國曰吾婦國也、古事記段同に、悉言向荒夫琉蝦夷等、亦平和山河荒神上幸時、到足柄之坂本云云、故登立其坂、三款詔云、阿豆麻波夜、故號其國謂阿豆麻也、とある如く、景行天皇の御世のほとは、足柄山より東方なる諸國を、阿豆麻と云りし故に、是當時不言常陸、唯稱新治、筑波、茨城、那賀、久慈、多珂國となり、今の常陸國を、大凡六箇に割て、いづれも國と云しなり、今の一郡ばかりの地を云りと思ふは、あやまれり、新治とは、崇神天皇の御世に、新治國造祖比奈良珠命來りて、新しき井を穿しによりて號け、筑波は、同御世に、筑篋命、此地に遣されし時、其人の名を以て後世に傳へしなり、茨城は、黒坂命、土蜘蛛山之佐伯野之佐伯と云賊を攻る時に、茨蕨もて城を造りしより名け、以上風土記による那賀とは、國の中央にあるを以て名に負ひ、私考久慈は、郡中に鯨鯢の體したる小丘あるにより、多珂は、地形峰險しく、岳崇きを以て名けたりし也、風土記各遣造別令檢校は、古へ造別、稻置、縣主と云を置て、諸國を治めしめ給ひしを云り、其造とは、國造にて、上の六國に各一國造ありし也、成務天皇の御世に、新治國造は比奈羅布命、筑波國造は阿閉色命、仲國造は建借馬命、久自國造は船瀬足尼、高國造は彌佐比命を定め、應神天皇の御世に、茨城國造は筑波刀禰を定め給ひき、此國造の下に、別また稻置又縣主の類もありつらめど、書に見え

されば考ふべき由なし、其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、遣高向臣、中臣幡織田連等、惣領自坂以東之國、于時我姬之道、分爲八國、常陸國居其一矣、は、孝德卷、大化二年春正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔曰、其一日、罷在昔天皇等所立子代之民、處處屯倉、及別、臣、連、伴、造、國、造、村、首、所有部曲之民、處處田庄、仍賜食封云云、其二曰、初修京師、置畿内國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬、及造、鈴、契、定山河云云、凡郡以四十里爲大郡、三十里以下、四里以上、爲中郡、三里爲小郡、其郡司並以國造、性識清廉、堪時務者、爲大領、少領、強幹、聰敏、工書、筆、者、爲主政、主帳云云、とある如く、國造を罷て、一國に國司を置き、一郡に郡司、大領を置き、其郡司は以前國造の性識清廉時務に堪たる者を任したるなり、此時高向臣、中臣連、織田連等を、東國の總領として、八國に分たれし八國の中に、常陸は數まへらるゝ由なり、八國は相模、武藏、上總、下總、上毛野、下毛野、常道、道與これなり、後世には道與を省きて、安房を加へ、坂東八國とも關東八國とも云り、〇所以然號者、往來道路不隔、江海之津濟、郡郷境界相續、山河之峯谷、取近通之義、以爲名號焉、この文は、常陸に往來ふ道路には、江海の津濟もなく、山峯打續きて、近く通ふ義ある故に、常陸とは號けたり、古事記には、常道とかき、萬葉には常土ともあり、仙覺抄には、くがのみちあひつゝける故に、ひたちとなづく、とみえたり、とあるにて、其意明かなり、されど山河峯谷のつゝける國、かならずしも常陸の國に限るべきにあらざるを、か

く云るは、常陸の字によりて云るか、常にはヒタの義なし、ヒタとは、偏をヒタフル、また頓丘をヒタヲとよめる如く、偏向に陸つづきなる由か疑はし故、思ふに、日高見國の義には、あらじ歟、景行紀二十五年秋七月壬午、遣武内宿禰、察北陸及東方諸國之地、形云云、二十七年春二月壬子、武内宿禰自東國還之奏言、東夷之中、有日高見之國、其國人男女並椎結文身、爲人勇悍、是總曰蝦夷、常陸風土記に、置信太郡、此地本日高見國、神名式陸奥國日高見神社、また大祓詞に、大倭日高見之國、賀茂真淵の考に云、夜萬登國は、四方の眞秀なるをほめて、天津口の虚空の眞秀に高くあるほどに譬、云なり、常に日の天の眞秀に在るを日高しと云、是古より云ならへる言と聞ゆ、火火出見命を海神の空津日高と申せしを思ひひかふべし、又景行紀に、陸奥に日高見國、又紀伊國に日高郡と云あるは、私記に云る如く、四方の望高く遠き故にや、名つけけむとみえ、國人中山信名が考に、小琉球に、高見山とて高山二つあり、又あまみ嶽とて、海邊にあり、海見の意なるべし、高見は此の日高見も同じ事にて、高き地を云なり、日の登るを下に見るより日高見とも云なり、國見山は、薩摩、大和、其外諸國にあり、これも國を見をるす意にて、何れも實は一意なりと云る如く、日の上るを下に見るより、日高見國と云ける事のありしを以て、孝德の御世に、古へより六國にてありし名を、一つに統て日高見國と名けたるにもや、あらむ、比多知の知は、道か、紀伊國日高郡は、和名抄に、比太

加とみえ、豊後國日高郡をば、比多とあり、豊後風土記に、日田郡ともあれば、日高を比太と訓る事著く、比多知は日高見道の義か、然らずばカミの約チにて、日高見を云るならむ歟、其はいづれにまれ、日高見より出たるには違ひあるまじくぞ覺ゆる、又常道と書ける事は、此國より陸奥まで陸路のみひたつづきに結きたる故、文字にはしか書つるなるべし、〇倭建尊、巡狩東夷之時、風土記全本には、倭武の上に、或曰とあり、尊を天皇と作り、巡狩東夷は、尾張風土記熱田社の條下に云るか如し、合せ見るべし、〇新治之縣は、新治之國とあるべき所なり、風土記全本、新治郡、古老曰、昔美麻貴天皇取宇之世、爲平討東夷之荒賊、俗云阿其火流斯斯乃、造新治國造祖、名曰比奈良珠命、此人罷到、即穿新井、今存新治里、臨時致祭、其水淨流、仍以治井、因著郡號、自爾至今、其名不改、風俗誌云、自とみ、えたれば、崇神天皇の御世に、遣されたる比奈良珠命の、景行天皇の御世、倭武尊東征の時まで、國造にてありしなり、國造本紀に、新治國造志賀高穴穗朝御世、美都呂岐命、兒比奈羅布命、定賜國造とあるをもて考ふるに、比奈良珠命の兒、美都呂伎命、その子比奈羅布命にて、比奈良珠命は其祖なる故に、新治國造祖と云るものなり、この新井は、郡郷考に、新治郡今眞壁郡古郡村是にて、古郡家の地なり、今村中に諸病に驗ある靈泉とて、土人の尊崇せる清水平地の草野中より湧出る者あり、是即風土記の新治井なる事疑なしと云り、かゝる靈泉なるからに、倭武尊の愛給ひて、御手を洗ひ給ふ

間に、御衣の袖の水にひたりしより、衣手の漬國とわや訓に云りとなり、こは歌詞に云云云へるをもて、如此傳へたる一説なるべし、故に全本に或曰とあるなり、

常世之國

常陸國風土記曰、夫常陸國者、堺是廣大、地亦綿邈、土壤沃壤、原野肥衍、墾發之處、山海之利、人人自得、家家足饒、設有身勞、耕耘力竭、紡蠶者、立即可取富豐、自然應免貧窮、況復求鹽魚、味、左山右海、植桑種麻、後野前原、所謂水陸之府藏、物產之膏腴、古人云、常世之國、蓋疑此地、釋日本紀卷七

堺是云云、七十三字、本書にはなきを、風土記全本によりて補ふ、堺是廣大、地亦綿邈は、民部式に、常陸國大主稅式に、常陸國正稅公麻各五十萬束、正稅公麻共五十萬束、出束、公麻八十萬三千七百十五束、とあるを除去して、世にある事なし、内藏式に、諸國年料供進とある下に、麻子二斛、常陸國七、尙布一萬八千段、交易云云、上地常陸云云、櫛子、云云、常陸云云、また大匏卅口、國十口、紫草二萬二百斤、云云、常陸國三、民部式に、交易雜物常陸國純一百疋、布四千端、尙布一萬三千

段、庸布七百段、鞍橋十具、鞆廿具、履料牛皮九張、鹿皮廿張、洗革一百張、鹿角一枚、席六百枚、紫草三千八百斤、大瓢十口、櫛子四合、また年料別納租穀常陸國一萬二千石、年料別貢雜物常陸國筆三百管、麻子七斗、諸國貢蘇番次とある條に、常陸國廿壺、十口各大一升、十口各小一升、主計式、貢夏調絲の條に、常陸麻絲、また輸繩諸國調庸の下に、常陸國行程上卅日、調下十五日、緋帛七十疋、緋纈繩卅疋、紺帛七十疋、黃帛一百六十疋、纈一千五百廿五疋、長幡部纈七疋、倭文卅一端、自餘輸繩庸布、庸輸布、中男作物麻四百斤、苧紙熟麻、白暴熟麻、紅花、黃麻子、腊蠟、典藥式諸國進年料雜藥の下に、常陸國廿五種、青木香卅斤、桔梗六十斤、芎藭大戟各七斤、前胡四斤、楮杞十四斤、獨活二斤、蛇術五斤、白朮廿斤、四兩、藍漆七斤、龍膽五斤、十四兩、杜仲八斤、白芷五斤、白頭公一斤、伏苓百六十六斤、當歸二斤、十兩、甘草廿五斤、十三兩、黃耆四斤、狼牙一斤、九兩、干地黄一斗三升、薯蕷二升、麥門冬六升、桃入二斗三升、附子一斛、蛇床子二斗七升、などあるにても、土壤沃壤原野肥衍、云々、家家足饒、といへるさま思ひやるべし。○左山右海後野前原、いづれを主と云る方位にや詳ならねど、國府を主として云るならむには、左海右山とこそ云ふべけれ、左山右海とは云へからず、故案ふに、こは國の中央に在て、南を前とし、北を後とし、東を左、西を右として云るものなるを、左右の字を轉倒に寫し誤れるなるべし、如此定めて見る時は、東に大海あり、西に下野下總の山岳相連り、南は茨城より信太に至り、北は多珂郡と陸奥の山

界するを以て、左海右山、後野前原と云ふに適合へり。○水陸之府、藏物產之膏腴は、魚鹽、桑麻、山海之利と云るを合せたる潤飾の辭なり。○常世之國、蓋疑此地、記傳十二、丁常世國とは、如此名けたる國の一、あるには非ず、たゞ何方にまれ此皇國を遙に隔り離れて、たやすく往還がたき處を、泛く云名なり、故名義は底依國にて、たゞ絶遠き國なるよしなり、凡て上代に常世國と云るは、皆此意の外なし、卷末に御毛沼命者、跳波穗渡、坐于常世國、介求登伎士、玖能迦玖能、木實と見え、又常に歌に雁の還往處を云など、皆是なり、といはれたるとは、此なるは異にして、常磐に不變こゝろに云り、萬葉集卷四に吾妹兒者、常世國爾、住家良思、昔見從變若、益爾家利、五に等己、與能久爾、能阿麻越等、賣可忘丸に、詠水江浦鳥子歌に、常代爾、至云々、老目不爲死、不爲而、永世爾、有家留物乎、とみえ、垂仁卷に田道間守が言に、是常世國、則神仙秘區、とも云るに同じく、古へ不變不死、神仙秘區と云る常世國とは、この山海魚鹽の利ありて、家家人人豊饒なる、常陸國を云るにもやあらむと云るのみにて、此が常世國なりと云ふ由にはあらず、

日高見國

常陸國風土記云、信太郡云、古老曰、御宇難波長柄豊前宮、之天皇、御世癸丑年、小山上物部河内大乙上物部會津等、請

惣領高向大夫分筑波茨城郡七百戸置信太郡此地本日高見國也ハ、クニナリ紀釋日本

信太郡は和名鈔常陸國信太郡多志郡あり郡中に信太郷もあり信太と號けたる由は下の信太郡の條に云ふを見るべし信太郷は今信太村是なり郡名と同じきは郡家のありし地なるに因れり出雲風土記楯縫郡楯縫郷即屬郡家とある例を思ふべし〇御宇の二字全本には豊前宮取宇天皇とあり御世を世とあり癸丑年は孝徳天皇の白雉四年にあたり〇物部河内物部會津物部は姓にて河内會津は共に名なり姓氏錄左京神別石上朝臣神饒速日命之後也また物部石上同祖河内神別また物部同神十三世孫物部布都久呂大連之後也和泉神別また物部同神六世孫伊香我色雄命之後也古事記神武に邇邇速日命娶登美毘古之妹登美夜毘賣生子宇摩志摩遲命此者物部連穗積臣妹臣祖也とみえて妹臣も同族なるに風土記に筑波古老曰筑波之縣古謂紀國美萬貴天皇之世遣采女臣支屬筑篁命於紀國之國造時筑篁命云欲令身名者着國後代流傳即改本號更稱筑波者とあれば筑波國造は妹臣同神にて物部同族なりし故に其所縁もて物部氏此國に居りしなるべく河内會津は即其裔にて孝徳御世に大少領などにてありけらし故筑波茨城を割て信太郡を置む事を請ひ其後も相續て信

太郡大領となりしより物部信太連を姓に負へり見ゆ續紀延暦五年十月丁丑信太郡大領外正六位上物部志太連大成以私物周百姓急授外從五位下九年十二月庚戌授大成外從五位上養老七年三月戊子信太郡人物部國依改賜信太連姓除目大成抄天曆八鎮守府軍曹志太連元立とあり請字本書になきを全本に因て補ひつ〇分筑波茨城郡七百戸置信太郡は戸令に凡戸以五十戸爲里云云凡郡以廿里以下十六里以上爲大郡十二里以上爲上郡八里以上爲中郡四里以上爲下郡二里以上爲小郡とあれば七百戸は即十四郷にて和名抄信太郡の郷名十四あるにいとよく適へり孝徳天皇より延喜の頃に至るまで戸口は増殖たるべけれど郷名はもとのまゝにて十二里以上爲上郡といへる如く上郡の列にてありしなるべし〇此地本日高見國也本書也字なきを今は全本に據る日高見國は上に云りこの地は信太郡にて風土記に楸浦之津便置驛家東海大道常陸路頭所以傳驛使等初將臨國先洗口手東面而拜香島之大神然後得入也とある如く東海の大道常陸の道の口とも云ふべき所の舊名なりし故に孝徳御世に日高見の稱をもて一國の總名とは爲たりしなるべし

信太郡 黒前山 角楯山

常陸風土記に信太郡となつくる由縁を記して云黒坂命

征討陸奥蝦夷事了剡旋及多歌郡角枯之山黑坂命遇病身故爰改角枯號黑前山黑坂命之輸轎車發自黑前山到日高見之國葬具儀赤旗青幡交雜飄颺雲飛虹張熒野耀路時人謂之幡垂國後世言便稱信太國云仙覺萬葉云鈔卷二

此は本國風土記信太郡の文なるが今在る全本には脱たるを仙覺抄に引れたり此書なからましかば黒坂命の蝦夷を討たれし功業も世に傳はらず信太の名義をも知難からむを此文あるに因て其故よしを知る事を得たるはいとおむかしき仙覺法師の賜ものなりけり○黒坂命は風土記全本茨城郡の下に古老曰昔者在國巢俗曰郡知久母又山之佐伯野之佐伯普置掘土窟常居穴有人來則入窟而竄之其人去更出郊以遊之狼性梟情鼠窺掠盜無被招慰彌阻風俗也此時大臣族黒坂命伺侯出遊之時以茨棘塞施穴内即縱騎兵急令逐迫佐伯等如常欲走而歸土窟盡繫茨棘衝害刺傷終茨死散故取茨棘以著縣名所謂茨城郡今在郡西古者郡家所或曰山之佐伯野之佐伯自爲賊長引率徒衆橫行國中大爲劫殺時黒坂命規滅此賊以茨城造所以地名便謂茨城焉とある人にて其時代を云はざれば何時ばかりの人とも決かたけれど

風土記の前後を合せ考ふるに崇神景行の御世の人なるべしさて此黒坂命は神八井耳命の裔にて大臣の族なり古事記神武に御子の事を神八井耳命者意富臣小子部連坂合部連火君大分君阿蘇君筑紫三家連雀部臣雀部造小長谷造都祁直伊余國造科野國造道奥石城國造常道仲國造長狹國造伊勢船木直尾張丹羽臣島田臣等之祖也とある意富臣を多とも大とも書り其は古事記を書れたる大朝臣安萬侶をば同書に太とあり姓氏錄に多朝臣出自謚神武皇子神八井耳命之後也東大寺正倉院文書に太臣族結女とあり續紀にはすべて太朝臣とみえたるにて知られたりかくて此命茨城の土雲を平定けたるのみにあらず進で蝦夷をも撃きたりためたりとみえたり事丁凱旋とあるにて知るべし○多歌郡角枯之山多歌郡は古へ高國と云し地なり國造本紀高國造志賀高穴穗朝御世彌都侶伎命孫彌佐比命定賜國造とみえ風土記多珂郡條に斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世以建御狹日命任多珂國造茲人初至歷驗地體以爲峯峻岳崇因名多珂之國謂建御狹日命者出雲臣同屬今多珂石建御狹日命常所遣時以久慈堺之助川爲道前去郡西北六十里陸奥石城郡苦麻之村爲道後其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世癸丑年多珂國造石城直美夜部石城評造部志許赤等請申惣領高向大夫以所部遠隔往來不便分置多珂石城二郡石城郡今在陸奥國堺内和名抄多珂郡多珂郷あり角枯之山の名今傳はらねど黒坂村暨破山の舊名なる事

著し其由は下に云べし。○黒坂命遇病身故身故はミツセヌと訓べし。漢書蘇武傳前以降及物故凡隨武還者九人とありて師古の注に物故謂死也言其同於鬼物而故也ともあり故の一字にても死る義に通ゆれば也。○輪轉車喪葬合に凡親王一品方相轉車云云、轎車云云、二品云云、三品云云、其轎車云云、並准一品云云とあり萬葉仙覺抄の訓にヒトキクルマとありされど義解に葬車とあるによりてハフリクルマと訓べきなり。○爰改角枯號黒前山水戸領地理誌に多珂郡黒坂村堅破山高十八町餘頂に權現の社あり往古は石山權現ともいひしよし山中に七石三瀧あり立破石方二丈餘高七尺餘其形削成すが如く圓にして半より切割たる如くなり一なり按に堅破山はいにしへの黒前山にして山の頂に切割たる如き大石ある故に後世堅破と改たるにて村名を黒坂といへるは黒坂命の故を以て名付けたるならん縁起及古に田村丸及八幡太郎義家等の奥州征伐の時此山に登り給ふしを云て里坂の命の事をいはす恐くは是黒坂命を誤て田村丸義家等の事と云傳へたるにやと云る如く實は此命茨城の佐伯を伐滅し終に陸奥の蝦夷を征けて凱旋の時此に至りてみうせぬる故に其功名を天下後世に傳へむとて其軍を止めたりし地を黒坂村と號けその山を黒坂山と名けたりしが山名は絶て専ら堅破と云事のみを傳はりて村名に遺れるにやあらむ古人の武く雄雄しく木石と共に朽さらむと思ふ意に我名を山號地名に遺す事は御世御世の天皇皇后の御名代を置給へるまた部部の民を

諸國に置いて功業を顯したる事はた筑策命の言に欲令身名者著國後代流傳と云るなどをもて思ひ明らむべきものぞ。

童女松原 婦歌之會

常陸國風土記曰香島郡童子女松原古有年少童子童女俗加味乃呼止古男稱那賀寒田之郎子女曰海上安是之嬢子並形容端正光華鄉里相聞名聲同存望念自愛心熾經月累日耀歌之會又俗云云太我岐也邂逅相遇于時郎子歌曰伊夜是是乃古麻都爾由布悉豆和乎嬢子報歌曰宇志保爾波多奈西乃古何夜蘇志志加便欲相晤恐人知之避自遊場陰松下携手促膝陳懷吐憤既釋故戀之積疹還起新歡之頻咲于時玉露抄侯金風之節皎皎桂月照處唳鶴之西洲颯颯松颯吟處度雁之東岫山寂寞兮巖泉舊夜蕭條兮烟霜新近山自

覽黃葉散林之色遙海唯聽蒼波激磧之聲茲宵于茲樂莫之
樂偏耽語之甘味頓忘夜之將開俄而鷄鳴犬吠天曉日明爰
童子等不知所爲遂愧人見化成松樹郎子謂奈美松嬢子稱

古津松自古著名至今不改釋日本紀卷十三

香島郡は風土記に香島郡條其處所有天之大神社坂戸社沼尾社合三處總稱香島之大神
因名郡焉風俗說曰或とあり和名鈔鹿島加之郡鹿島郷あり〇童子女松原本書に
松を杉に作れと誤れり今は全本及釋紀伊澤本に従ふ子女の子は符字なるべし此
松原は今之東下村是なり〇年少童子子之下女字脱たるに似たり然らざれば加味
乃乎止古加味乃乎止賣とは訓がたしこの童子女を神の男子神の乙女と云るは手
子妃神社と祭りたるより云る事なるべし手子妃社は海上安是之嬢子の靈を祭れ
るなるがかの年少童子をも合せ祭れる事著し此社息栖社の南にあり鹿島明神の
御子神と云傳へたり歌に天下る神の少女は世にも又雲の通路行かへるらむとわ
り毎年息栖宮の祭四月の朔日に祭を行ふ例日とすと鹿島社傳記また例傳記に見
えたり〇那賀寒田之郎子海上安是之嬢子この故事は何れの世とも詳かならねど

いとく上古の事にて孝徳天皇より遙にへたゝりし時未だ常陸國を置れざる前
にありし事は安是湖より南は海上國に屬き寒田沼より北は那賀國に屬たる時と
見えたるにて明かなりこの男女を那賀の云云海上の云云と云るにて知るべしか
くてこの少男女郷里の美少にて互に戀慕こぼびたりしが燐歌の時にあたりて遇ける
由なり燐歌の事は攝津風土記歌垣山の條下に云るを見よ〇郎子歌曰の下本書に
云云とあり報歌曰の下も同じ今全本によりて二首の歌便欲以下の文を補ふ仙覺
萬葉抄一に引るには同記に香島の郡の舊聞異事を注すところに海上安是之嬢子
歌曰云云とて一首の歌を擧ぐ嬢子は郎子の誤りとみゆ〇伊夜是留乃阿是乃古麻
都爾郡郷考に安是は淺瀬の義にて今の銚子口と云所即常陸原是なり鹿島郡の方
は渚汀遠く淺ければ安是と呼しならむと云る如く其阿是アセの小松になり〇由布悉
豆豆は木綿を垂シタて也〇和乎布利彌由毛小山田與清云我を振招きて見ゆる義歎詞
振るのふるも招く義と云り〇安是古は安是子にて安是之嬢子を云り〇之麻波母
は考へず之麻は助語にて安是古波母と云る義なるべし安是小島鹿島郡安是湖に
さし出たる地今かる島と云て奥谷村に屬す古の輕野郷なり〇宇志保爾波は湖に
は也〇多多牟止伊閉止は立むと云へど也〇奈西乃古何は汝兄ナニ之子が也〇夜蘇志
麻加久理は八十島隱也〇和乎彌佐婆志理之は吾を見さば知りし也一首の意は湖

は立つと雖、汝兄之子が、八十島隠りて居る吾を見給は、知り給ふらしと云るなるべし。○便欲相暗、恐人知之、避自遊場、蔭松下、携手促膝、陳懷吐憤、既釋故戀之積疹、還起新歡之頻咲は、遙に名聲を聞て、互に戀慕ひつゝ、居りし男女の間なるからに、共に相語らば、むとは思へど、人目を耻かしく、遊場より松下に蔭れて、互に往昔の憤をはるけたりと也。于時玉露抄候云云以下、漢文の縁飾にて、釋言すべき程の事なし。云云の情を語りひて、夜の深るをも忘れし由を云り、茲、宵于茲樂、莫之樂、茲樂恐くは倒置せり、コノユフベコ、ニタノシム、コ、ニコレヲタノシム、ナカランヤ、など訓べし。○俄而鷄鳴狗吠、天曉日明、爰、僮子等不知所爲、遂愧人見、化成松樹、郎子謂奈美松、嬢子稱古津松、自古著名、至今不改は、天明に至れるをもて、僮子等せむ爲しらず、人の見る事を愧ぢて、男女ともに松樹に化れり、その郎子の化れる松をば奈美松と云ひ、嬢子をば古津松と云て、古より今に傳へたりと也。かくはわれど神の男子、神の乙女なるよしと云はむとて、神異に語り傳へたるなり、實はこの男女の墓に、松樹を植たりしを號けたるものなるべし。墓に樹を植る事は、己に葬禮私考に云れば、合せ考ふべし。

大八洲照臨天皇

常陸國風土記に、あるひは卷向日代宮大八洲照臨天皇之

世と云、或云石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世、或云難波長柄豊前大朝八洲撫馭天皇之世、仙覺萬葉鈔卷一

仙覺抄に、聖王この八洲國をまろしめす故に、やすみしまわがおほきみと詠する也、されば風土記等にも、令記代御宇事にも、此義見えたり、所謂常陸國風土記にとくこの文を擧たり、○卷向日代宮は、古事記に大帶日子淤斯呂和氣天皇、坐纏向之日代宮、治天下也とみえ、後の漢論を景行と申奉る、天皇の大宮の名、石村玉穗宮は、袁本杵命、坐伊波禮之玉穗宮、治天下也とみえて、後の漢さまの御論を繼體と申奉る、天皇の大宮の名、難波長柄豊前は、書紀孝德卷に、天萬豐日天皇云云、元年冬十二月乙未朔、癸卯、天皇遷都難波長柄豊前とあり、後の漢様の御論を孝德と稱奉る、天皇の大宮の名なり、○大八洲照臨天皇は、公式令詔書式明詔書、勅旨同是、論旨、但臨時、明神御宇、日本天皇、詔旨、謂以大事、宣於、諸國、使之辭也、云云、咸聞、また、明神御宇、天皇詔旨、謂以大事、宣於、諸國、使之辭也、大八洲天皇詔旨謂以大事、宣於、諸國、使之辭也、云云、咸聞とある、御宇も御も古本にシラスとわれど、志呂志賣須と訓べく、此なる照臨所馭、撫馭は、共に舊事を語る文なれば、志呂志賣志と訓べきなり、今の全本に、卷向日代宮大八洲照臨天皇之世と云のみありて、次の二條は見えず、されど此に擧たる例の它に、全本には、行方斯貴瑞垣宮

大八洲所馭天皇之世多珂斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世卷首及行方難波
 長柄豐前大宮臨軒天皇之世信太郎行方郡の條に飛鳥淨御原大宮臨軒天皇之世久慈郡
 淡海大津大朝光宅天皇之世臨軒光宅ハアマメノシタシロシメシト記傳
 十九のに凡て古の天皇の御事を申すに古へはソノ某宮治天下天皇と申せり書紀天武
 卷に孝德天皇を難波宮治天下天皇天智天皇を於近江宮治天下天皇などある類な
 り又某宮御宇天皇とも書る御宇も阿米能志多志呂志賣志志シシと訓ことなり後世に
 は是を誤りて某天皇御宇と云て御宇を御時の意に用るは非なり御宇時とはいふ
 べしと云るが如し

新治筑波稱國

むかしはこほりをくにといへることおほしよしの國
 ともいひなにはのくにともいへり常陸國風土記にはに
 ひばりのくにしらかへのくにつくばのくにかしまのく
 になかのくにたかのくになどいへり仙覺萬葉 鈔卷一
 にひはりのくに風土記全本に昔美麻貴天皇馭宇之世爲平討東夷之荒賊俗云阿斯

乃造新治國造祖名曰比奈良珠命云云風俗諺云白遠新治之國とあり國造本紀に新
 治國造比奈羅布命定賜國造ともあり○しらかへのくにしらを本書にをとわれと
 古本にシラとあるによる風土記全本に白壁郡東筑波郡南毛野河西北並新治郡と
 あれと白壁國と云し事はみえず今の全本は此郡すべて闕たれば考ふべき縁なし
 續紀延暦四年五月丁酉の詔に改姓白髮部爲眞髮部此は光仁天皇の御諱を避たる
 也されば此時白壁は白髮の通音なる故に眞壁と改めしと見ゆ眞壁は眞和名抄眞
 壁萬加郡眞壁郷もあり石川朝臣年足墓誌に葬于攝津國島上郡白髮郷酒垂山墓
 實字六年なれば未だ延暦とある白髮郷和名抄にはなく眞上美加郷あるも此詔によ
 りて後に改めしと見えたり此墓誌を掘出しは同郡眞上光德寺村の人なりと云り
 ○つくばの國古へは紀國と云しを後に國造の名をとりて筑波と改めしなり風土
 記全本に筑波郡古老曰筑波之縣古謂紀國美萬貴天皇之世遣采女臣支屬筑篁命印
 本に筑波に作り於紀國之國造時筑篁命云欲身名者著國而後代流傳即改本號更稱筑
 波者風俗諺曰屋とあり國造本紀筑波國造阿閉色命定賜國造成務天皇とみえ和名
 抄筑波豆久郡筑波郷と云もあり○かしまのくに風土記全本香島郡云云其處所有
 天之大神社坂戸社沼尾社合三處總稱香島之大神因名郡焉風俗諺曰國和名抄鹿島
 加之郡鹿島郷ある是なり○なかのくに印本なし今古寫本によりて補ふ古事記に

神八井耳命者、常道仲國造等之祖、國造本紀、仲國造云云、建借馬命定賜國造成務天皇の御世なり、また風土記全本行方、古老曰、斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇之世、爲平東垂之荒賊、遣建借間命即此那賀とある仲國那賀國即此なり、○たかの國、風土記全本多利、古老曰、斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世、以建御狹日命、任多利國造、玆人初至、歷驗地體、以爲峰峻岳崇、因名多利之國訓建御狹日命者、即日出雲臣同國、今多利國造本紀に、高國造云云、彌佐比命定賜國造の成務天皇とみえ、和名鈔に多利郡多利郷あり、さて仙覺抄にむかしはこほりをくにといへることおほしとあるは、郡を國と正しく云りと云ふにはあらず、今の郡と云ふばかりの地を、古へは國と云りとの義にて、後の大和山城など云る一國とは異なるよしにて云るなり、

筑波峯之會

風土記云々、自阪コリヒムカシノクニ以東諸國男女、春花開時、秋葉黃節、相携ツラツキ騎、飲食齋資、騎步登臨、遊樂スサ、栖遲イリソノ、其唱曰ニ、
己コト、等ト、岐キ、氣ケ、波バ、加カ、彌ニ、阿ア、須ス、波ハ、氣ケ、牟ム、也ヤ、都ツ、伊イ、比ヒ、志シ、古コ、波ハ、多タ、賀カ、牟ム、都ツ、麻マ、奈ナ、志シ、爾ニ、和ワ、我ニ、牟ム、波ハ、夜ヤ、母ム、阿ア、氣ケ、奴ヌ、賀カ、母ム、也ヤ、利リ、詠、歌カ、甚シ、多タ、不フ、勝シ、載、車カ、俗、諺、云、筑、波、峯、之、會、不、得、娉、財、者、兒、女、不、爲、矣、

仙覺萬葉 鈔卷九

本書この文自阪云云の上に、風土記云とはなけれど、本條一段の首に、風土記云とありて、此文をも其文中に擧たるが、全本にある文なれば、上の風土記云をうけて、後は省けるものなる事著し、また本書に駢闌の二字なく、栖遲を柄進とあり、其唱曰より、載車までの文を略き、不爲の不を漏したるを、今は全本に就て訂し、且補へり、○自阪以東諸國は、足柄岳より以東の國國にて、相模、武藏、上總、下總、上毛野、下毛野、常道、道與などを云りと聞ゆ、其由は上の常陸國の下に注へり、○春花開時、秋葉黃節云云は、春秋二時に、男女相携はり、飲食を齋して、筑波山に登り、遊樂を云ふ、即萬葉集に所謂耀歌會これなり、耀歌の事は上の耀歌之會、また攝津風土記歌垣山の注に云るを合せ見るべし、○都久波尼爾は、於筑波嶺なり、阿波牟止は將逢なり、伊比志古波は、所言之女兒なり、多賀己等岐氣波は、誰兒と聞者なり、加彌尼詳ならず、闕字あるべし、阿須波氣牟は、遊びけむにて、也は助辭の如く、歌一首の終に置たるなれば、歌詞にはあらず、次なるも同じ、印本に、也と假字さしたるは非也、○都久波尼爾は上に同じ、伊保利互は、庵にて假寐する意にや、都麻奈志爾は無妻なり、和我彌欲牟呂波は、我寢む夜者に、呂は助語なり、萬葉に筑波乃彌呂とある呂是なり、波夜母阿氣奴賀母、早も不曉哉なり、一首の意は、筑波の耀歌會にいほりして、人妻を得ず一人ぬる夜は淋しければ、

夜の早く明けよかしと思ふに、未だ明やらぬと云るにて、妻問ひに妻を得ざる夫のよめる歌なるべし。○詠歌甚多、不勝載車は、上に擧たる如く、男女の耀歌いと多かりし由なり。○筑波峰之會、不得聘財者、兒女不爲矣は、萬葉にこの耀歌會の事をよみて、男神毛許賜女神毛千羽日給而云とあるを、仙覺抄にこれはかのつくば山の男の神、女の神、東國男女、かの山にのほりて、耀歌の會をなす事をゆるし給へりと云る如くの風俗なりければ、此會に妻問ふ男の財を得ざるばかりの婦女をば女子と爲ずと云ふほどに競争し事を云る諺と聞えたり。萬葉集卷九、登筑波嶺爲耀歌會日作歌とある併せ考ふべし。萬葉古義に、耀歌者、東俗語曰賀我比とありて、歌垣も耀歌も同事なるを、都方にては昔のまゝに歌垣と稱傳へ、東語には加賀比とぞいへりけむ。古事記また攝津風土記などに見えたるは、時として行はれける一の戯場と見ゆるに、萬葉にみえたるは、毎年日月定まりて昔よりありける行事なること、歌の趣にて知られたり。風土記に、歌垣と耀歌會とを、一つにこめて俗云と云へるはあらじと云り。

大神驛

常陸國風土記云、新治郡驛家名曰大神、所以然稱者、大蛇多在、因名驛家云云、仙覺萬葉鈔卷二

この文全本に脱たり、新治郡驛家名曰大神、この驛延喜の兵部式にはみえず、既に廢たるにやあらむ。大神は和名鈔新治郡巨神郷是にて、今茨城郡大郷戸、稻田等の村なり。大神は大蛇の事なり、萬葉集卷二吾崗之於可美爾言而令落雪之摧之彼所爾塵家武書紀開闢此云久良於箇美豐後風土記直入球單郷の下に即有蛇窟箇美と云るをもて、大蛇を大神と云し事知るへし、中山信名曰、この大蛇の多く住しと云る地は、即等間城の西なる大郷戸、稻田の地なり。大郷戸は即大神門にて、大神郷の入口を云へり。神をカウと云は、神主を古訓にカウメシと訓み、奪取神官の詞に、神主をカウとのみよへる、鹿島に郷戸原あるも、神門原の義なる類也。續伽倻子にも明德の頃笠間のほとりにて、大蛇に逢し事を記し、元祿寶永の頃笠間の士妖怪を斬しに、後橋下より大蛇の朽骨出たりと云ひ、其二里程去て大橋村に大蛇あり、寶曆中洪水の時、宍戸川崩れて大蛇の朽骨を出せる事あり、大神郷に延喜神名式なる稻田神社ありて、素盞鳴尊を併祭れるも、大蛇に由ありと云り。

流海

常陸の鹿嶋の崎と、下總のうなかみとのあはひより、遠くいりたる海あり、末はながれなり、風土記にはこれを流海とかけり、今の人はずちの海となん申す、仙覺萬葉鈔卷十四

鹿島崎は常陸の鹿島郡の地勢海にさし出たる故に云り、鹿島社例傳記に鹿島崎と云は、東の荒海也、碁石多く寄來る磯浦也、碁石濱共云、彼仙洞に行し樵夫は斧の柄の朽果るまで年月の積も不知、此鹿島旅客は碁石を拾ひ、日影の傾を忘るとなん、斧の柄は此浦にても朽ぬべし、かへさわする、濱の眞砂に、とありて此處にかざる如く云るはひがこと也、此なるは下總の海上即銚子口と、鹿島の常陸原との間を流る、利根川の水脈を云りと聞ゆ、○うなかみは、和名抄下總國海上加美奈郡にて、鹿島郡と相對へり、さて今鹿島郡神池までは、古の海上國にてありしなり、海上國造は、國造本紀に、下海上國造、輕島豐明朝御世、上海上國造祖孫久都伎直定賜國造とある、此國內なりし事は、風土記全本鹿島郡の條に、古老曰、難波長柄豐前大朝取宇天皇之世、己酉年大乙上中臣國子大乙下中臣部兔子等、請惣領高向大夫、割下總國海上國造部内輕野以南一里、那賀國造部内寒田以北五里、別置神郡とみゐて、延喜神名式に、大洗磯前藥師菩薩神社名神を鹿島郡とあれば、神の池より北、今の茨城郡なる磯濱村のあたりは、古へ那賀國內なりし也、○遠くいりたる海は、件の下總、常陸の中間を流る、利根川水脈にて、今十六島より西北をかけて云るものなるべし、○流海は、風土記全本香島郡の下に、西流海とあり、萬葉集卷十四常陸國歌に、比多知奈流、奈左可能宇美乃多麻毛許會、比氣波多延、須禮阿村可多延世武とある歌を、仙覺抄に、ひたちのくに、な

かのうみといふは、いづくにゐるぞと、としごるゐまたの人にたづぬれども、すべてしりたる人なし、名をだにもきかずとなん申す、さればちからをよばぬによりてこれを案ずるに、常陸乃鹿島崎と、下總のうなかみとのあはひより、遠くいりたる海あり、ずゑはふたながれなり、風土記にはこれを流海とかけり、今の人はずちのうみとなん申す、そのうみ一なかれは、北のかた鹿島の郡、南のかた行方の郡とのなかにいれり、ひとながれは北のかた行方郡と、下總の國のさかひをへて、信太の郡、茨城の郡までにいれり、○菟云、古の行方、信太、茨城の郡をしかるに、かのうちのうみ、鹽のみつるときには、浪殊にさかのぼる、しかれば浪のさかのぼる義によりて、なさかのうみといふべき也、けり、云云、かのふたながれに、玉藻おほくおひなびけり、あとかたえせんとは、なかたえせんといへるなりと云り、中山信名云、おのれ舟にて、この海をわたりける時に、鹽のみつるには、あらず、波のさかさまに立を見たりき、その大様は水はおのづから水上よりくたりきながら、やうやく浪高くなりて、泡のくだくるほどには、何にあたるとは無れど、やがて水上の方へうち返る也、これは大きに廣き内海なれば、風のひかへるさまによりて、かく逆さまに浪は返るなるべし、此海は鹿島、香取の間三里と云て、甚廣大なれば、風のあたりも殊に強く、波の逆立て、水上の方へ及へるさま、常によく見ゆる也、されば全く鹽の満干にかゝはれるには、あるべか

らず、因に云、昔長元の頃、源頼信朝臣勅を受けて、平忠常を攻むために、鹿島香取のあはひなる内海を越られたる由、今昔物語に見えたるは、即この波さかの海のことにて、その時の浅瀬は、今は淵となりて、加藤洲の十六洲とぞ云なる、忠常が居たる處は、下總國名古屋村なる油崎の故城なりとぞ、其わたりの老人は語り傳へたむなるとみえたるにて、いとよく知られたり。

枳波都久岡

枳波都久岡、常陸國眞壁郡にあり、風土記に見えたり、仙覺萬葉

十鈔四卷
萬葉集卷十四未勘國雜歌に、伎波都久乃乎加能久君美良和禮都賣杼故爾毛乃多奈布西奈等都麻佐彌久君美良は重なり、故爾毛は籠にも、乃多奈布は滿無なり、西奈等與夫となり、に、風土記を引て、眞壁郡と云るなり、今其處詳ならず、とある歌につきて、仙覺が抄

かひや

登蓮法師云、ひたちの國の風土記に、あさくひろきをば澤といふ、ふかくせばきをばかひやといふ、とみえたりとも

侍しかど、彼風土記未見ば、おぼつかなし、袖中鈔

かひや萬葉集卷十に、朝霞鹿火屋之下爾鳴蝦蟇聲谷開者吾將戀八方同十六に朝霞香火屋之下耳鳴川津之努比管有常將告兒毛欲得とある鹿火屋、また香火屋これなり、本書の趣にては、水ありて深く狭きを云由なれどいかゝあらむ、冠辭考にこの冠辭は、朝霞の加乎留といふ語なるを畧きて、かの一言にいひかけし成べし、そのよしは神代記に、我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉、云云、萬葉卷二に、伊勢の 鬪氣能味香乎禰流國爾ともいひて、古へは雲霞烟霧などの曇るをかをるといひつれば也、今昔物語の辭り合たる中より、つきまぎれて出てと その霞烟霧など相通はしいひつるは、卷中に春山の霧にまどへる然とも、卷二に秋田のほの上に霧合朝がすみとも、又すへては霞立春びとつゝくるを、卷十三には煙立春、日暮ともよみたり、鹿火屋は二つの意得あり、一つには深き山里にて、猪鹿を追べき假菴に、賤が入居て引板をならしこゑをもたて、且夜もすがらほたを焼き、草などをくゆらすに、人ある事を知て、けもの、田によりこぬ也、また引板は水にあやつり、火をもいたづらにくゆらせおきて、人ありげに見する田ところもあり、かくてとかくに火をおくなれば、鹿火屋と書るを正しとすべし、今一つは卷十一に足日本之山田守翁置蚊火之下粉枯耳余戀居久とて置蚊火とかき

つれば、初秋の頃に田を守賤が蚊やりとてくゆらする火とも爲べし、然はあれど右のごと鹿おどす料の火をおくからは、それ即かやりともなるべきを此よみ人は一かたにつきて蚊火と書しにや、猶雄略紀に、小鹿火と書たる人の名も傳れば、前のかたによるべく覺ゆとみえ、和訓栞には、山里の鹿を追ふとて、假屋を造りて雨を防ぎ、臭き物をくゆらすをいふ、今はちひさき屋を造りて、其内に燈をともし置といへり、紀の熊野の邊にては、今もかびといふとぞ、吉澤氏の説に、信濃國にはかべ屋と稱するもの、農家に各あり、片やねにて藁ふき也、羅旬蕪菁などを蓄へ置り、こも鹿火屋の轉訛なるべしといへり、

曝井

常陸國風土記云、那賀郡云、自郡東北挾粟河、而置驛家、本粟河、謂河内驛、當其以南、泉出坂中、水多流、尤清、謂之曝井、縁泉所居村落婦女、夏月會集、浣布曝乾、萬葉

那賀郡より注文名之まで、本書にはなきを全本によりて補ふ、○挾粟河は、本書疾粟河に作りトキハカハと訓ず、和名抄那珂郡常石郷あり、今の茨城郡常葉村これなり、

されど印本に挾粟河とあるに従ふ方妥當ならむ、一説に疾は臨の誤にて、臨粟河なるべし、中山信名云、粟河は那珂川の一名なり、驛家は河内驛にて、川の南なれば、臨粟河とはかける也、上古粟河は驛家の下につきて流れしと見ゆ、今は長者宅より東北の地は、坪と云田島となれり、故に本近粟河とも書るなり、其驛長の居室は、今は茨城郡に入て、渡村なる長者屋敷なり、俗傳に一守長者と云、側に鐘懸松あり、長者糠塚あり、渡村は古の河内郷の屬邑なればなり、那珂の郡家は、今の茨城郡なる川和田村なり、渡村、上河内、中河内皆其東北にあり、風土記の文と啗合す、日本後紀弘仁三年九月癸丑、廢常陸國安侯河内、石橋、助川、藻島、棚橋、六驛、更建小田、雄薩、田後等三驛と見えたり、此時こゝの驛も停められたるを、延喜兵部式に、常陸國驛馬榛谷五疋、安侯二疋、會瀬五疋、河内、田後、山田、雄薩各二疋とのせられたれば、安侯河内の二驛は、弘仁の後又更に置れし事明なり、○當其以南、泉出坂中、水多流、尤清、謂之曝井、この曝井は、今茨城郡袴塚村、愛宕祠の西なる坂の中段にあり、瀧坂と云所なり、袴塚と坪渡と、其地近接にして、曝井は實に坪渡の南方に位す、そのわたりを曝臺といふ、その裾の田を曝田といひて、今も坂の半に清水の湧出あり、風土記に當其以南、泉出坂中、水多流、尤清とあるに適へり、萬葉集卷九に、三粟乃中、爾向有曝井、之不絶、將通彼所、爾妻毛、我とみえたる中は、那珂にて、粟河の事なり、延喜主計式、暴布は此曝井にて、さらせる布

を貢せしなるべし、さてこそ縁泉所居村落婦女、夏月會集浣布曝乾とは云るなるべ
けれ、信名云、萬葉集にも那賀郡曝井とあり、れども、國名を脱せし故に、八雲抄及五代集
歌枕などに、紀伊國の名所となされたり、これは諸國に那珂と云る郡多かる中に、中
世以後那賀の字を用ふるものは、紀伊國に限れる故に、彼國なりと思ひ誤されるな
り、されど常陸の那珂も、萬葉撰ばるゝ頃は、那賀の字に従ひたれば、本國なる事論を
待たず、ことに風土記の文明なるをや、さて萬葉に曝井の次に、手綱濱の歌をのせた
り、この手綱も常國多珂郡なるを、八雲御抄等には、曝井を紀伊國とせられしにより、
これをも紀伊の名所にせられたり、殊に據なき僻事也、と云るは委しき考なり、

多那許呂命

常陸風土記云、茨城國造初祖多那許呂命、仕息長帶比賣天
皇之朝、當至品太天皇之誕時、多那許呂命有子八人、中男筑
波使主、茨城郡湯坐連等之初祖也、西峯校正

茨城國造は、古事記卷上天津日子根命者、凡川内國造額田部湯坐連、茨木國造倭田中直、
山代國造馬來田國造、道尻岐閉國造、周芳國造、倭滝知造、高市縣主、蒲生稻寸、三枝部造

等之祖也、書紀神代卷に、天津彦根命、此茨城國造、額田部連等遠祖也と見え、多那許呂
命は新撰姓氏錄に、天津彦根命十二世孫建許呂命、國造本紀師長、須惠馬來田國造等
の條に、茨城國造祖建許侶命とあり、本紀風土記等を以て、其年歴を考ふるに、大凡成
務天皇の御世より、息長帶比賣命の御世まで、仕へ奉りし人なるべし、其兒の國造と
なりしは、多く成務應神の朝にあるを以て、しか思はるゝ也、○當至品太天皇之誕時、
云云、以下本書にはなきを全本によりて補ふ、○有子八人は、國造本紀須惠國造、今上
周准郡志賀高穴穗朝、茨城國造祖建許侶命、兒大布日意彌命、定賜國造、馬來田國造、今
國造、同御世建許呂命、兒深河意彌命、云云とあり、以下須惠國造條とす、同文、茨城國造
輕島豐明朝御世、天津彦根命孫筑紫刀禰定賜國造とある、此筑紫は、風土記によるに
筑波の誤なるべし、さて建許呂命兒と云文なけれども、決て其兒なるべし、道口岐閉
國造、同御世建許呂命兒、宇佐比乃禰云云、石背國造、今陸奥國志賀高穴穗朝御世、以建
許呂命兒建彌依米命、定賜國造、石城國造、同御世、以建許呂命、定賜國造とあるは、誤れ
て、明のたり、を以周防國造、輕島豐明朝、茨城國造同祖、加米乃意美、定賜國造とある、加米
乃意美は、建許呂命の兒と云事みえざれど、兒にてありしなるべし、此人の兒は、意彌
と、刀禰と分ちて號けたりげに思はるれば也、上件に擧たる如くにて、建許呂命の子
八人にてありし事を知るべし、○中男筑波使主は、國造本紀に筑紫刀禰とある同人

にて、紫は波の誤なる事上に云るが如し、國造本紀に、茨城國造、輕島豐明朝御世、天津彦根命孫、筑紫刀禰定賜國造とみえたる人にて、茨城郡湯坐連とある茨城郡は、額田部の誤にはあらじ歟、また郡は國造とありしを誤れる歟、然云由は國造本紀に、筑紫刀禰を茨城國造に定賜ふとみえ、書紀に天津彦根命者、茨城國造額田部湯坐連等祖也とあればなり、此時いまだ茨城郡名もあらざれば、郡は衍字にて、茨城湯坐連と云もありしが、もとより同族なりし故に、此郡中に湯坐連の居りつるもありしなるべし、茨城の隣郡なる那賀郡に、額田村あるは此に由あり、姓氏錄に、三枝部連、額田部湯坐連同祖、天津彦根命十四世孫、建許呂命之後也、と云るを三代實錄、貞觀十七年十二月廿七日丁丑、授正六位上三枝祇神從五位下とあるに合せ考ふるに、三枝祇神は加波山中宮にて、其棟札に三枝神社と記せるがありといひ、其山は古へ茨城郡と、眞壁郡との界にあるを以て思ふに、即茨城國造同族なりし、三枝部連の祖神を祭れるなるべし、額田部湯坐連は、姓氏錄に天津彦根命子、明立天御影命之後也、允恭天皇御世被遣薩摩國平華人復奏之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛、天皇喜之、賜姓額田部也、比多比の形なり、また額田部河田連、同神彦根、三世孫、意富伊我都命之後也、允恭天皇御世、獻額田馬、天皇勅此馬、額如田町、仍賜姓額田連とあり、湯坐は古事記垂仁に、定大湯坐若湯坐記傳廿四五丁に曰く、書紀雄略卷に、湯人此云、與衛とある是なり、神代

卷に亦云、彦火火出見尊、取婦人爲乳母、湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用他姬婦以乳養皇子焉、此世取乳母、養兒之緣也、と見ゆ、湯坐は兒に湯を浴する婦と聞えたり、右の神代卷に、湯母と湯坐とあるは、湯母は兒に湯を飲しむる婦なるべし、飯嚼は飯を嚼で兒に食はしむる者なるべし、湯母は兒に湯を飲しむる者もあるなり、其にとりて、惠と云ふ義も、坐、字を書る由も、いかならむ未思得ず、若くは由須な中、約て由となれば、由惠と云り、若然らば兒を湯、七、五、丁、さてた、額田部連ともあれば、此湯坐連は其氏人の中に、湯坐の事の由に付て、別に賜りし姓なるべし、さて後に其湯坐連の方、榮えて廣がりける故に、此記には其を擧げ、明紀姓の人には、孝德紀、孝謙紀、仁田部連の人には、書紀には本を擧たるなるべし、さて書紀顯宗卷に、倭國山邊郡額田邑、和名抄に平群郡額田奴加多、今此郡に額田河内國河内郡額田などあり、これらは姓氏錄の說の如くば、此姓より出たる地にや猶尋ねべし、地名、姓、また人名より出たる名が多し、又神名式に、伊勢國桑名郡額田神社あり、同郡多度神は、この天津日子根命なれば、此社も此姓によしあるべし、又類聚國史に額田國造と云姓の人もあり、此は同姓か異姓か猶考べしと云ひて、湯坐連となれる由を云はず、故考ふるに、風土記に當至品太天皇之誕時、多祁許呂命有子八人、中男筑波使主、茨城郡湯坐連等之初祖也、と品太天皇の誕時にかけて云るは、此時多祁許呂命の兒八人の中なる、茨城國造に任されし、筑波使主、即征韓の御扨役ミカドにありて、其皇子の湯坐の事に仕奉りし故に、殊

に湯坐連も賜ひけむ依て湯坐連等之初祖とは云るなるべし若然らばその湯坐の
事仕奉りしは筑紫なりし故に筑紫使主など稱へられしにもやわらむ然らば風土
記は誤りと
すべ

靜織里

常陸風土記云久慈郡西〇里靜織里上古之時織綾之機人
未知之于時此村初織因名西代卷正

〇里本書になきを全本によりて補ふ上古之時の下印本未識二字あれど加賀本に
なきは本書と合へり人未知之印本に未在知人とあるを加賀本に在を此と作り〇
久慈郡の名義は次の久慈理岡の條に云を見るべし〇靜織里は和名抄久慈郡倭文
郷あり今那珂郡靜村是なり靜織は倭文に同じ古語拾遺に令天羽槌雄神倭文遺織
文布とみえ日本紀神代卷武甕槌經津主二に一云二神遂誅邪神及草木石類皆已平
了其所不服者唯星神香々背男耳故加遣倭文神建葉槌命者則服故二神登天也とわ
り天武卷に倭文此云之頭於利とあれば倭文を正しくは之頭於利と訓べし倭文神
は神名式大和國葛下郡に葛木倭文坐天羽雷命神社あり書紀拾遺によりて考ふる
に建羽槌命とも天羽槌雄命とも天羽雷命とも稱へて何れも同神なり又神名式常

陸國久慈郡靜神社名神即靜村に坐して建葉槌命を祭れり主計式に常陸國倭文三
十一端釋日本紀に大問云此神在何處哉先師申云坐常陸國依之諸祭幣物内倭文者
常陸國之所濟也日本紀纂疏に倭文者謂布有文者常陸國所出建葉槌命在常陸出倭
文地故曰倭文神恐是武甕槌之屬也歟とあるを以て此神上古此里に坐して始て倭
文を織る事を人に教へ給ひしより倭文布を神調として獻りたりけむ其神裔倭文
部氏も世々此に住居し故に萬葉集卷廿久慈郡防人に倭文部可良麻呂など云ふ人
もありしなるべし織綾とは纂疏に謂布有文者とあるものにて布の綾あるもの即
倭文なり倭文は筋織の義なるべし齋宮式常陸倭文二疋新猿樂記に常陸綾布など
ある即此地の出す所と見えたり式部本郡に長婦部神社ありて長婦部連祖神多且
命を祭り天之志其波神社ありて衣服を掌ります
長白羽神を祭れるみな此此村初織因名は綾を織る術を知る人なかりし時に倭文
に山織あるを思ふべき也此村初織因名は綾を織る術を知る人なかりし時に倭文
神此地に來坐して教へ給ひたりしなるべし靜神社の末社に高房社あり今に至る
まで近里の婦人木綿を織れば必ず其端をさきて此に獻ず女工を祈ることあるは
古風の遺れるなり社傳の説に本社天手力男命を主として高皇產靈尊思兼命を合
せ祭る山云れど實は末社なる高房神即建葉槌神に坐すを後世の神官いかなる由
にて如此は誤り來にけむ抑高房の高は稱美の辭にて房は古語拾遺に好麻之所生
故謂之總國とある如く機物に縁あるのみならず高房神は鹿島香取神宮の末社に

もありて、建葉槌命を祭ると云傳ふるをもて、書紀の古傳に適へる事、本社^高の城内高房神^高なるは、却て靜神社の主神なる事を思ひ辨ふべし、かくて天手力男命と云は、大同元年に茨城郡下小坂村より、遷したる明證あれば、主神にまさる事も明らかなり。

久慈理岳

常陸國ニ久慈理ノ岳ト云フヲカアリ、其ヲカノスカタ鯨鯨ニニタルユヘニ、カク云ヘリト、云々、俗語謂鯨爲久慈理

ト云ヘリ、塵袋 卷六

本書に此文をのせて、風土記とも國記とも云ざれども、風土記全本に據りて、風土記の文なる事著ければ、此に擧つる也、全本に云く久慈郡^{東大海、南西郡、北}自郡以南、近有小丘、體似鯨鯢、倭武天皇因名久慈^{郡、多珂郡、陸奥國、堺岳、}ねど、名久慈の下に、俗語謂鯨爲久慈理と云文を補ふ時は、文意よく聞ゆるなり、○久慈理岳、今此名ある事なし、東極雜記に、久慈郡中野村に丘あり、遠山氏の墟と云、其丘上頗る削平たる如く見ゆるは、遠山氏の館を構へむとてのわざなるべし、風土記に

體似鯨鯢とある丘は、即この丘ならんと、石川久徵云へり、其山長三百六十間餘、高四十間餘、上平地五十間餘にて、社山三十間あり、信名云、其圖を見るに、いかにも鯨鯢の形状あり、古の郡家は久米村の邊と見ゆれば、中野の丘よりは北に當れば、石川氏の説然るべしと云へり、○俗語鯨謂久慈理とあるを全本と合せ考るに、日本武尊東征の時、此丘の鯨鯢に似たるを以て、久慈と號け給ひし、其久慈を常陸の方言には、久慈理と云し由なり、然らば古へ鯨を久慈とも云る歟、方言の久慈理を約めて、久慈と名けられしにや、久慈理は古事記神武天皇の大御歌に、伊須久波斯、久治良佐夜流とある久治良にて、慈は治なるべきを、慈とあるは、萬葉集廿常陸防人倭文部可良麿歌に、荒男も立やはいかる^{アラシノ}と云ふべき立^{タテ}を多志^{タシ}とかき、又下野防人中臣都足國が歌に、父と云ふべきを阿母志々とあるにて、東國の語にて知と志と相通ふ事を知るべし、此時鯨鯢に似たる小丘より、久慈の名起り、遂に國名となれりしなるべし、國造本紀に、久自國造、志賀高穴穗朝御代、物部連祖伊香色雄命三世孫、船瀬足尼定賜國造とあるにて著し、さて後には郡名ともなりし也、和名抄、常陸國久慈郡と云る是なり、さて此久慈理の理は、羅と訓べき證ありとて、黒河春村の考あり、萬葉集卷一に、山邊乃御井乎見我且利、同卷十七に、秋田乃穗牟伎見我底利、云々、とあるを同卷十八に、可多麻知我底良、同卷十九に、可多見我氏良、とあるに倣ひて、我氏利をも我氏良と訓べし利

は吳の拗音ライなれば省呼してラの假字とせし也、利をラの假字に用ひし例は、同卷十四に阿之我利能、云云、阿之我利乃、また阿之賀利乃、とあるどもは足柄なり、同卷五に斯和何伎多利斯とあるは、鍛搔令垂なり、同卷十七に、已母理古非は妹等戀なり、垂仁紀二年一書に都怒我阿羅斯等亦名曰于斯岐阿利叱知干岐とある、阿利叱智もアラシトと訓べきなり、北史倭國に倭王姓阿每字多利思比孤遣使、云云とあるは天足彦なり、又武藏國幡羅郡妻沼村に摩多利神の大社あり、是則マタラ神なり、釋紀五に淡路紀伊國之境由理驛、云云、是今之由良湊なるべし、塵袋に、久慈理岡とある理も、ラの假字なる證也、とあるいとく、おもしろき考なり、

琴瑟

琴瑟トテ、一雙ニイハル、物也、瑟ハ日本ニハナキ歟、當時ハ絶テナシ、昔ハトモニ有ケリ、瑟ヲバ此國ニヒサツト云ケル、常陸國記ニ探大谷村之大榛、木材造鼓、末材造瑟、俗云比佐頭ト云ヘリ、琴ハ此朝ニタエタリ、昔ハ歌仙ノ興風ゾ、琴ノ上手ニテゾアリケル、塵袋卷六塵添、壺袋卷六塵添、壺袋卷十一

琴は古事記國の段に、大己貴命の事を、負其妻須世理毘賣、即取持其大神之生太刀、與生弓矢、及天詔琴、而逃之、其天詔琴拂樹而地動鳴、また仲哀卷に、天皇控御琴、而建内宿禰大臣居於沙庭、請神之命、書紀武烈紀の歌に、琴騰我瀨、爾積謂、屢箇比謎、また元々集に、凡神樂起、在昔素戔鳴神奉為日神行甚無狀、種々陵侮、于時天照大神、赫怒入天石窟、閉磐戶而幽居焉、云云、太子高皇產靈神命宣天會八十萬神於天八瀨河原、深思遠慮、於天原窟戶前舉庭火畢、作俳優猿女君祖、天鈿女命、採天香山竹、其節間、雕風孔通和氣、前類是亦天香弓與並、叩紗、今世謂和木々合々而備安樂聲、移和風、顯八音、即猿女神、伸手抗聲、或歌、或舞、顯清淨之妙音、供神樂曲調、當此時、歎解神怒、妖氣既明、无復風塵、以來風雨隨時、若日月全度とみえ、河海抄或説曰、和琴の濫觴は、弓絃をもちてひきながらして、是を神樂に用ひたるを、彼人琴につくりうつせり、と申傳へたるを、上總國の濟物のふるさしるし文に、弓六張と書く、注に御神樂料と書りとぞ、いみじき事也、長明夫和琴者、依為本朝之歌器、不載漢字之書、藉上始自神皇、下至人倫、之今公宴之、庭私遊之時、無不相携、但云調子、云柏子、暗習音曲、不傳案譜、云云、などありて、神代より琴ある事は、更にも云はず、大刀弓矢に並べて云るを思へば、有が中にも重き器財なること知られたり、〇瑟は和名鈔孫、楠切削云瑟、所稱樂器似箏而三十六絃とありて、和名を載せられず、故日本にはなき歟と云るなるべし、〇大谷村は、風土記全本の行方郡の

條に倭武命降自此岡至大益河乘艤舟上時折棹楫因名其河稱無梶河此則茨城行方
 二郡之界河とある大益また和名抄鹿島郡大屋郷これなり郡郷考に今夏海村松川
 と田崎村との間大谷と云ふ所あり大屋と同訓なり是郷名の遺なるべし其地より
 出て田崎の東を經太田村の西にて涸沼に入る小流を大谷川と稱すまた茨城郡大益
 河は川源を今新治郡成井村に發し今茨城郡羽鳥花野井の西を歷て大谷に至る因
 て古大谷川の名あり東鑑四年佐竹義政を致せる大谷橋も其川に架したる故の名
 なれども後其名を失へり大谷にて今新治郡村上の方より西來する小流を納れそ
 れより南流し天正頃是より新治茨城二郡の界となり竹原東大橋西の間にて驛
 路を横絶し小井戸西川戸東を過て新治郡玉里川中子西行方郡小河東の間を南流
 し流海に歸すまた行方郡大益は後の大谷にて風土記の頃は二郡の界なりしが和名
 鈿には鹿島本書城とあるは誤に入り文祿以後風土記の舊に復せりとあるが如
 し〇大槲は古事記雄略に又一時天皇登幸葛城之山上爾大猪即天皇以鳴鏑射其猪
 之時其猪怒而宇多岐依來故天皇畏其宇多岐登坐槲上爾歌曰夜瀆美斯志和賀意富
 岐美能阿蘇婆志斯志斯能夜美斯志能宇多岐加斯古美和賀爾宜能煩理斯阿理衰能
 波理能紀能延陀とある槲を御歌に波理能紀とあればしか訓べき事決し本居宣長
 云今俗に波牟能木と云物なり萬葉の歌に槲とあるも是なり昔波理と訓べし波牟能木と訓べし

は誤と云る槲木の大樹を大槲とは云るなるべし新撰字鏡に槲士巾反藪生木曰槲
 草藪生曰薄也波自波彌とみえたる槲とは異なり〇本材造鼓末材造瑟この本材を
 本書にモトヲキツテハとあれど材は材にてキルころにはあらず繼體卷春日皇
 女の歌に菅母唳能能細能能智婆能成那能峨能例能俱能屢能歌能開能以能矩能美能娜能開能余能囊能開能漢能等能陸
 鳴能磨能苜能爾能都能俱能唳能瀆能衛能陸能鳴能府能曳能爾能都能俱能唳能古能事能記能神能宇能遲能和能紀能郎能子能の能御能歌能に
 知能波能夜能比能登能宇能遲能和能多能理能遲能和能多能理能是能遲能多能豆能流能阿能豆能佐能由能美能麻能由能美能伊能岐能良能牟能登能許能々
 呂能波能母能閉能杆能伊能斗能良能牟能登能許能々呂波能母能閉能杆能伊能斗能良能牟能登能許能々呂波能母能閉能杆能伊能斗能良能牟能登能許能々
 於能母能比能傳能交能た能雄能界能天皇能の能大能御能歌能に能久能佐能加能辨能能能許能知能能能夜能麻能登能多能々能美能許能母能幣能具能理能能
 夜能麻能能能許能知能基能知能能能夜能麻能能能賀能比能爾能多能知能邪能加能由能流能波能毘能呂能久能麻能加能斯能母能登能爾能波能伊能久能美能陀
 氣能淤能斐能須能惠能幣能爾能波能多能斯能美能陀能氣能淤能斐能とあるに因て母登幣衰婆都豆美爾都久利須惠
 幣衰婆比佐頭爾都久利伎と訓べきなり〇鼓和名抄に鼓和名都々美また大鼓和名
 於保豆々美今案俗或謂之四鼓又小鼓有一二三之名以應節次第取名也また槲一名
 枹字亦作桴所以擊大鼓也俗云豆々美乃波知また桴鼓俗云須利都々美また桴鼓和
 名不利豆々美また腰鼓俗云三乃豆々美本朝令云腰鼓師腰鼓讀久禮豆々美今吳樂
 所用是也なごり本居宣長云古へに鼓と云しは今世の大鼓のとにて今鼓と云物
 は鼓の中の一様なり又和名抄に大鼓とあるは今の大鼓の中の一様なり但し今も

雅樂に大鼓と云物は、かの大鼓なり、俗間に大鼓と云物は古の鼓也、又猿樂に大鼓、小鼓と云あり、其は今の世に云鼓の中の大小也、古に大鼓、小鼓といへるは是にあらざ、凡てこれら古と今と名のかはりあるとを辨ふべし、よくせずはまぎれつべし、或人云、都豆美は都墨の字音也、唐書禮樂志に、天竺伎、都墨鼓あり、白孔六帖に、都墨、答臘、本外夷樂、都墨、似腰鼓而小、答臘、即蜡鼓也、とありといへり、都墨と云も、答臘と云も、本其音によりて着たる名と聞ゆ、さて皇國にて都豆美と云は、阿豆美を阿墨と書る例などを思ふにも、まことに都墨の字音なるべく思はる、然らば皇國に本より有し物には非ず、外國より來つる物なるべしと云り、猶よく考べし、〇比佐頭は、它書に見あたらす、その名義も考ふべきよしなし、されど比佐頭また比佐とも云るにや、延曆太神宮儀式六月十五日直會條下に、奈保良比御歌仕奉、其歌波、佐古久志、侶伊須々乃宮仁御氣立耳、〇五十鈴の宮の大前に御膳物供へ、机に宇都奈留比佐渡宮、毛止止侶、式解に、膝打て歌ひ遊ぶなり、古事記尤恭段に、舉手打、膝際、阿那傳、萬葉十六安積歌の條に、右歌傳云々、擊其三原、其歌云々と見ゆ、禰宜内人已下御饗奉りたれば、歡喜て膝打てうたひ遊ぶと云り、次御歌令仕奉、其歌波、毛々志貴乃、意保美也、人乃、多乃志美止、宇都奈留比佐婆美也、毛止々侶爾、また神樂竈殿歌に、とよへつひ、みあそびすらし、久かたの、天のかはらに、とよへつひ、みあそびすらしも、ひさのこゑする、ひさのこゑする、とみえたる比佐、ひさ共

に佐を濁音によめるもいかゞなるに、神樂歌なるは、琴とひさとをつらねたれば、瑟の事にてあるべし、宇都奈留比佐とは、毛詩に如鼓瑟、琴、尙書に搏拊琴瑟、以詠祖考來格などの義にて、瑟を拊とも云りしなるべし、黒河春村が書るものに、比佐頭は、深川元儒考に、比佐能古惠、須留とある、比佐同物にはわらぬ歟と云る、由ありげ也と云ひ、友人御巫清直も、比佐は決めて比佐頭にて、膝打聲にはわらじと云りき、〇琴ハ此朝ニタエタリ、記傳十三丁に、後に漢國よりも、此類の樂器くさく渡まうて來ては、御國に本よりあるをば、倭琴と云ひ、彼のをば唐琴と云り、備前國に唐琴と云地名のありを以て、古、此名ありしことを知ぬ、さて又後には分て、琴のこと、箏のこと、琵琶のこなど云り、かくて中昔までは、此倭琴をも常に弘くもてあそばれて、殊に諸の樂器の中の最上と定められしも、神代より深き故ありて、本より大御國の物なればなるべし、さて然重んじ貴ばれしあまりにや、後、世には其家に深く秘て、ひろくは傳へぬことになりぬるから、遂に世間には、たゞ名をのみ聞て、如何なる物とも、その狀をだにまらず、況て彈法知る人は絶てなく、たゞ其家にのみ傳へて、わづかに神遊などのみ、用ることゝなりぬるは、いとくちをしく、心うきわさなりかし、さて上代乃琴は、木を以ても、竹を以ても造りしと見ゆ、木以造しことは、高津宮殿に見え、竹以造し證は、書紀繼體卷歌に見ゆ、絃の數は六帖の歌に、六の絃とよめる如く、中昔より

のは六なり、上代より然るか、甕栗宮段、衰那命の御詠言に、八絃琴とある八は、例の彌の意ならむか、但し東遊歌に、奈々津乎乃也川乎乃古止乎之良部太留とあれば、定れる數はなかりしにや、凡ての製も、上代のはいさゝか變りさぬることなきにしもあらずとあり、〇歌仙の興風は、作者部類に、六位藤興風、河内大椽治部少輔、父は相模椽道成、六十七撰五新四續三五二とあり、
載二續後二風二新十一

ぬまのをの池

光俊朝臣ぬまのをの池の玉水、神代より、たえぬやふかき、ちかひなるらむ、此歌は康元元年十一月五日、鹿島社詣て、す、宮めぐり侍に、沼尾社へ詣てけるに、社邊に沼尾池あり、其さまいさぎよくみえて、神代に空より水くだりて、蓮の生たるに、これを服するものは、不老不死など、風土記にみえたるに、いまはなきふるとになん侍けり、と云云、夫木集卷廿三

此に擧たる光俊朝臣の歌は、風土記の故事をよめるなり、ぬまのをの池は、和名抄鹿島郡

諸尾郷あり、諸は瀦の訛にて、今の沼尾村是也、此地は流海の一、支、東へさし入て、其末に沼あり、周回廿町許、東の岡に沼尾社あり、地名は此沼より起れり、風土記全本に、其社南、郡家北、沼尾池、古老曰、神世自天流來水、沼所生蓮根、味氣太異、甘美絕他所之、有病者食此沼蓮、早差驗之、鯉鮒多住とあり、本文に神代に空より水降りて、蓮生たりとは是なるか、次にこれを服する者は、不老不死と云事みえず、此は有病者食此沼蓮、早差驗之と云るを、甚しく飾れる文なるべし、かゝれば風土記の文に、不老不死など云事は、もとより無ししものと聞ゆ、さて今はなきふるとになん侍ける、とあれば、此時既に、彼池の蓮は絶にけるなり、

賀蘇理岡

サソリトハ、サ、リ蜂ト云モノナリ、サ、リトハ誤ナリ、本體ハサソリト云ベキナリ、常陸國ニハカソリト云トカヤ、カノ國ニ賀蘇理岡トイフ岡アリ、昔コノ國ニサ、リ蜂多クアリケリ、コレニ依テ、サソリノ岡ト云ベキヲ、土俗カソリノヲカト云ニヤ、塵袋

サソリ、新撰字鏡に蜂、餘章反蟻、波知、又佐曾利、また蟹、符亦反佐須、又佐曾利、また蟻、阿利、又左曾利、また蠟、波へ、佐曾利、また町、佐曾利とぬれば、蟻、蟻にかぎりてのみ、サソリと云ふにはわらず、蜂にも蟻にも、すべて蟻ものを佐曾利と云るなり、中山信名云、サソリと云も、サソリと云も、元刺蛾にて、さすわりの約れる詞なり、それが賀曾理となれるは、アカサタナの通音にて訛れる也、人を刺すものにて蛾の類なれば、蟻と云べきなり、奥州津輕の人は、蝶をスガリと云り、古書にはスガルとあり、蜂の小なる物にて、土に穴を造りて住むものなり、さればスガリとは、巢に在る蟻と云意なりと見ゆ、と云るは然るべし、〇賀蘇理岡、又云是事は風土記によりて記せしものなれど、今の風土記には此所逸たれば、何郡にありと云事詳ならざれど、勝下村よみてカツヲリと云により思へば、賀蘇理の音と甚近し、且其地高敞にて、海邊よりこれを望めば、實に岡をなせり、古の賀蘇理の岡たる事思ふべしと云り、此勝下村は、今鹿島郡に隸り、

尾長鳥

尾長鳥ト云フハ、サ云ベキ鳥ノアル歟、繪ニオナガ鳥ヲカケバサ云歟、ツ子ニハオシハカラヒ、カラトリト云モノヲ

カキテ、尾ナガキユヘニ、チナガ鳥ト云ヒナラハセリ、但常

陸國記云、別有鳥名尾長、亦號酒鳥、其狀頂黑、尾長色似青鷺

取雀、而畧似雞子、非準、栖山野亦住里村ト云ヘリ、卷三

尾長鳥は、山鷄にはあらざる歟、和名鈔に、山鷄、七卷經云、山鷄一名鷄、峻儀二音和名、夜萬土利、今按山鷄、鷄類種類各異、見漢書注地理志云、山鷄形如家鷄、雄斑雌黑者也、あり、新井君美の東雅に、此文を引て、雉の事として、李東壁本草によるに、鷄雉一つには山鷄といふ、雉居原、鷄居山林、故得山名と見えしもの即是也といへり、然らば山鷄とは雉にて、尾長き故に、尾長鳥とも云るならん、狩谷望之が和名鈔箋注に、按藝文類聚引南越志云、曾城縣多鷄、山鷄也、利距善闘、光色鮮明、五采炫耀、史記索隱引司馬彪曰、鷄、山鷄也、皆與所引食經合、釋名云、鷄、雉之慙惡者、山鷄是也、說文云、鷄、鷄也、然則釋名所云亦與食經同、漢書司馬相如傳、顏師古注云、峻儀、鷄鳥也、似山鷄而小、冠背毛黃、腹下赤、頂綠色、其尾毛紅赤、光采鮮明、今俗呼爲山鷄、其實非也、注所引漢書注即、按郭璞注爾雅、鷄雉云、似山鷄而小、冠背毛黃、腹下赤、頂綠色、明據云、鷄似山鷄、以山鷄、鷄爲別物、顏氏蓋本於此、李時珍曰、鷄與鷄同名山鷄、故或以爲一、或以爲二也、爾雅本草云、江淮伊洛間有一種尾長而小者、爲山鷄、人多畜之、樊中則爾雅所謂翟山鷄者也、李時珍曰、

以雉而尾長三四尺、是可以訓夜未止利とあるに據らば、山鶏と雉とは大同小異なるものにて、山鶏を尾長而小者とも、似雉而尾長三四尺ともあれば、尾長鳥と云しは此物なるべき事は違ふまじき也、また雉をも尾長鳥と云まじきにあらず、其は雉の事を李時珍が説に形大如鶏、而斑色、縹翼、雄者文采而尾長、とも見えたればなり、〇酒鳥此名いまだ考へず、略似鶏子、非準、準は準の誤とも云べけれど、然らず、案ふに其形状は鶏子に似たれども、其鶏の類に準ふべきものにあらずと、尾の長さ所の異なるを以て、云るものなるべし、

覺賀鳥

覺賀鳥ト云フハ、ナニトリゾ、日本紀私記ニハ、鴨鳥ノ名ナリト云リ、但風土記案、常陸國河内郡浮嶋ノ村ニ鳥アリ、賀久賀鳥ト云フ、ソノ吟嘯ノ音聲、アイシツベシ、大足日子天皇、此村ノカリミヤニトマリ玉フコト卅日、其間天皇此鳥ノ聲ヲキコシメシテ、伊賀理命ヲツカハシテ、網ヲハリ

テトラシメ玉フ、悦感ジ玉テ鳥取ト云、姓給ヒケリ、其子孫イマニ此ノ所ニスムト云ヘリ、此説ニヨリテハ、ミサコハアイスベキ聲ナキニヤ、他鳥歟ト覺ユ、鹿袋卷三

河内郡は風土記全本に、(河内)郡、東筑波郡、南毛野河、西北新治郡、長白壁郡、河内郡三字、諸本共に脱たれど、此四至は河内郡なる事疑ひなし、とあるのみにて、全文みな闕たれば、覺賀鳥の故事も傳はらぬを、鹿袋によりて闕文を補ふ事を得たり、河内の名義は、古へ此郡今の筑波郡の地位にありて、郡の西南に子飼川あり、故子飼川の内に在るよしもて、河内とは名けたりし也、〇浮鳥村は風土記全本に、信太郎乘濱里、有浮鳥里、長二千歩、廣四百歩而絶海、山野交錯、戸一十五、烟里七八町餘、所居百姓、火鹽爲業、而在九社、言行謹諱、とみえ古歌に信太の浮鳥と詠し所にて、保元に藤原教長の流され、平治に志太先生義廣が逃れしも、皆此地なり、〇賀久賀鳥は、本朝月令に引る高橋氏文に、カケマフモカシキヤムクシロフ桂長巻向日代宮御宇、大足彦忍代別、天皇五十三年癸亥八月、詔群卿曰、朕願愛子、何日止乎、フイカトシヤコチノニカム、ストノリヤヒ欲巡狩小碓王、武王又名倭所平之國、是月行幸於伊勢、轉入東方、冬十月到于上總國安房浮鳥宮、伴信友の考注に、此宮は平群郡勝山の海邊より、十町あまり西の海中に、浮鳥とて南北の平徑五六町ばかり、横は其ほどよりは狭くて、東西の岬は漸に細き小島あり、さばかりの平

坦なる小島なれど、いかなる荒浪にも没し事なし、故浮島と云ふ、島中に浮島明神といふ小祠あり、むかし天子の御船を此島に寄せ給ひ、御遊覽まし、故所なりと云傳へたりと、その祠の老人語れり、此浮島は常爾時磐鹿六獨命、從駕仕奉矣、天皇行幸於葛飾野、令陸の浮島とは、同名にて異所なり、爾時磐鹿六獨命、從駕仕奉矣、天皇行幸於葛飾野、令御獨矣、大后入坂媛波借宮、御坐、磐鹿六獨命亦留侍、此時大后詔、磐鹿六獨命、此浦聞異鳥之音、其鳴賀我久々、欲見其形、即磐鹿六獨命乘船、到于鳥許、鳥驚飛於他浦、猶雖追行、遂不得捕、於是磐鹿六獨命詛曰、汝鳥戀其音、欲見其貌、飛遷他浦、不見其形、自今以後、不得登陸、若大地下居、必死以海中爲住處、又景行卷五十三年的下に、渡淡水門、是時聞覺賀鳥、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、云云、とあるは、此時の事なり、この時よりもはやく、熱田神社縁起に、倭武尊東征、功畢給ひて後、の下に、與稻種公更議曰、我就山道、公歸海路、云云、倭武尊還向尾張、到篠城邑、進食之間、稻種公備從、久米八腹策駿馬馳來、啓曰、稻種公入海亡沒、云云、亦問公入海之由、八腹啓曰、渡駿河之海、々中有鳥鳴聲、可憐毛羽奇麗、問之土俗、稱覺賀鳥、公謂曰、捕此鳥獻我君、飛帆追鳥、風波暴起、舟船傾沒、公亦入海矣、倭武尊吐喰不甘、悲慟無已、とみえて、鳥の在狀も事の趣もいとよく似てきこゆるは、いはゆる土俗の覺賀鳥と呼來りて、東海の邊に希にありつる鳥なりし事知るべし、伴信友云、駕我久々は、同字の重れるを書く古の一の書法なり、駕我久とよむべし、此は其鳥の鳴聲を寫して云る言なり、書紀に覺賀鳥と書るは、熱田縁起に稱覺賀鳥と見えて、其鳴聲によりて名とせるから、言語の初發を濁ることなき、古言の

例のまゝに、おのづから上の駕を清て、加久我鳥と云へるを、覺賀鳥とは書るなり、然るに釋日本紀に、覺賀鳥、可説之、私記曰、師說瑞鳥、不見其名也、安大夫說、公望按高橋氏文云、水佐古とみえ、また和名鈔、鳴鳩の下に、爾雅集注云、鳴鳩、鳴鳩也、好在江邊山中、亦食魚也、和名美佐古、今按古語用覺賀鳥三字、云加久加乃止利、日本紀私記、公望按高橋氏文云、水佐古と注されたるは、すべて信がたし、名義抄に、覺賀鳥、カクノトリ、ミサ、いづれに此氏文に、聞異鳥之音、其鳴賀我久々、とみえていと怪異しく、聞食したる趣なり、鳴鳩の聲ならむには、大宮住のみせさせたまへる、大后の御上とは申せど、此度の御旅行の海邊などにも、それ聞食し知らぬ御事やおはすべき、又六獨命のさばかり異し、み進んで、しかく、と詛言すべきにも、あらざるをや、又私記に、此氏文を疎畧に讀て、たゞ臆度に、瑞鳥といひ、或云水佐古といへるは、みだりなり、今常陸の土俗言に、カゴドリカゴドリと云ひ、安房上總下總、わたりにては、カゴドリと云ふとぞ、其は共に覺賀鳥といふを訛りたるにて、もとは、覺賀鳥の古事を、はやく、鷓に混へて、聞傳へたる名の遺れるにて、かの日本紀私記に、鳴鳩の事とせるも、鷓と同じ屬の鳥なれば、さも聞傳へたるかたの説なるべき事、おもひ合せて知るべし、〇大足日子天皇、此村、カリミヤニト、マヨリ玉、フコト卅日は、風土記、全本信太郡條下に、郡北十里、碓井古老曰、大足日子天皇、幸浮島之帳宮、無水供御、即遣下者、訪占所々、穿之、今存、雄栗之村、と

あり、天皇の此に巡幸し給ひしは、上に云る如く、欲巡狩小碓王所平之國とみえ、殊に
 此地は風土記に信太倭武天皇巡幸海邊、行至乘濱、于時濱浦之上、多乾海苔俗云、由是
 名能理波麻之村ともありて、天皇の下總葛飾郡に隣りて遠からざれば、此にも行幸
 して、皇子東征の地を覽はしまして、慕ひ給ひしなるべし、其ほど此地に卅日、車駕を
 停め給ひたりし也、○伊賀理命は、磐鹿六猶命の事なるを、常陸にて如此傳へたりし
 にや、磐鹿六猶と伊賀理と、言の近く通ふを思ふに、決めて同人なるべし、さるは安房
 の浮島宮も、常陸の浮島宮も共に同じきは、高橋氏文には安房とし、常陸風土記には
 浮島として、語傳たるなれど、實は葛飾海にて、彼詛言に因て、白蛤と頭魚となり、た
 れど、猶放れ失ずて、常陸の海に在しを、再び追捕らしめ給ひしなり、そも、此鳥は、
 前に倭武命東の國平の度海中に顯れ出て、稻種公に災をなし、復この行幸の時しも、
 天皇の御許にも、皇后の御許にも出たる状を思ふに、忌々しき怪鳥なりけるを、天皇
 の大稜威にて、伊賀理命即磐鹿に捕せ給ひしかば、其屬悉海中に放れ失たりけむか
 し、○鳥取ト云姓ヲ給ヒケリ、其子孫イマニ此所ニスムト云リ、鳥取姓の此國に在る
 事いまだ古書に考へ得ず、本文に擧たる文のさし次に、鳥取ト云姓ノ事モ別説アリ、
 日本紀ニハ垂仁天皇ノ御子ニ譽津別ト申スミコオハシケリ、御年二十ニナリ玉フ
 ニ、御ヒゲナカク手八掬ナリ、ツネニアカコノ様ニナキ玉テ、物ノタマハズ、天皇ナケ

キ玉フニ、廿三年ノ冬十月ニ、ソラニ鶴ト云鳥ノ、ナキテスグルヲ見テ、是ハナニ鳥ゾ
 トノタマヒケレバ、天皇大ニヨロコビ玉ヒテ、此鳥ヲトラント仰セラレケルニ、天湯
 河板擧云人、トリテマキラント申テ、鳥ノトブニツキテユクニ、出雲國マテ行テ、トラ
 ヘテタテマツリケリ、或ハ但馬國天皇ホメ悦玉テ、アマユカハタナニ、鳥取ト云姓ヲ
 給ナリ、其鳥ヲアツカリカフモノニハ、鳥養部ノ姓ヲ給ケリト見エタリ、とあるは古
 事記、書紀に云る趣を取りて書せるなれど、上に云る伊賀理命の、覺賀鳥を捕れるに
 よりて、鳥取姓を賜ふと云るは、誤りなりとの義にて、當れる言なり、

大櫛岡

常陸國ニ、大櫛岡ト云所アリ、風土記云、上古有人、體極長大
 也、身居丘壘之上、手擦海濱之屋、其所食、貝積聚成岡、時人取
 大朽之義、今謂大櫛之岡、其踐跡長三十餘步、廣二十餘步、尿
 穴跡可廿餘步許、云へり、塵袋 卷五

大櫛岡は、今茨城郡大巾村にて、水戸より鹿島への往還にて、東は鹽崎、西は東前、南は
 島田大場、北は下大野村なり、風土記全本那珂郡條に、平津驛家、西一二里有岡、名曰大

櫛本文あるさし次にとみえ、此平津は今の茨城郡平戸村にて、西に東前村あり、古へ遠
 概とも、英王亮曆應年東馬屋去朝天正の頃とも書り、驛馬を置し所なるが故なる
 べし、蓋し平津驛兵部式には見えず、今の大串、大場、栗崎、東前の地、皆高敞にして岡を
 なせりと云へども、平津今平より此岡に上る所は、大串なる故に、岡の名とせるか、此
 大串の坂を下て、鹽崎村の下居明神の社地の傍より、今に軀殻を出す、近里父老亦大
 人の事跡を傳へて、上古大串に大多房あり、此岡に踞けて足を東海の水に洗へりと
 云ふ、其餘傳ふる所、粗風土記に似たり、〇上古有人體極長大、身居丘壘之上、採東海蟹
 食之、其所食貝積聚成岡、今の印本に東海之三字なきは脱たるなり、此字なくては文
 義聞えがたし、此大人の事、土人の傳ふる所、上に云るが如し、仙臺風土記に、伊具郡金
 山郷大内村、巖狼山、大山也、舊説言、往昔有神仙、常愛老巖、馴白狼、山中相伴、其長臂不可
 量、爲踞此山頭遊觀、亦不知年、又好食貝子、仍屢伸長手於山東、而捉貝子于海濱、嚼其子
 而棄殼于宇太郡新地邑、落處積累之、腐殼朽貝堆如丘、鄉里呼神稱手長明神、號丘曰貝
 塚、今爲農家、曰之貝塚宅、住處高山名之巖狼山、とあるは、いとよく似たる事なり、〇時
 人取大朽之義、今謂大櫛之岡、この十三字本書に脱たるを、全本に據て補ふ、大朽とは
 彼大人の採食へる、蟹貝の委積りて岡となれるが、後に朽たる由にて、大櫛と號けた
 るまゝに、今も大串村と云なり、朽を櫛に轉訛れる事は、久慈理岡の條に云る如く、東

國の語に志と知と音聲のいと近き故に、古代より通はし云るものなる事を知るべ
 し、〇其踐跡長三十餘步、廣二十餘步、尿穴徑可二十餘步許、とある其踐跡尿穴は、今大
 串村の西なる、東前村に池ありて、現に土人も云傳て、大人の足跡なりと云り、此池近
 き頃より、開墾て田地とする由なれば、終に其形狀を失はむありと云り、開墾の形、
の事は明治十年

係蘇

常陸國記、昔兄、妹同日田、ツクリテ、今日オソクウエタラン
 モノハ、伊福部神、ワザハヒチカブルヘシト云ケルホドニ、
 妹ガ田、オソクウエタリケリ、其時イカヅチ妹チケコロシ
 ツ、兄大ナゲキテウラミ、カタキチウタントスルニ、其神所
 在、シラズ、一ノ雌雉トビ來カタノウヘニ井タリ、ヘソチト
 リテ雉尾カケタルニ、キジトビテ伊福部岳アガリヌ、又其
 ヘソチツナギテユクニ、イカヅチノフセル石屋イタリテ、

タチヲヌキテ神雷、キラントスルニ、神雷オソレテノ、ギ
 テ、タスカラン事ヲコフ、子ガハクハキミガ命ニシタガヒ
 テ、百歳ノノチニイタルマデ、キミガ子孫、スエニ雷震ノオ
 ソレナカラント、是ヲユルシテコロサズ、キジノ恩ヲヨロ
 コビテ、生々世々徳、ワスレジ、若違犯アラバ病ニマツハレ
 テ、生涯不幸ナルベシトチカヘリ、其故ニ其所ノ百姓ハ、今
 世マデ雉、クハズトカヤ、此事□カケル所ニ、取績麻、俗云蘇繫
 其雉尾、云ヘリ、塵袋

本國に伊福部神社ある事、いまだものに見えたらず、神名式尾張國栗原郡伊富利部
 神社、愛知郡伊副神社などあり、こは尾張連の族、伊吹部連の祖神を祭れる社なるべ
 し、また近江國坂田伊夫伎神社、美濃國不破郡伊富伎神社とあるは、上に擧たる尾張
 のとは異神にて、彼大水雨を零して、倭武尊を打惑はしめたりし、伊服岐能山の神と
 聞えたり、風土記にはゆる伊福部神、此に由縁ある歟、伊福部神と云ひ、又其神の雷

なる由を以て考ふるに、神名式大和國高市郡氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神二座神名
次新登とみえ、氣吹雷神にやあらむ、〇一雌雉トビ來、云云は伊福部神は雷にて座す
 故其神の所在を知り得ざりしが、雉の教によりて、伊福部岳なる事を知れり、と云へ
 る古老の昔語りなり、雉の雷に由縁ある事は、塵袋に雷鳴ト地震トニハ、雉ナク事ア
 リ、其心如何、洪範五行云、正月雷微動、而雉確雷、諸侯之象也、雉亦人君之類也ト云ヘリ、
 コレニテ思ヘバ、同類ヲ感ジテナク心ナリ、地震ニハカナラズナク是ハソレオド
 ロク歟、伯耆國ノ風土記云、震動之時、鷄雉悚懼、則鳴山鷄ハ踰嶺谷、即樹羽、踏蹄也ト云
 ヘリ、鷄雉ヤマトリ、コレラハミナ陽ノ氣ヲウケタルトリナリ、地震ハ陰陽フサガル
 トキ必アル事ナリ、サレバ陽ノ精ナルニヨリテ、イタミオドロク歟とみえ、漢籍五行
 志に、雷在地中、雉性精剛、故獨知之應而鳴也、と云事もみえたり、〇伊福部岳は、本書に
 郡名も村名も記さざれば、何處とも知がたし、雉を食ふ事を忌む、里人などある處々
 をよく尋ねば、其地名も大かた知らるべき也、今多珂郡河尻村に雉子明神の社あり、
 社の北三町許に、夷吹山と云あり、此一村の人悉く雉子を畏れて、食ふ事などはせず、
 村中に人の雉子を提げ來る事をも忌嫌ふ、古よりの風俗あるが、何故にさる事あり
 とも知らざるなり、是即此風土記の故事によれる事なるを知るべし、〇績麻俗云蘇
 は古事記神以、蘇紡麻、貫針刺其衣欄とある、閘蘇即是にて、和名抄に楊氏漢語抄

云、卷子、問蘇、今按本文未詳、但問巷、所傳續麻圓卷名也、又土佐國風土記に、大三輪大神の事を云る所に、以綜麻貫針とみゆ、綜麻とは其義を以て書るなれば、注に俗云係蘇とある係は、倍の訛にて倍蘇なるべし、さて問蘇とは經る麻の義也、へるは績也、そは麻の古訓也、また俗に臍をへそといふは、はその轉なるが、我常陸の俗諺に、雷に臍をぬかるゝと云は、雷電の時小兒裸體にて居れば、臍をとらるゝ由也、思ふにこは雉子に綜麻をかけて、雷を捕つる故事を誤り傳へたるものなるべし、雷の報いせし事は、扶桑略記、敏達天皇^{十四}此天皇時、尾張國阿育知郡有一農夫、夏日溉田、于時天墮々雷雨、避雨樹下、支函而立、俄而雷墮其前、狀如小兒、舉函將擊、雷語夫曰、汝莫害我、々必報汝、夫問雷云、汝何以報恩、雷答云、我令汝生異兒、以此報汝、今所望爲我造一楠舟、其中盛水、泛竹葉、急速與我、遂如雷言、以舟與之、雷得舟、作便須臾、登天、居數月、父妻有身、及期生男、其體可驚、云云、父甚異之、童子年十月餘、甚有膂力、能舉方八尺石、投之數丈、及投其石、作力足迹、入地三四寸許、童子師事元興寺、云云、と云ふ事もみえたり、

〇近江

伊香小江

古老傳曰、近江國伊香郡與胡郷伊香小江、在郷南、天之八女俱爲白鳥、自天而降、浴於江之南津、于時伊香刀美在於西山、遙見白鳥、其形奇異、因疑若是神人乎、往見之、實是神人也、於是伊香刀美卽生感愛、不得還去、竊遣白犬、盜取天羽衣、得隱弟衣、天女乃知其兄、七人飛昇天上、其弟一人不得飛去、天路永塞、卽爲地民、天女浴浦、今謂神浦是也、伊香刀美與天女弟女共爲室家、居於此處、遂生男女、男二女二、兄名意美志留、弟名那志等美、女名伊是理比咩、次名奈是理比賣、此伊香連之先祖是也、後母卽搜取天羽衣着、而昇天、伊香刀美獨守空床、

陰詠不斷、又云霜速比古命之男多々美比古命、是謂夷服岳神也、女須佐志比女命、是夷服岳神之姊、在久惠峯、次淺井比咩、是夷服神之姪、在於淺井岳也、是夷服岳與淺井岳相競、長高淺井岳一夜增高、夷服岳怒、拔刀劍、致淺井比賣之頭、墮江中、而成江島名竹生島、其頭乎、帝王編年記

伊香郡は和名抄近江國伊香伊加郡とあり、また伊香伊加郷もあり、萬葉集八に伊香山同十三に伊香胡山などもみえたり、○與胡郷は和名鈔にみえず、長久保玄珠が地理志に志津嶽北有余五湖、即伊香海湖也、東西廿町、南北卅町、古別有一瀦、後爲田、方可八町、今日唐川村とみえ、地圖を考ふるに、余吾海の東に余吾村あれば、伊香小江も其近き地なるべし、○天之八女俱爲白鳥、自天而降、浴於江之南津、是天女八人、白鳥の如くに化りて天降りて、與胡の江の南津に浴みしつると也、俱爲白鳥は、其飛降るさまの白鳥の如く見えたる由なるべし、○伊香刀美は、伊賀津臣命なり、藤原系圖、荒木田系圖を併考ふるに、津速魂尊、市千魂命、居々登魂命、天兒屋根命、天押雲命、天多禰伎命、宇佐津臣命、御食津臣命、伊賀津臣命とある、父子の順序を以て推さば、津速魂尊八世

孫也、○于時伊香刀美在於西山、遙見白鳥、其形奇異、因疑若神人乎、往見之、實是神人也、伊賀津臣命西山に在て、彼白鳥の飛降る狀を恠しく思ひて、往て見るに、神人なりしと也、○於是伊香刀美、即生感愛、不得還去、竊遣白犬、盜取天羽衣、得隱弟衣は、伊賀津臣命、其天女を見愛て去り難く、天女を留めむとして、白犬を遣して、天羽衣を盜隠さしめたりし也、○天羽衣は浴衣なり、儀式大嘗會の下に、成刻鸞與御廻立殿、主殿寮供浴湯、即着祭服とある時の事を、江次第同に、一は天羽衣、一は明衣、一は浪衣とあり、同主殿寮供御湯條に、仁和記云、御東方御床、着天羽衣、供御湯了、御中央御帖とみえ、建武年中行事神今に、御槽に御浴衣を召て入せ給ふ、三杓聞食て、天羽衣槽の内に脱棄て、更に御浴衣を召て上らせ給ふと見え、たれば、天羽衣は即御浴衣也、天羽衣とは、天は天上の制に倣へるによりて云ひ、羽衣とは古語拾遺に、衣服を古語に白羽と云る羽にして、薄縹以て製れる云なるべし、明衣とは御湯を聞食て、潔清まらせ給ふに御す意、阿加婆の婆も羽に同じく、薄縹の謂と聞え、浪衣は御湯に浸らせ給ふ時の狀に倣て、名とせしなるべければ、天羽衣の浴衣なる事を知るべく、天女の浴するに就て、殊に天羽衣と云る由をも、互に發明ひべき事になむ、○天女乃知其兄七人、飛昇天上、其弟一人、不得飛去、天路永塞、即爲地民、此兄は天女の姊にて、弟は其妹也、最末の妹、天羽衣を盜隠されしに倣て、天上に往來とを得ず、終に此國津神となれりし也、○天女

浴浦今謂神浦是也。天女八人の浴せし與胡浦を、後には神浦と云りし由と聞ゆ。此天女のご事は搜神記といふ漢籍に、豫章新喻縣男子見田有六七女、皆衣毛衣不知是鳥、匍匐往得其一女、所解毛衣取藏之、即往就諸鳥云云、各飛去、一鳥獨不得去、男子取以爲婦、生三女、其母後使女問父、知衣在積稻下、得之衣而飛去、後復以迎三女、亦得飛去とあるは、いとよく似たる事なり、されど彼記は作物語なるを、此は正しくありし事によりて、古老の面白く語傳へたるなり、雜和集この事を記して、むかし近江國余吾の海に、織女のおりて水のみ給ひけるに、そこなりける男行あひて、ぬぎわける天の衣を取たりければ、たなばた天上へかへりのぼらず、やがてその男の妻になりて居給ひけり、子ども産て年頃成けれど、天上へのぼらむの心ざしうせずして、つねはねをのみなきけるに、此男野邊へまかりたる間に、此子父の隠し置たる天の衣をとりて母にとらせければ、女よるこびてそれを着て、天に飛上りにける、此子に契りけるは、我はかゝる身にてあれば、最早おぼろげにてはあふまじ、七月七日ごとにくだりて、此海の水をぬぐべし、其日にならばあいまつべしとて、別れのなみだをなんながして失ける、扱其子孫いまだありけるよし云傳ふとあり、また河内名所圖會に、交野郡天川の條に、天川水源和州南田原星森より出て、石船溪を経て、私市に至り、所々の溪水こゝに合し、茄子作を過て、禁野に至りて、淀川に入、東方の源より、末流まで幽溪に

して風色奇絶なり、名を天川といふは、曾丹集に曰、むかし一人の仙女あり、此溪水に浴し逍遙する所、少年の戯れに、其衣をかくす、故に歸る事あたはず、遂に夫婦と成て、後三年を経て飛去る、故に天川と號す、江州余吾の湖、駿州三保浦、丹州奈吳社等古語同日の論なり、〇伊香刀美與天女、弟女共爲室家、居於此處、遂生男女、伊賀津臣命其留れる天女を娶りて、余胡の浦邊に住て、男女を生りしなり、〇男二女二兄名、意美志留、弟名那志等美、女名伊是理比咩、次名奈是理比賣、この中に就て那志等美は、姓氏錄川跨連同神同神とは神、跨連同神命を云り、九世孫、梨富命之後也とみえ、藤原系圖、伊賀津臣命の子に、梨迹臣命とある、梨富も、梨迹臣も共に那志等美にて、姓氏錄九世孫と云るに、適へり、上引る系圖をも、意美志留は、姓氏錄伊香連大中臣同祖、天兒屋根命十世孫、巨知人命之後也とある、巨は臣の誤りにて、意美志留比登の命なれば、意美志留は臣知人命同人なるべし、延喜神名式、伊香郡平彌神社あり、意乎、假字違へれど、若しくは此神を祭れるにはあらざる歟、新抄格勅符に、尾三神十三戸近江神護元年九月七日符とみえて、神護元年に既に封戸を寄し給へる御社なり、二女の名いまだものに見あたらざり、〇此伊香連之先祖是也、伊香等美を以て、伊香連の祖と云るなり、然るを姓氏錄別左京神に、伊香連、大中臣同祖、天兒屋根命十世孫、巨知人命之後也とあるは、其子にかけて云りしなり、巨知人は上に云るが如く、意美志留にて、梨富の兄なり、然れば、梨富命を津速魂命

九世孫とあるによりて云は、此に天兒屋根命とあるは、津速魂命の誤なる事決し、さて上に九世と云るは、津速魂命を除きて、市千魂命より數へ、十世と云るは、津速魂命より數へたるにて、違へるにはあらず、さて神名式伊香郡伊香具神社名神とある神社は、決めて伊賀津命を祭れるものなるべし、此社は、今大音村にありて、伊香大社、また大音大明神とも云りとぞ、輿地志略にも、祭る所の神は、伊香津臣命なりと云り、此村の近き地に井口村あり、舊名伊香と云ひて、伊香氏の人も多かりと云り、〇後母即搜取天羽衣、着而昇天、伊香刀美、獨守空床、唸咏不斷は、後に天女天羽衣を取りて、天翔りし後、伊香刀美ひとり、空床を守りて、悲しみたる由にて、搜神記にいとよく似たり、〇又云以下は、上件とは別事にて、同じ古老傳ながら、都久夫須麻神の事を云る故に、又云と記せしなり、〇霜速比古命は、竹生島縁起に、孝靈御宇、廿五年乙未、湖水灌而此島顯出也、此御宇霜速彦命生三兒、氣吹雄命、坂田姬命、二神下座、淡海國坂田郡之東方、淺井姬命下、淺井之北邊とあれど、出自詳ならず、〇多々美比古命、是謂夷服岳神也、は、霜速彦命の子にて、氣吹雄命なるべき事、夷服岳神とあるにて、知べし、女比佐志比女命は、縁起に、坂田姬命とあるに同じかるべし、淺井比咩、是夷服神之姪と本書にあれど、縁起による時は、坂田姬命の妹と聞ゆるを、本書の趣にては、坂田姬命の妹、某比咩命の子、淺井姬命なり、〇夷服岳は、古事記段取伊服岐能山之神幸行書紀に、於

是聞近江膽吹山有荒神、即解劍置於宮、竈媛家而徒行、また熱田縁起に、前程氣吹山有暴惡神とみえ、此の山は近江國と、美濃國との界に在て、神名式に、近江國坂田郡伊夫伎神社、美濃國不破郡伊富岐神社あり、さて山を伊夫伎と云由は、書紀に至膽吹山々神化、大蛇當道、爰日本武尊云云、因跨蛇猶行、時山神興雲零水、峯霧谷隘無復可行之路とあるか如く、山の神毒氣を吹よしなるべし、其神は此にいはゆる夷服岳神多々美比古命にて、氣吹雄命なり、〇比佐志比女命、一本に比を須とあり、又次に作り、又一本に此とあれど、今は、彰考館本比とあるに據れり、〇久惠峯、いまだ書に見わたらず、〇淺井岡、和名抄に淺井阿佐郡、天武卷に淺井郷あり、神風抄淺井御厨などある地の岡なるべし、〇夷服岳、與淺井岳相競、長高は、伊呂波字類抄に、昔淺井姬命與氣吹雄命競、勢争力とある是にて、山岳の長高を争ふ由に云るは、古の語り辭なり、〇淺井岳一夜增高、夷服岳怒拔刀、劔致淺井比賣之頭、墮江中、而成江島、名竹生島、其頭乎、この淺井岳一夜增高は、勢力長大にして、御伯父の神に増るばかりなる由と聞えたり、故伯父神なる多々美比古命、其を怒りて、淺井比賣の頭を致て、江中に墮たりしが、即江島となりし也、輿地志略淺井郡に、脊鏡石と云ふがありて、南郷村の内にあり、路の傍に、た色葉字類抄に、竹生島在近江國、此島坐神、依中臣奏上、伴神奉授、從五位上勳八等、昔淺井姬命與氣吹雄命、競勢争力、更去北邊、下坐海中、其下海音稱云、都布々々、故云、都布夫島

即仲神凝水沫而爲磐積風塵而作島又召諸魚令運重石字今云魚崎魚集之處也召諸島令落殖木種今猶衆鳥來集之峯也如此歷功長成林最初竹篠出生故云竹生島とある是なり竹篠出生故云竹生島とあるは竹篠の字よりて竹生島とあり竹生島は神名式近江國淺井郡都久夫須麻神社帝王編年記に天平神護元年竹生島明神近江國淺井郡授從五位上誅惠美大臣之時合力之故也仲丸成亂逆意發兵攻國于時天皇兵乘之高島郡野濱合相戰中臣兵敗乘船浮海東而逃愛特軍涼太向嶋神祈云替天之下無不王土事土之濱誰非王兵石山大川皆鎮國土也彼海中都布夫島神乞發神力助天孫之國令得中臣之身云云件神跡然發憤急出東風吹返中臣之舟令若高島之濱云云遂得中臣首云云奉授從五位上勳八等是神之被知國王故也とあるは此時の事也云日本紀略昌泰三年十月某日太上法皇幸近江國筑扶島とみえ源平盛衰記に修理大夫經盛ノ子息ニ但馬守經正ハ詩歌管絃ニ長シ玉ヘル上情深キ人ニテ懸ル亂ノ中ニモ心ヲ澄シツ湖水遙ニ見渡シ玉ヒ南渡遠ヲ詠レバ沖ノ波間ニ小島アリ藤九郎有教ヲ召テ彼ハイヅクゾト問給フ彼コソ竹生島トテ貴キ靈地ニテ御座候ヘト申ス云云

細浪國

近江國風土記を引云淡海國者以淡海爲國號故一名云細浪國所以目前向觀湖上之漣漪也神樂入綾引

淡海國者以淡海爲國號は潮ならぬ淡しき海ある國なる故に淡海と號たる由なり淡海は古事記に伊邪那岐大神者座淡海之多賀也また大山咋神亦名山末之大主神此神者坐近淡海國之日枝山かく淡海とも近淡海ともあれど同書仲哀に阿布美能宇美とあれば常には阿布美とのみ云りしなり和名抄に近江知加津阿不美とあるは遠江に對へて後に云る名にして湖ある故の名なり實は阿波宇美なるを約めて阿布美と云るなり○一名云細浪國所以目前向觀湖上之漣漪也は目前に湖海の細浪を見るによりて細浪國と云りとなり長久保玄珠が地理志に風土記曰佐々名實國湖水小波異于湖濤故曰淡海曰素波曰漣漪とあり冠辭考さゝなみの條に萬葉卷一に人麻呂左散難彌乃志我能太和太また樂浪之思賀乃辛崎卷二に東人神樂波之志賀左射禮浪敷布爾卷七に神樂聲浪乃四賀津之浦能云云又集中に樂浪乃とて大津宮故京國都美神大山守平山風などもつゞけりこは近江の志賀郡にある彼なみてふ地にてそこの大名なる故に其邊りの所には冠らせたる也地の名なる事は神功紀に及于狹々浪栗林云云欽明紀に高麗使到發自難波津控引船於狹々波山而云云天武紀に會於彼此云浪而採捕左右大臣云云と有にてしれり今昔物語一十にしも長柄の山とも有は其頃までは篠なみてふとを別に意さて其彼は小竹也浪は借字に得たるを其後に小波の事とのみ思ひ誤りけむさて其彼は小竹也浪は借字にて靡の意也故になびく物にはつけて云へり古事記に應神志那隨由布佐々那美遲

とよみしも、此篠麻道にてしなへたゆふてふ語を冠らしめたるにてもおもへ藤並、藤並の謂也、故に右の狭々は清て唱ふる也、然るを近江の湖によりて、さゝ波てふ語を冠らしむと思へるは委しからず、その浪のさゝ波をば、卷二に左射禮浪、卷十三に沙邪禮浪など下のさに濁る字を書てしらせたり、かの神樂波之志賀佐射禮浪とよめるにても、上の神樂波は、同じ事ならぬを知べき也、彼なみを神樂聲浪と書しは、古へ神樂にさるうたひ物の有し故なるべし、今も神樂波てふ歌あり、されど其詞に有し、さて神樂浪、樂浪など書は、字を漸に略きたるもの也、同續貂に云、前編に古へにさる名のうたひ物有しならんとのみいはれたり、是は既に舉し神功のおほんに岩たゝす、すくな御神の、末章にあさずをせさ、又武内の臣の皇太子に代り奉りて、こたへまつりし歌の末にも、あやに歌だぬしさゝと見ゆ、是は神あそびのはやし詞にて、崇神の三和の殿のおほんの末章に、いくひさゝとうたひたまへるたぐひなれば、神樂聲と書て、さゝとはよひべき戲書なるとは、そのかみの人はよみ意得て興ぜしなるべし、さて略には神樂浪、又樂浪とのみも書し事と思ゆとある説は本文と異なれど、姑く此に舉て參考に備ふ。

注進風土記

近江國注進風土記事

志賀山	大松原	賀志	筏立郷	同
青柳里	信樂杣	賀甲	佐野山里	神崎
千松原	千島浦	神崎	千倉里	賀甲
安吉郷	富羽里	野北	櫻村	同
益田橋	穂昌村	野洲	大原山	賀甲
朝日里	松井	同	千束橋	蒲生下
勝野濱	青羽山	同	萬木樋	樋同
廣瀬郷	萬農池		稻倉山	淺井東
長倉山	萬木泉		玉井	栗太
高宮郷	河上里	善積	千草原	
萬世濱	鶴濱井		鏡山	蒲山

會坂關 <small>賀志</small>	石根山 <small>賀甲</small>	三上山
高月川 <small>井淺</small>	打出濱 <small>賀志</small>	日雲里
玉蔭井	勢多橋 <small>太栗</small>	梅原 <small>坂田</small>
佐野船橋 <small>崎神</small>	祝郷	大弓山
泉川	五井江 <small>太栗</small>	長溝池
玉川里	石根山 <small>賀甲</small>	板藏山、神山
高御藏山	彌高山 <small>坂</small>	龜岡
吉水郷	安良郷 <small>太栗</small>	小松原 <small>賀志</small>
音高郷	富津濱 <small>同</small>	國見岡
玉野郷	比良山	藏部山
心見里 <small>賀志</small>	岡見牧	篠原堤
大瀧山	大津浦	富野山

日吉社 彦根山山犬 石山

金柱古麻長者持佛也 外白川同 衣川賀志

内白川賀甲 安曇川同 龍門太栗

粉瀬賀伊

右注進如件

元曆元年九月 日

此文不加懸紙、入覽筥見了返給、山槐記元曆元年九月十五日辛丑條

中山内大臣忠親公の山槐記に、元曆元年八月十日丙寅、今日有大嘗會國郡卜定事云云、悠紀近江國甲賀郡、主基丹波國多紀郡、云云、予問曰、撰申本文、并讀和歌事、若被仰下哉者、答曰、粗雖申出、未被仰定者、九月十五日辛丑、天晴、悠紀史國通依辨命、持來日時四通、古地夾名注文一通、云云、この下に陰陽寮大祓日已上四通、籠懸紙一枚、勘申月日、寮官署皆同とありて、次に本文を載せたり、こは悠紀の歌をよませ給はむ爲に、近江國に仰せて出さしめたる、古地交名の注文なるが、當時國廳より風土記に載たる地名を抄出して、注進りしものと見えたり、件文に、讀和歌事、云云、未被仰定とあれど、新古

今集元暦元年大嘗會悠紀歌青羽山式部大輔元憲朝臣立よれば涼しかりけり水鳥の青羽の山の松の夕風とあり、則此注進中なる青羽山を咏たるにて、歌をよませ給はむ料に、注進せしめたる事を知るべし、さて風土記の文はなけれど、注進風土記事とみえて、風土記に載せたる地名なる事著ければ、此に舉て地名を證注さむとす、〇志賀山は、景行卷に近江國志賀古事記成務に、近淡海之志賀宮、和名鈔に滋賀郡、國圖に志賀郡志賀村あり、續紀大寶元年八月甲辰に近江國紫郷山とあるも同地なるべし、近江輿地誌畧に、志賀山は叡山の南より三井寺邊までの總名なり、〇大松原、後立郷、後立はイカタチと訓へし、輿地志畧志賀郡伊香立庄生津村、上在地村、向在地村、下在地村、比在地村、以上五村を云とある是なり、〇青柳里、輿地志畧志賀郡下坂本に柳町あり、その濱に七本柳といふ所あり、七本といへども柳の樹を多く植たり、日吉舊記に、小韓崎八柳の濱とありとみゆ、青柳里は此地にはわらざる歟、〇信樂、柳は、續紀天平十四年八月癸未に、近江國甲賀郡紫香樂村、また紫香樂宮みえ、金葉集隆源法師みやこたに雪ふりぬればしがらきの、真木の杣山跡たにもなし、新勅撰藤原しからきの杣山櫻春ごとくに、いよく宮木にもれて咲らん、名所方角抄に、信樂城は近江南のはし、伊賀國より也、石山宇治も近し、しからき田上の邊也、行囊抄に、信樂は田上の不動山につゝきたる高山也、〇佐野山里、下に佐野船橋あり、同所なるべし、〇千松原、注に犬子とある子は、上の誤りなるべし、新

後拾遺、永和元年、大嘗會悠紀方辰日退出音聲千々松原、同君が代は契るも久しもとせを、十かへりふへき千々の松原、地理志に、犬上郡千松原、今彦根松原也とみえ、近江輿地誌略に、松原村彦根町にあり、往古は此地に屯倉ありと見えたり、類聚三代格曰、夫蕃貯者、爲國之本、宜運近江國近郡五萬斛貯納於松原倉者、云云、是古昔の千々の松原なり、相傳古昔二里はかりの間、松原のつゝさける故、此名ありと云り、〇千鳥浦、千倉里、二所いまだ考へず、〇安吉郷は、東寺所藏古文書に、朝臣後宅蒲生郡安吉郷字土田庄券抄色目之事、云云、承平二年正月廿一日事業伴是吉とあり、和名鈔蒲生郡安吉郷是なり、元暦の頃は此郡を上下に分ちたりとみゆ、志略に今安吉郷あり、倉橋村、上留村、弓削村、東川村、信濃村、須惠村、西川村、以上七村をいふなり、〇富羽里、志略に野洲郡富波庄あり、澤村、新町、五野里村をいふとある是なり、國圖野洲郡富田村あり、〇櫻村は、夫木抄に、三上なる櫻の山の花さかりちるといふとは、わらしとそ思ふ、名所方角抄に、櫻山は世俗に櫻井の里といふ所也、三上山の邊也、行囊抄に、櫻山篠原宿の路より右の方にあり、或は櫻狭間村とも云とある地にやあらむ、志略野洲郡三上庄北櫻村、南櫻村、櫻生村あり、〇益田橋、志略淺井郡増田庄増田村あり、和名鈔淺井郡益田須太郷、神名式麻蘇多神社、今も益田村あり、〇穰昌村、大原山、この二所も詳ならず、輿地志略に、甲賀郡大原莊ありて、高木村、高野村など二十八村を云、云、佐々木源三秀義

此邊に陣取り、富田宗助、平田四郎貞繼等と戦ひし事、盛衰記にみゆ、即その處にやあらん考ふべし、〇朝日里、比安佐和名鈔、淺井郡朝日比、比安佐郷、金葉集、悠紀方の朝日の里をよめる、光朝臣墨なきとよのあかりに近江なる朝日の里は光さしそふ、玉葉集、天慶九年、大嘗會、悠紀方、近江國、讀人しあふみなるあさ日の里はけふよりぞ世のさかふべき光り見えける、志略に、朝日庄、淺井村に、朝日山、淺井寺あり、〇松井、輿地志略に、松浦は海老江村にあり、今とらか崎と云とある是なり、〇千束橋、今詳ならず、〇勝野濱、萬葉七に、大御舟、オホミフネ而佐守布高島之三尾、勝野之奈伎、ナキ左思所念、萬葉集、三何處、ミナト吾將宿高島、乃勝野原、爾此日暮去者、地理志、高島郡勝野崎、勝野原、又曰勝野濱、云云、〇青羽山、上に云へり、〇萬木樋は、萬木杜にはわらざるか、六帖、ひるよりも萬木の森に住鷺のやすくもねすに戀あかしつゝ、國圖に高島郡東、西萬木村あり、遊方名所略に、森は東萬木にありて、鷺森と云り、地理志に、同郡河島、一曰舟木濱、有萬木杜、志略、高島郡西萬木村、按ずるにゆる木と訓するは、よろづ木の轉換なるべし、よろづきを中略してよろ木と號す、云云、一説に古昔は森にて、樹木多くありしが、風にてゆるきしより、ゆる木といふといへる、僻説なり、さてよろづ木とよべる古昔を考ふるに、此邊、都て樹木繁茂して、幾萬樹と云事をしれざると云意より、よろづきと號し、段々と轉還してとゆるき村といふ也、東西の萬木村、いにしへの萬木の森の跡なり、清少納言枕草紙に、よ

ろつになつかしからねど、ゆるきの森にひとりは寝し、とあらそふらんこそ、おかしけれ、とかけるも爰の事なり、〇廣瀬郷、和名鈔、高島郡に此郷名みえず、〇萬農池、續後撰に、吹おろすひら山風やさむからんまの、浦人衣うつなり、〇稻倉山、いまだ考へ得ず、〇長倉山、志略に、栗太郡御倉村あり、朝野群載にいへる、玉出御倉といへるは此地の事なり、大津の都の時、東國の調貢を、窪大藏玉出の御倉に納む、其時御倉ありし地なれば、今に御倉村とはいふ也、とあるは長倉山に由ありげなり、〇萬木泉、上の萬木杜にいへり、同所なるべし、〇玉井、志略、坂田郡柏原驛、野瀬ヶ原に玉井あり、土俗專ら白清水といふとあれど、郡違へればいかゞあらん、〇高宮郷、和名鈔、犬上郡高宮郷、今高宮宿あり、神名式多何神社、古事記に、故其伊邪那岐大神者、座淡海之多賀也、とみて、此大神の鎮座すによりて、高宮郷の名は起りつらむ、〇河上里、注に善積とある善を、一本養と作るは誤れり、今彰考館本もて之を訂しつ、和名鈔に高島郡善積郷、川上郷と並べ記せり、今弘部村の邊を善積庄と云ふとぞ、神名式に阿志都彌神社あり、阿志を改て善と唱かへたるなるべし、此例數多あり、川上は著聞集廿に、近江國高島郡河上庄とある是なり、〇千草原、地理志に、愛智郡千草山、萱殿瀧、云云、皆愛智川之上也、とある、千草山の邊なるべし、〇萬世濱、鶴濱井、二所其所在を知らず、〇鏡山、注に蒲山とある山は、生の誤なるべし、今も蒲生郡鏡宿あり、此地なるべし、古今集、大坂あふ

みのやか、みの山を立つれば兼てぞ見ゆる君が千とせば、又鏡山いさ立よりてみてゆかむとしへぬる身は老やしぬるとなどあり、名所方角抄に、鏡山やまはなし、云とあれば、今俗に鏡山と云は、鏡宿あるによりてみだりに名けたるならむ歎と思ひしに、非らず、志略に、鏡村中山道往還の大路なり、今は驛次にあらざれども、昔は殊に繁昌の地にして、鏡の宿とのみよべり、鏡山は村の南東にあり、高さ一町半許あり、山頂に龍王の社あり、西の方よりこれを見れば、宛も鏡に對するが如し、鏡山の名宜なりとあれば、山ある事いとしるかり、〇會坂關、書紀仲哀に、忍熊王の退く事を云て、武内宿禰出精兵而追之、適遇于逢坂、以破、故號其處曰逢坂也、とある地にて、孝徳天皇大化二年詔して畿内の四至を定むる時、北自近江狹狹波合坂山以來爲畿内國、とありて、山城國と近江國との界にて近江國滋賀郡に屬し、大津の西にあり、此に關を置れしは何の頃なりけむ、日本後紀延暦十四年八月己卯、廢近江國相坂割とみえ、文徳實錄に、天安元年夏四月庚寅、始置近江國相坂、大石、龍花等三處之關、割分配國司健兒等、鎮守之、唯相坂是古昔之舊關也、とあれば、復び會坂關を置れしなり、遊方名所略に、志賀郡逢坂山、一名關山、一名手向山、南北有嶺、坂中往還通路也、東北大津驛とみえたり、〇石根山、志略、甲賀郡岩根村、岩根山あり、或は石根山に作る、寛治元年大嘗會歌、匡房、岩根山やま藍にすれるせみ衣袂ゆたかにたつぞうれしき、〇三上山、古事記に淡

海之三上祝、扶桑略記に引靈異記云、近江國野洲郡御上嶺、陀我神社邊、神名式に野洲郡御上神社名神大月和名鈔、三上無加郷あり、三上とは天御影命の鎮坐す故に、御神と云るか、又此山の頂三つに分れたるが如く見ゆる故に、云るならむと云る説も聞ゆ、今三上村にあり、俗説に、俵藤太秀郷が大蜈蚣を射殺したりと云ふ山にて、百足山とも云ひ、山形富士に似たるを以て、小富士山とも云とぞ、御上神社其麓にあり、古は山上にありしと云ふ、〇高月川、地理志、淺井郡姉川、源有四、云云、一出伊香山、爲高月川、〇打出濱、遊方名所略に、打出濱、此所從松本、到馬場村、其間半里、總名打出濱、屬志賀郡、又大津濱邊、則云、打出濱ともあり、後鳥羽院の御製に、駒なへて打出濱を見渡せば、朝日にさわく滋賀の浦浪、萬葉集十三相坂オサカ乎打出ウチデ而見者、淡海之海シロノ白木綿花ハクニ爾波立渡ニハタチワタリとあり、打出濱の名此に起るにや、〇日雲里、志略、甲賀郡三雲庄、三雲村、天照大神宮あり、古昔の日雲の宮なるべし、倭姫世記垂四年乙未、遷淡海、甲賀日雲宮、四年奉齋、云云、今三雲と云は、音の轉訛せるなり、〇玉蔭井、いまだ考へず、〇勢多橋、神功卷に、勢多、天武卷、瀬田、日本後紀十二に、近江國勢多驛兵部式あり、みえ、和名鈔、栗太郡勢多郷、西大寺資財帳に、勢多庄あり、勢多橋一に長橋とも、唐橋とも、云ふ、勢多小橋三十六間、大橋九十六間、匡房歌に、真木の板も、苔生ばかり成にけり、幾よへぬらむせたの長橋、天平寶字八年九月乙巳、至近江、燒勢多橋、貞觀十三年四月四日庚辰、勢多橋火、〇梅原は、輿地志

略に、坂田郡梅加原は、藤原重光が磧礫集に、常徳院義尚公江東に留陣のころ一日湖上に舟をうかべて御遊びありけるに、童子舟に棹さしつゝ來れり、何のところの者ぞとありけるに、梅が原の者にて侍ると申ければ、大樹是をきこしめしつゝ、湖邊自巽山林興、童子尋梅棹小舟と云ふ二句御意にかなひけり、云々とありて、歌枕に、春の日の光はきはもなけれども、まづさく花は梅原の山と、俊成卿の歌を載す、これみな同處にして、坂田郡米原イハラの南にあり、〇佐野船橋は、輿地志略に、神崎郡垣見村の南東に佐野村ありと云へる地にして、藻鹽草に、近江路や佐野の濱邊に駒とめて比良のたかねの花をみるかなとある佐野も此地なり、輿地志略に、萬葉卷十三に見ゆる、都久麻佐野方ツクサノカタとよめる地をも、此處なりといへど、こは同書卷十に、狭野方サノカタとも、沙額田サノカ乃野邊ノノノヘとも詠みて、共にサヌカタと云ひ、佐野とは異處なる事しるく、まして延喜式に、筑摩御厨と云ふも見え、本國坂田郡朝妻の西に接して、筑摩と云ふ處あり、されば萬葉に都久麻と詠みしも其地にて、左野方は其小名、筑摩は大名なりけむ、内山眞龍云、古へ額田國造の居りし額田は、東近江の地にて、坂田郡是なり、坂田は佐奴加太の略言なり云云、然らば佐野は左野方の地とは別なる事を知るべし、船橋ものに見えず、〇祝郷、大石山、共に詳ならず、〇泉川、地理志、犬上郡十王村有靈水、曰出水とある出水ならん歟、〇五井江、この地いづれにや考へず、〇長溝池、地理志に、坂田郡長濱浦長

澤池云云、皆湖上運船之通津也、〇玉川里、輿地志略に、玉水、栗本郡野路村にあり、山槐記、元暦注進、近江名所の内に、玉井タマヰ、玉川里、玉野郷など見ゆ、俗に六玉川と云ふありて、野路の玉川其一たり、名所方角抄、山田のわたり越して、南にみゆるは野ちなり、玉川はみねと川のとし、玉川方へにありとみえ、千載集後醍醐朝、明日もこむ野路の玉川萩こえて色なる浪に月やとりけり、行囊抄に、野路の宿東北に流るゝ小川を云とあり、〇石根山、上にいづ重出なるべし、〇板藏山、考へず、〇神山、志略、甲賀郡に神山村あり、信樂庄内なり、〇高御藏山、地理志、滋賀郡神倉山、高御倉山、〇彌高山、地理志に、坂田郡淺井川、清泉出於岩根、日本武尊征東夷歸登、膽吹山、中毒痛身、發熱洗此水、取快、其所踞曰腰掛石、北有石川、源出彌高山、合醒井川、刀科川、爲箕浦川、〇龜岡、地理志、滋賀郡三井寺、云云、志賀津、新羅龜岡、雄琴里、皆在寺之邊とある龜岡にて、今大津兵營の柵内にあり、明治十年六月、此地を以て弘文天皇の山陵と定む、蓋し天皇の邸宅ありし地にて、山崎と稱したる地なり、後拾遺集、資業の歌に、萬代に千代を重ねて見ゆる哉、龜の岳なる松の縁に、とある龜岳も同地なり、〇吉水郷、此郷和名抄に載せず、東寺正和三年の文書に、七條院領近江國吉身庄とある地にて、今の野洲郡吉見の地なるべし、〇安良郷、此郷和名鈔にみえず、山槐記、元暦元年、近江名所注進の内にも見え、栗太郎にあり、榮花物語、長和元年、大嘗會の歌に、もろ人の願ふこゝろの近江なる安良の里の安

らけくして、○小松原地理志滋賀郡比良山云云獅子谷有八境云云小松崎有南北云云とある同地歟山槐記元暦元年の近江名所注進にも見えて淡海温故録に平治の亂左馬頭源義朝此地に匿れ二男朝長此處に死す鑑岩は其舊蹟なりと云ふ夫木集正安二年の大歌に小松原或は小松里とも詠めり○音高郷富津濱二所詳ならず○國見岡地理志栗太郡有國見峠路通宇治曰田原越とある是か志略に同郡金勝莊金勝山に國見岩あり高凡九間許一圍十五間許土俗云此岩上に登て眺望する時は近江一國眼下にあり因て號すと云ふ○玉野郷和名抄には見えざれど山槐記にも見えて上に云ふ玉川もこの地によりて名づけたりと云ふ中古歌の名所なり夫木集にあられゆる玉野の原に御狩りして天のひつきの贊たてまつる新古今に色々の草葉の露をおきなへて玉野の原に月そみかける遊方名所略に淺井郡水晶至關原三里半此間有藤川玉村又有玉野原とある此邊なるべし○比良山類聚國史弘仁九年十二月辛亥禁伐近江國滋賀郡比良山材木千載集範兼の歌にさゝ波や比良の高ねの山おろし紅葉を海のものとなしつる輿地志略に南比羅北比良の二村あり比良山の東のふもと也比良浦比良湊など云も此地也日本紀齊明紀五年天皇幸近江平浦萬葉集引類聚歌林戊申年幸比良宮云云長久保玄珠地理志に滋賀郡比良山又曰比良嶽七高山之一也云云比良里有南北名所略に在叡山東北七里○藏部山天武

紀に壬申歲七月別命多臣品治率三千衆屯荊荻野遣田中臣足麻令守倉歷道云々甲午近江別將田邊小隅越鹿深山而卷幡抱鼓詣于倉歷以夜半之云々とある倉歷も同處にて壬申亂此地に陣したる舊蹟なり西大寺資財帳に甲可郡椋部栗林和名鈔甲賀郡藏部布久良郷とあり地理志に甲賀郡暗部里有古歌夫木抄匡房の歌にくらふ山下てるみちはみちとせにさくなる桃の花にそありける○心見里今昔物語近江國志賀郡古市郷の東南に心見の瀬といふあり郷の南の邊に勢多河ありと云る地と開ゆ○岡見牧岡見岡の近傍か猶よく考ふべし○篠原堤和名抄野洲郡篠原之乃兵部式篠原驛東鑑元暦二年六月廿二日近江國篠原宿源平盛衰記に佐々木四郎高綱關東に赴く野路の邊より足疲れて云云東關記行に野路と云ふ所に至り篠原といふ見れば西東は遙に長き堤あり北には里人住家をしめ南には池の面とほく見渡さるとみゆ今も篠原村篠原堤あり行囊抄篠原大堤は村の左畔にあり長四町餘幅二町餘あり○大瀧山志略犬上郡富尾村にあり藻鹽草皇后宮大夫俊成布さらす麓の里の數そひて卯花さける大瀧の山また瀧宮あり祭神高靈神にて神主は取田氏大瀧氏なり○大津浦地理志に大津或曰古津天智帝遷都于此とあり近江大津宮の地即此なるべし日本紀略に延暦十年十一月丁丑近江國滋賀郡古津先帝舊都今接禁下可追昔號改稱大津云云志略に當時大津の町と云ふは南は追分町より北は湖の岸を限

り、西は三井寺領神出村の界、北國町を限り、東は松本村高見町に至り、國史實錄に載たる所の古昔の大津といへるは、今の天津より遙に北にして、志賀などいへる所ぞ、むかしの大津なるべし、今の天津町は、坂本の民家を引うつせるなり、天正坂本の城を、大津にうつせし時、人家も亦從てうつるとありて、中古大津濱或は打出濱といへり、萬葉集穗積老の歌に、我いのちまさきくあらば、又も見む滋賀の大津による白浪、〇富野山、いづれの地にや、〇日吉社、古事記に、大山咋神、亦名山末之大主神、此神者坐近淡海之日枝山、神名式滋賀郡日吉神社、大神とみえ、今日吉の東、坂本に鎮座す御社、即是なり、〇彦根山、大注の山は、上の誤りとみゆ、名所略に、犬上郡彦根山、觀音靈場也、扶桑略記に、寛治三年十一月廿八日、近江國犬上西郡彦根山、西寺觀音靈驗、天下無雙之地也、〇石山は、古今集秋下貫之歌の題に、いし山にまうでける時、音羽山の紅葉をみて、云云、名所略に、志賀郡石山、在岩間寺東五十町、奇巖惟石、磊々圍繞、麓嶺故名石山、また地理志にも、石山寺奇石惟巖、可謂鬼工矣とあり、石山寺は石山の上なり、あり、石光山石山寺と號す、清少納言の枕草紙に、寺は石山とほめけるも、此ことなり、〇金柱、古麻長者持佛也、いまだ考へず、〇外白川、志畧、甲賀郡土山莊土山村外白川あり、甲賀山谷河の下流なり、十五間の小橋を架す、江家次第、伊勢公卿勅使進發條下曰、次就路於外白河、稜山中伊勢祇承奉迎、近江祇承、また白河橋あり、長さ十三間とあるは、この

内外の白川なるべし、〇衣川、國圖に志賀郡衣川村あり、淡海錄に川を記して衣川とあり、〇内白川、甲賀、〇安曇川、同注の同は上に甲賀とあるを受たる文なり、されど和名鈔、伊香郡安曇郷あり、之によらば、甲賀は伊香の誤りにや、加茂神記、壽永三年社領四十一ヶ所、近江國安曇河御厨、東鑑六に、近江國安曇河御厨、右伴御厨、加茂別當社領とある是なり、志略、高島郡安曇川、川幅二百間、或は三百間、又三百二十間に及ぶ、大槩丹波界より、船木村迄二十餘里の長さにして、湖西第一の大河なり、源二つ、一は坊村川の末流に出て、野尻嶺の東南に至て、朽木川と合し、北に折て東に撓て、中野村の北を過、斜に南曲して、南古賀村の北をへて、二ツ屋村、新庄村の中間を過、川島村の北に至て二流となる、故に此處に於て、二股川といひて東に流る、北にあるを安曇川と云、南にあるを新庄川と號す、此安曇川、鮎鱒等を産す、古昔加茂社へ神供になりし鯉も、此川より網せしと云、安曇川の鯉を加茂社に獻せし事は、加茂社歴代舊記といふ書に見えたり、〇龍門、地理志に、栗太郡龍門川、出自白雲山、香懸山とある地なるべし、〇粉瀬、伊伊は甲の誤なるべし、國圖に柳ヶ瀬村みゆ、然らば粉は柳字の誤か、地理志、伊香郡巳高見山、柳瀬關、越前之通路也ともあり、

〇美濃

金山彦神

風土記曰伊弉諾尊生火神軻遇槌之時悶熱懊惱因爲吐此化神曰金山彦神是也波神名帳頭注美乃不

火神書紀神代卷一書に次生火神軻遇突智時伊弉諾尊爲軻遇突智所焦而終矣其且終之間臥生土神埴山姫及水神罔象女即軻遇突智娶埴山姫生稚産靈此神頭上生靈與桑躰中生五穀また一書に伊弉冊尊生火産靈時爲子所焦而神退矣其且神退之時則生水神罔象女及土神埴山姫又生天吉葛また一書曰伊弉冊尊且生火神軻遇突智之時悶熱懊惱因爲吐此化爲神名曰金山彦次小便化爲神名曰罔象女次大便化爲神名曰埴山媛この文を取りて風土記に記せる也古事記に次生火之夜藝速男神亦名謂火之炫毘古神亦名謂火之迦具土神因生此子美蕃登見矣而病臥在多具理邇生神名金山毘古神次金山毘賣神次於尿成神名波邇夜須毘古神次波邇夜須毘賣神次於尿成神名彌都波能賣神次和久産巢日神此神之子謂豐宇氣毘賣神故伊邪那美神者因生火神遂神避坐也古事記傳五の四に火之夜藝速男神夜は邇の誤ならむか夜藝

ならば燒の意なるべし速は例の稱名なり火之炫毘古神炫は邇賀と訓べし靈異記に炫を加々也計利と訓り火之迦具土神迦具は赫と云意其は邇賀とも迦具とも活きて同言なりさて此神を書紀一書に火産靈ともあり神名帳に紀伊國名草郡香都知神社伊豆國田方郡火牟須比命神社あり又丹波國桑田郡阿多古神社即西の愛も此神を祭となり阿多古とは御祖を燒た金山毘古神金山毘賣神名義は枯惱しなり書紀に悶熱懊惱因爲吐とある意なり式に河内國大縣郡金山孫神社金山孫女神社美濃國不破郡仲山金山彦神社今南宮と申す此なりとみえ美濃式社考に當社の事を在宮代村中山下去垂井驛南八町許今稱南宮社また神社考に美濃國人又曰初美濃國不破郡府中祭之後移于郡之南仲山故號南宮祭禮供魚鳥凡産于美濃者必以南宮爲氏神云古本今昔物語に國人美乃人皆心ヲ一ニシテ南宮ト申社ノ前ニシテ百座ノ仁王講ヲ可行事ヲ始ムともあり永萬記には南宮社續後紀承和三年十一月己巳條に美濃國不破郡仲山金山彦大神奉授從五位下即預名神などあり

古風土記と考證

〇百五

○信濃

は、き木

は、き木、條、家成卿歌合、藤爲忠鹿歌云、は、き木に云々、基
俊判云、中昔風土記と申ふみ見さりしにこそ、此は、き木
よしは、大畧見え侍りしか、されど年ひさにまかりなりて、
は、か、く、しく覺へ侍らず、件の木は、美濃、信濃兩國堺、その
はらふせやといふ所にある木なり、とほくて見れば、は、
きをたてたるやうにてたてり、近くて見れば、それに似た
る木もなし、然ればありとはみれと、あはぬものにたとへ
侍る 袖中 第九

は、き木は、箒また筆をよめり、谷川士清云、羽掃の義なるべし、千載集物名に、鳥は、き
見えたり、豊後詞には、きをきといひ、は、く、とをば、く、といふなりとあり、さては

は、き木は、その形状のは、きに似たる木なるによりて、は、き木と云りしものと見
ゆ、能因歌枕には、は、き木にする木の、森の中にあるが下の茂りて、遠くてみれば見ゆ
るが、近くよりてみれば見えぬを云ふなり、とありて、は、き木にする木とは、箒をさ
したるなれど、箒ならんには、は、き木とは云ふべからず、いかゞあらむ、猶よく考ふ
べし、河海抄帯木 平定文家歌合、その原や伏屋に生るは、き木のありとは見えてあ
はぬ君かな、是とあるを、古今六帖に、名ともゆけどとあり、新古今戀部にも入れり、○
そのはらふせや、古本には曾乃原伏屋とあり、顯昭袖中抄云、信濃國そのはら伏屋と
云所に森あり、そのもりによそにて見れば、箒に似たる木の末のあるを立よりて見
れば、その木もみえずとなん申傳へたるは、木とは、庭は、く、木は、き也云云とあり、
地理志に、伊那郡、園原有異説、小野川之奥曾乃原村爲正説、伏屋里箒木云云、以上皆有
古歌名所也、と見えれば、伊那郡の地名とみゆ、千曲真砂に、その原は伊奈郡伊賀良
庄の内小野川の關を越て、美濃の國大井へ出る山道あり、其道筋にあり、決定したる
事なり、其上宗祇法師、所謂園原は、美濃と信濃との界にありといへり、とあるにて著
し、又ふせ屋は、袖中抄に、今勘國史云、仁明天皇承和二年六月、勅如聞東海東山兩道河
津之處、或渡舟數少、或橋梁不備、由是貢調擔夫來、集河邊、累日經旬、不得利涉云云、宜每
河加増渡舟二艘、其價重者須正稅、又造浮橋、令得通行、及建布施屋、備于橋寄、其造作料、

共用救急稻云云、今按に信濃國その原と云所に、ふせやと云所の別にあるかとおもふに、布施屋として所々につくれるにこそ、されば信濃の國會乃原にも、この布施屋をたてたりけるにや、又俊頼朝臣田家秋興歌に、山田もる木會のふせ屋に風ふけばおぜ傳ひして鶉おとなふ、是は谷のふせや、まづのふせやなどいふ體かと存ずるに、信濃の岐岨にも、かの布施屋あるにや、又木會、會乃原相近といへり、又信濃國には穴をほりて、葺板の片方をば土に埋みて、片方の口をわけて、それよりおりのぼるは、冬雪の深きをりの道といへり、それをもふせやとぞ申なる、などみえたり、小山田與清が考に、余信濃國伊那郡川野村人の談を聞るに、伊那郡飯田邊には、今も箒木こゝかしこにあり、そは一種の木にわらず、檜松などにあるなり、其葉四方に出て、枝傾きまからず、生のほれば箒の如くに見ゆる也、たとへば檜千本あらんには、一本はさる貞なるがあり、木下に立よりて見あげたらんには、他木となる事なけれど、やゝ離れたる所より、その全體を見れば、箒を立たるに髣髴たり、故に土人もこれをば、木と呼べり、又松にもさやうの良したるがあり、それをば土俗唐笠松とよぶげに唐笠をつぼねて立たるも、箒を立し良におなじければ也、名子熊村の薬師堂の庭に、檜の箒木のいと大なるがあり、會原村も近き所なり、此邊すべて土地のまからしむるゆゑ歟、檜松などに箒のさましたるが、まれく生ずる也、會原村は、飯田より木會路の馬籠、

落合の間の、追分に出る道の、小野川の關の右の方なる村にて、熊谷氏のもの、おほくすめりといへり、古き説どもをかうがへわたすに、箒木のやうなる梢の、よそにては見ゆるが、木のもとによりて見ればうせて、皆常葉木なりといひ、兼載雅談に、會乃原にさやうの木多き也、といへるなど正説にて、古歌の意にも、今の現在のさまにも叶ひたりといふべし、布施屋は賤が伏屋の義にてはきこえず、こは山路嶮難の地、津濟停滯の處に、行旅のなやみわづらふを救はんとて、僧尼などが發願におこり、おほやけにもさる事とて、救旅の息舎を置れしより、布施濟度の義を取て、布施屋とは名づけられし成べし、さて布施屋は、名子熊村の薬師堂がその跡にて、庭なる檜の大樹の箒木は、古き名木より生繼たりしものにはわらずや、布施屋も地名になりて、能因名所歌枕借部に、伏屋を舉て、よみ人しらず、おろかにもおもはましかば東路の伏やといひし野べに寝なまし、源重之家集戀に、その原やふせやに届くかけはしもたれゆゑにかは我は渡し、などよみたりしが、後にその名うせはて、今の名子熊村とはいふにや、會原は郷名にて、いといと廣かりし地にて、布施屋の村も、その會原の内なるが、今は名子熊とよべるにてもあるべし、と云るぞよろしかるべき、

○陸 奥

八槻郷

陸奥國風土記曰、所以名八槻者、卷向日代宮御宇(景)行天皇時、日本武尊征代東夷、而到此地、以八目鳴鏑射賊斃矣、其矢落下處、云矢着、即有正倉神龜三年、古老傳云、昔於此地、有八土知朱、一曰黑鷲、二曰神衣媛、三曰草野灰、四曰保々吉灰、五曰阿邪爾那媛、六曰栲猪、七曰神石萱、八曰狹磯名、各有族而屯於八處石室也、此八處皆要害之地、因不順上命矣、國造磐城彥敗走之後、虜掠百姓、而不止也、纏向日代宮御宇、天皇景行天皇、詔日本武尊、而征討土知朱矣、土知朱等合力防禦、且謀津輕蝦夷、許多連張猪鹿弓、猪鹿矢於石城、而射官兵、官兵

不能進歩焉、日本武尊執執槻弓、槻矢、而七發發、八發發、則七發之矢者、如雷鳴響、而追退蝦夷之徒、八發之矢者、射貫八土知朱立斃焉、射其土知朱之征箭、悉生芽成槻木矣、其地云八槻郷、即有正倉也、神衣媛與神石萱之子孫、會赦者在郷中、今云綾戸是也、陸奥國白川郡八槻村都々古和氣神社別當大善院舊記載

景行之二字は、後人の加筆にて、もとは卷向日代宮御宇天皇とありしなるべし、故今景行二字に圓をつけて、後人の加筆なるををしらしむ、○日本武尊征代東夷、而到此地は、景行天皇四十年、勅をうけ給ひて、東夷を伐給ひし時の事を云り、尾張風土記熱田社の條に、書紀の文を引て云るを合せ見るべし、○八目鳴鏑は、書紀に八目鳴鏑とみえ、和名抄に、日本紀私記云、八目鏑、夜豆女加夫良とあり、八目とは、其鏑に鏑のいくつもあるを云なり、鳴鏑は古事記に、鳴鏑射入大野之中とあり、記傳十四丁に書紀などの訓に、那流訶夫良とあれども、字鏡に鏑奈利加夫良とあるに依て訓べし、名義は鳴神夫理矢なり、神の微を異き理、天智紀に有細響如鳴鏑とある如く、射れば空を鳴行が雷に似たれば也、此矢記中に往々見えたり、古もはら用ひし物と見ゆとあり、○

射賊斃矣は、日本武尊の御手づから、八目鳴鏑をもて、賊を射斃し給へる由と聞ゆ、○其矢落下降處云、矢着は、日本武尊の射給へる、鏑矢の落し處なるを以て、矢着と云となり、矢着今は八槻と云ふ、地理志に白川郡矢槻、近津大明神社、棚倉南六里、式帳所載都々古和氣神社、祭味相高彦根命、陸奥一宮也、社領二百石、別當大善院とみえ、國圖に八槻村あり、白河故事考、大善院縁起の略に、日本武尊爲東夷征伐下向し給ひ、八溝山の戰場へ出現れ給へる、面足尊、惶根尊、事勝國勝長狹命を祭る、地主は味相高彦根命にます、後に日本武尊を添て祭るとあり、御供鉢の銘に、敬白奥州高野郡南郷八槻近津宮云云、應永十八年辛卯十月十五日、また應永二十四年九月廿日の文書に、奉寄進近津大明神八槻石井郷内大内村云云、永享十年二月四日結城氏の文に、八槻近津別當、また同十一年二月十三日の文に、下野國武茂大山田村やはら在家云云、右所考八槻近津大明神寄進申候也、などある、八槻近津大明神の鎮坐す處、即古の八槻郷にて、日本武尊に由縁ある事、この風土記に見えたるが如くなるを以て、此神をも本社に祭りしものと見ゆ、○正倉は正税を納る公の倉なり、和名抄に、倉廩を久良と訓り、令義解に、正倉者正税とあるこれなり、○神龜三年改字八槻は、出雲風土記の首に、右伴郷字者、依靈龜元年式改里爲郷、其郷名字者、被神龜三年民部省口宣改之とみえ、此風土記に神龜三年改字とあるにて著けれど、紀にもれたり、是より以前元明天皇和銅六年

の紀に、畿内七道諸國郡郷名著好字と云事はあり、○八土知朱は、下にみえたる黒鷲神衣媛、草野灰、保々吉灰、阿邪爾那媛、栲猪、神名萱、狹磯名とある是なり、土知朱の知朱は、蜘蛛の偏傍を省きたるにて、蜘蛛の義なり、蜘蛛の事は、上に云る如く、蝦夷の種類なるが、此なるは殊に其本國に近く、種類のいと多くて、蟠ハコ結り居りし故に、容易く皇命に順はざりしにやわりけむ、○國造磐城彦は、書に見えざれど、古事記に、神八井耳命者、道奥石城國造等之祖也、國造本紀に、石城國造志賀高穴穗朝御世、以建許呂命、定賜國造とあるを、合せて思ふに、磐城彦は、日本武尊東征の以前に仕奉りて、功業もありつるが、彼蝦夷の種類なる土知朱に、敗走られて身死たりけむ、故磐城彦の兒をもて、成務の朝に國造に定賜ひしなるべし、國造本紀に、建許呂命を國造としたる如く記せるは疑はし、この建許呂命は、茨城國造の祖にて、天津彦根命の裔なれば、其出自もとより別なるをや、さて磐城彦の名は、古事記、舊事紀に、石城國とみえ、和名抄に、陸奥國磐城郡磐城郷とある地名によりて負るものなるべし、○諜津輕蝦夷、諜は説文に、軍中反間也、左傳桓十二年の註に、諜伺也、疏謂詐爲敵國之人、入其軍中、伺候間隙、以反報其主、兵書謂之間諜、また、字鏡集に、諜、同ウカ、フなどあるに、意義を得て、阿邪アヤ牟ム久クと訓べきに似たり、其は土知朱等、力を合せて防禦はしたりしかど、猶其危きを慮オモヒて、津輕蝦夷の疑懼ウタガハシを懐ける徒を、數多欺き語らひて、我方人と爲たりし趣なり、輕

の子孫罪を赦されたるが、八槻郷中に住て、綾戸と名に負へるものの、今にあるは其裔なる由と聞ゆ、さて綾戸は、姓か地名か、未だ考べず、地名ならば云は之にて、在郷中之綾戸と云義となるなり

飯豊山

陸奥國風土記曰、白川郡飯豊山、此山者豊岡姫命之忌庭也、又飯豊青尊使物部臣奉御幣也、故爲山名、古老曰昔卷向珠城宮御宇天皇二十七年戊午秋、飢饉而人民多亡矣、故云宇惠々山、後改名云豊田、又云飯豊、古陸奥國白川郡八槻村都々

本記
文載

白川は國造本紀に白河國造志賀高穴穗朝御世、以天降天由都彦命十一世孫繼伊乃己自直定賜國造とみえて、成務天皇の御世に、白河國と云し地なり、和名鈔に、白河之良加波那白川郷あり、白川郡の本注に、之良加波、國分爲高野郡とあり、〇飯豊山は、佐藤忠滿が説に、金津に飯豊山あり、國中の大山にて、出羽越後かけて三國に跨り、四時雪絶えず、山上に社あり、飯豊權現と云、飯豊を國人はイヒテと呼ぶ、白河郡なるは、此

社を後に此處に祭れるなるべしと云り、神名式に、白河郡飯豊比賣神社、白河故事考に、白河城北二里、飯土用村の鹿島是なりと云傳ふ、巡拜舊祠記に、飯豊村、又た福島縣神社帳に、飯豊村鹿島社、祭神飯豊媛命などあれど、飯豊山にある事を云ざるをもて考ふるに、本文は白河郡の飯豊にはあらざるを、後人みだりに、白川郡の三字を加へたるものなるべし、又式賀美郡飯豊神社、奥羽觀迹聞老志に、石神社在小野田本郷上野目邑社四字仙臺神有巨石長五尺、濶四尺、方三間、神名帳所謂飯豊神社是也、郷人誤爲飯鳥屋神社社封内風土記巡拜舊祠飯豊姫命を祭る由みえ、和名鈔宇多郡飯豊郷もあり、さて此山の名は、豊岡姫命の鎮坐すによりて、起れる名なるべき事、下に云ふが如し、〇豊岡姫命は、古事記に、登由宇氣神、豐宇氣毘賣神、大殿祭祝詞に、屋船豐宇氣姫命是稱也又神名帳に、大和國廣瀨坐和加宇賀賣命神社、廣瀨大忌祭祝詞に、御膳持須流若宇加能賣能命登、御名者白氏、云、續紀に、寶龜九年六月、奉幣帛於廣瀨、龍田二社爲風雨調和秋稼豐稔也、神名帳に、丹後國竹野郡大宇加神社、奈具神社あり、鎮座傳記に、奈具社坐豐宇賀能賣神などあるみな同神にて、豊岡姫命と申すも、豐宇氣姫命と申すも同じ言なり、古事記御天降伊勢の大御神の御魂實を、皇御孫命に授給へる所に、於是副賜其遠岐斯八尺勾瓊鏡及草那藝劍亦常世思金神、手力男神、天石門別神而詔者、此之鏡者、專爲我御魂、而如拜吾前、伊都岐奉、次思金神者、取持前事爲政、此二

柱神者、拜祭佐久々斯侶伊須受能宮、次登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也、とある記傳に、此にかく擧たれば、此大神も此時に、共に天降し奉り給ふなり、さて思金神等三柱と同例に、此に記せれば、此大神も御靈實を降し奉り給ふなり、其は外宮の延暦儀式帳に、天照坐皇大神、云云、大長谷天皇御夢余、誨覺賜久、吾高天原坐氏、見志真岐賜志處余、志都真利坐奴、然吾一所耳坐波、甚苦加以大御饌毛、安不聞食坐、故余丹波國比沼乃真奈井介坐、我御饌都神、等由氣大神乎、我許欲止誨覺奉支、とあるが如く、此豐宇氣大神は、高天原にして、天照大神の、常に拜祭賜ふ、御食津神に坐、が故に、己命の御靈鏡に屬添て、此御靈をも降し奉り給ふなり、けり、神樂の採物幣の歌に、美天久良波和加仁波阿良須阿女仁末須止與遠加比女乃美也、乃美天久良、また杖篠鉾などの歌も同く、止與遠加比女乃美也、乃と云り、止與遠加比女とは、此豐宇氣毘賣をうたひ誤れる物にて、如く、豐宇氣と誤れり、と云事い申せり、上云、其宮は、高天原にして、天照大神の、此神を祭賜ふ宮なり、ともく、右の採物歌に、たま〜一首などこそは、さしもわらぬ神の事をもうたふべけれ、如此幣杖篠鉾と種々の物にたゞ同じさまに、專此神の宮をのみ云るは、天照大神の祭り給ふ、神事なるが故なり、〇忌庭は、書紀神代卷に、天照大神手持寶鏡、授天忍穗耳尊、而祝之曰、云云、又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒、云云、齋庭此云、論或波、釋日本紀に、齋庭の事を、先師申云、湯者潔

齋之義也、大嘗會由貴、次基此謂也、中臣壽詞に、皇孫尊、波高天原仁事始、天豐葦原乃瑞穗乃國遠、安國止平久所知食、天都日嗣乃天都高御座仁、御坐天都御膳乃遠長御膳乃、遠御膳止、千秋乃五百秋仁、瑞穗遠、平介久安介久由庭仁、所知食止、事依志奉氏天降坐之後仁、云云、如此依奉志任々仁、所聞食由庭乃瑞穗遠、四國ト都等、太兆乃ト事遠持氏、奉仕氏、悠紀仁、近江國野洲、主基仁、丹波國冰上、遠齋定氏、云云、大嘗會乃齋庭仁、持齋波利、云云、大嘗會式に、凡拔穗田者、國別六段、八月上旬、申官差宮主一人、卜部三人、發遣兩國各二人、云云、各於齋郡、大祓詔、卜定田及齋場、雜色人等、云云、訖鎮齋場、云云、また凡在京齋場者、預分設兩處、悠紀在左、主基在右、兩國所送拔穗稻、到京即先鎮祭其地、訖、云云、卜部率國郡司以下役夫等、入ト食山採材、云云、入ト食野刈草、云云、其齋場者、分爲内外兩院、以柴爲籬、編木爲門、内院所造八神殿一字、稻實屋一字、黑酒、白酒屋各一字、云云、外院所造多明酒屋一字、云云、供御料理屋一字、云云、其二院宮造既訖、收御稻於稻實屋、但御飯稻造、棚別置祭御膳八神於内院、とある齋場、即神代卷に所謂齋庭にして、その齋庭之穗は、天照大神の、毎年の新嘗を所聞食す、齋場を云るなれば、此の忌庭も、それと同じく、御饌都神等由氣大神の、大神の御爲に供奉る、稻穀を收置く齋場なる故に、其山を稱へて、飯豐と云る由と聞えたり、〇又飯豐青尊、使物部臣奉御幣也、故爲山名、この飯豐青尊は、市邊押磐皇子の御女にして、顯宗天皇の御姉命にませり、顯

宗卷に、白髮天皇三年夏四月、立億計王爲皇太子、立天皇爲皇子、五年春正月、白髮天皇崩、是月皇太子億計王、與天皇讓位、久而不處、山是天皇姉飯豐青皇女、於忍海角刺宮、臨朝秉政、自稱忍海飯豐青尊、當世詞人歌曰、野麻登陸、彌我保指母能婆、於尸農彌能苦、能拖帶紀、能屢都奴婆之能、瀨野、冬十一月、飯豐青尊崩、葬葛城日丘陵、とみえ、扶桑略記に、飯豐天皇市邊清寧天皇孫子、押磐皇女、去來穗天皇孫、母、黃姬也、甲子歲春二月生、年四十五即位、顯宗天皇、仁賢天皇兄弟相讓、不即皇位、仍以其姊豐青姬、令乘天下之政矣、同年冬十一月、天皇春秋四十五崩、葬于大和國葛木地田丘陵市邊、郡、坂門、原、南、陵、此天皇不載諸皇之系圖、但和銅五年上奏日本紀載之、仍注傳之、諸本有無不同也、恐管抄に、顯宗三年、廿仁賢十一年、云云、兩所互に讓給之間、御姉妹の女を奉立、云云、號飯豐天皇、云云、二月即位、十一月崩給、云云、常の皇代紀略之歟、云云、清寧天皇は、雄略の御子にてつかせ給たりけるが、皇子を得まうけ給はで、履中天皇の御孫二人を迎へ取りて、子にして兄の仁賢を東宮に立て、弟の顯宗は皇子としておはしましける、此二人は安廉の世の亂におそれて、はりま、丹波などに逃て、おはしけるを、尋出し奉りたりけるが、清寧うせ給て、兄の東宮こそは、つかせ給ふべきを、固く辭して、弟の顯宗に讓り給ひける間、たがひにたはまずおはしましければ、いもうとの女帝を、二月に位につけ奉りてありけるが、其年の十一月にうせさせ給ひにければ、にや、常の皇代紀に見えず、人

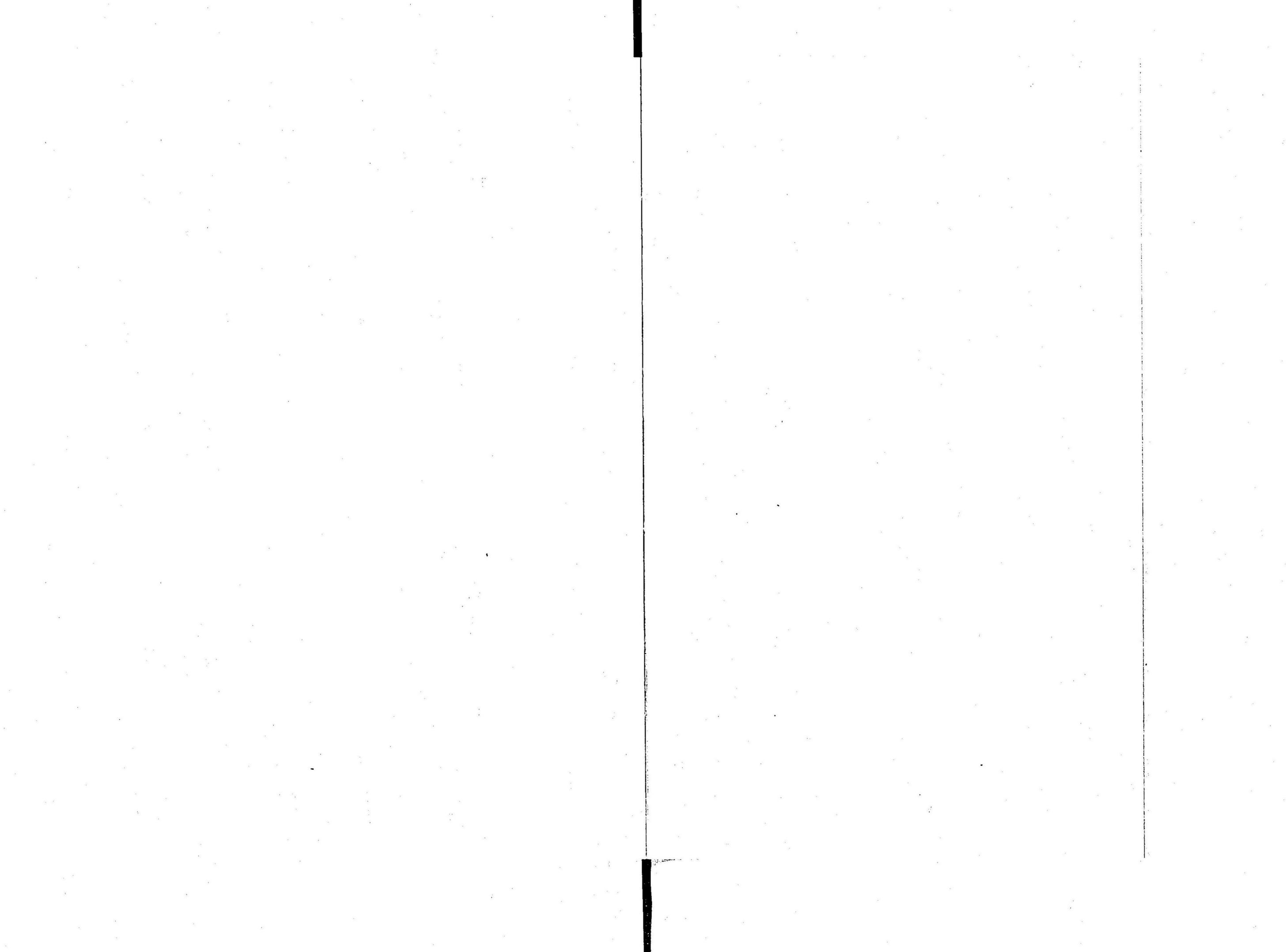
もいとしらぬ状なり、飯豐天皇とぞ申ける、云云、水鏡に、第廿四飯豐天皇、即位年崩年、和國垣、つぎのみかど飯豐天皇と申き、これは女帝におはします、履中天皇のみこと、内丘、に、押羽皇子と申て、黑媛の御腹に、王子おはしき、その御女なり、御母弟媛なり、甲子の年二月に位に即給ふ、御年四十五、云云、さて程なく其年のうち十一月にうせ給にしかば、此御門をば、系圖などにも入奉らぬとかやうけ給はる、されども日本紀には、入奉りて侍るなれば、次第に申侍るなり、又顯宗天皇の段にも、此天皇は飯豐天皇おなじ御腹の弟におはします、云云、清寧天皇うせ給ひにしかば、東宮位に即給ふべかりしを、御弟に讓り給ひしかども、召るべきことにあらずと申給へりき、かくてかたみに位に即き給はざりしかば、御妹の飯豐の天皇をつけ奉り給ひし間に、その年の内にうせ給ひにしかば、猶弟の王東宮の御勸めに従ひて、位につき給ひき、神皇正統記に、顯宗天皇の段、御兄仁賢まづ位につき給ふべかりしを、相共にゆづりまし、かば、同母の御姉飯豐尊を、しばらく位に居給ひき、されどやがて顯宗さまより坐々しに因て、飯豐天皇をば日嗣には、數へ奉らぬなり、歷代皇紀に、飯豐天皇、履中天皇孫女、顯宗妹、甲子歲二月即位、十二月崩、歲四十五、葬埴日丘陵、また飯豐天皇是不位諸王系圖、依和銅奏聞入之、可有年中歟、委可尋記とみえ、この它一代要記、皇代記、皇年代略記、神皇正統錄、神明鏡、皇胤紹運錄、日本帝王系圖、王代記、皇代略記の書どもに、飯豐天皇と云ひ、即

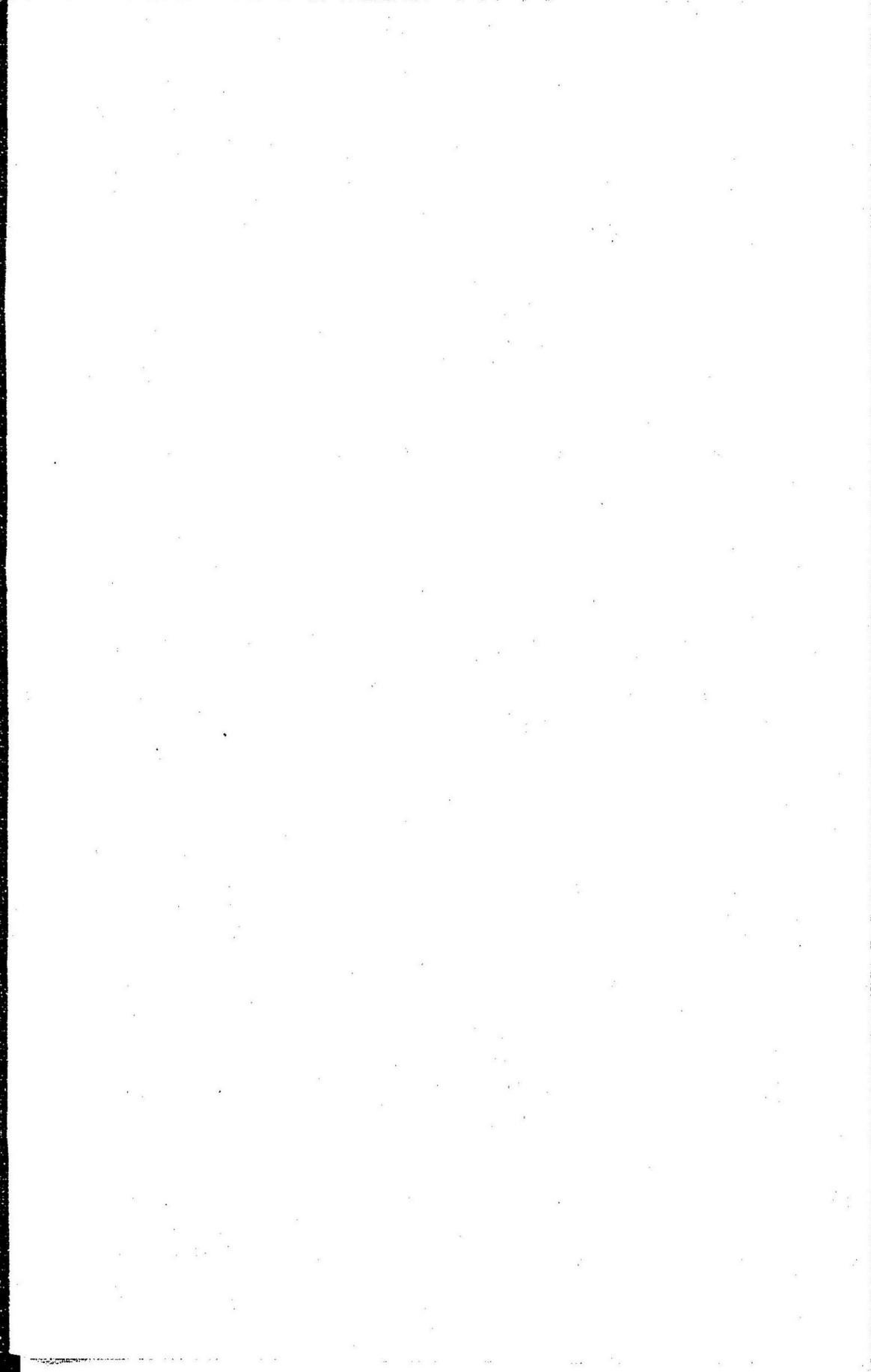
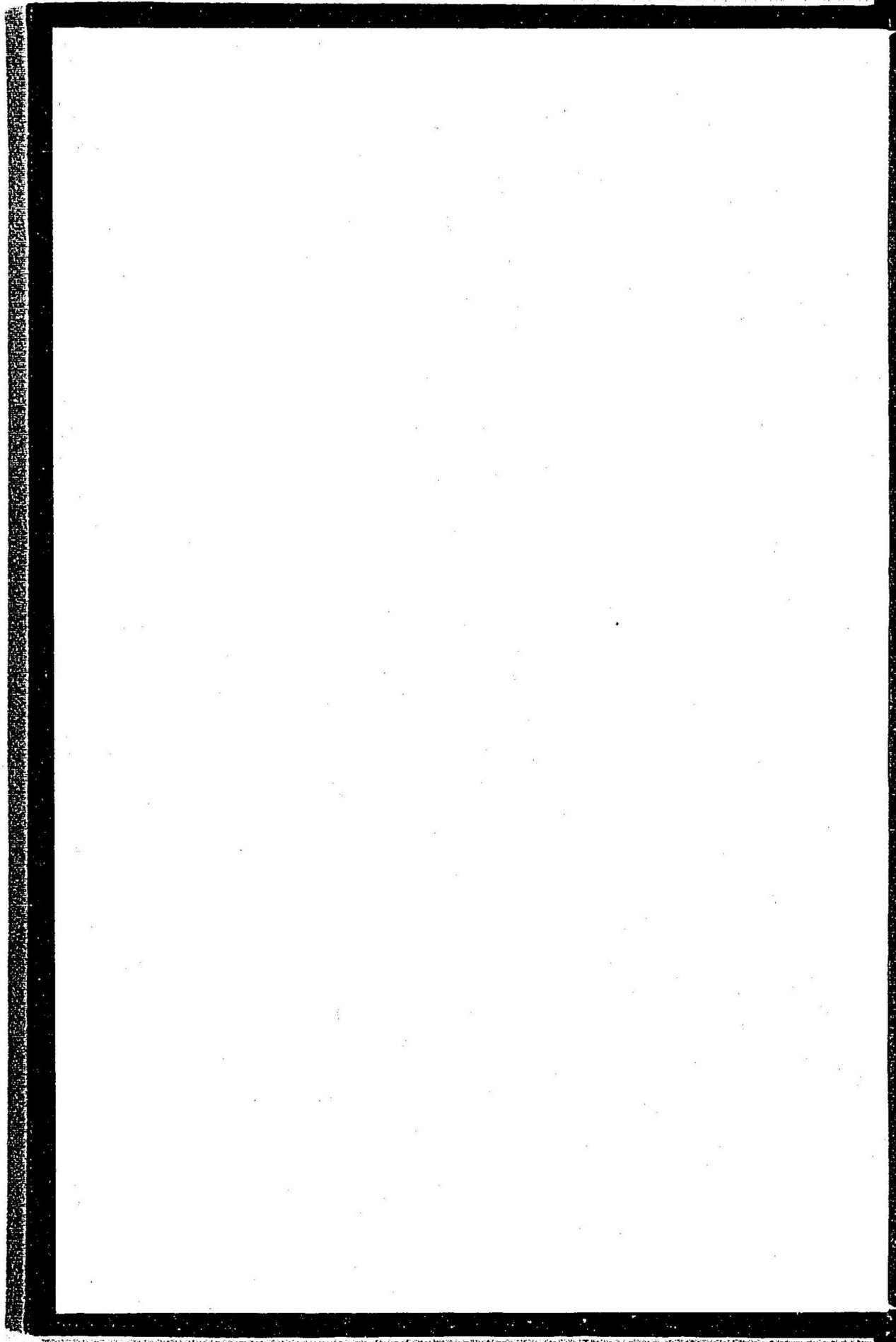
位と云ひ、崩と云ひ、和銅上奏の日本紀に、帝王の歴代に數へ奉れるは云ふまでもなく、今の日本紀、また歴代皇記に、御墓を陵と云るなどを以て、天皇の御位に即給へる事明けきものなり、故其御世しろしめせる時に、物部臣を使に遣されし也、〇物部臣は、姓にて、臣は尸ならむ歟、物部臣の姓、古書に考ふる所なし、物部氏にて、臣と云名なりしにや、詳ならず、此物部臣と云人をして、御幣を飯豊山に坐す神に奉らしめ給ひけるに因て、天皇の御名を山名に負せしとなり、されど此は祭神を、飯豊比咩神と申奉るより、飯豊青姬皇女にまがひて、土人の如此は云傳へたるなるべし、かゝる謬説は、古老傳には、數多例ある事なり、〇卷向珠城宮御宇天皇二十七年戊午秋、飢饉而人民多亡矣、卷向珠城宮は、垂仁卷二年冬十月、更都於纏向是謂珠城宮也、とみえて、垂仁天皇の大宮の名なり、二十七年飢饉の事は、書紀に見えず、飢饉神代卷に、宇惠と訓るに從ふべし、古事記神武天皇に、和禮波夜惠奴夜は歎辭なり、書紀聖德太子に、伊比余惠豆、飯余飢とある惠も飢にて、宇惠とも惠とも云り、〇故云、宇惠々山、かく名けたる由詳ならぬを、強て考ふるに、此山に坐す豐岡姬命は、御饌都神にて、天下の蒼生の爲に、五穀を繁殖實らしめて、國土を豐饒ならしむべき神なるによりて、古より山をも飯豊山と云なるを、今如此飢饉に苦しみて、人民の多亡するは、いかなる神の御心ぞと怨奉る、愚なる情より飯豊にはあらで、宇惠々山なりなど云唱へし事を、文の拙

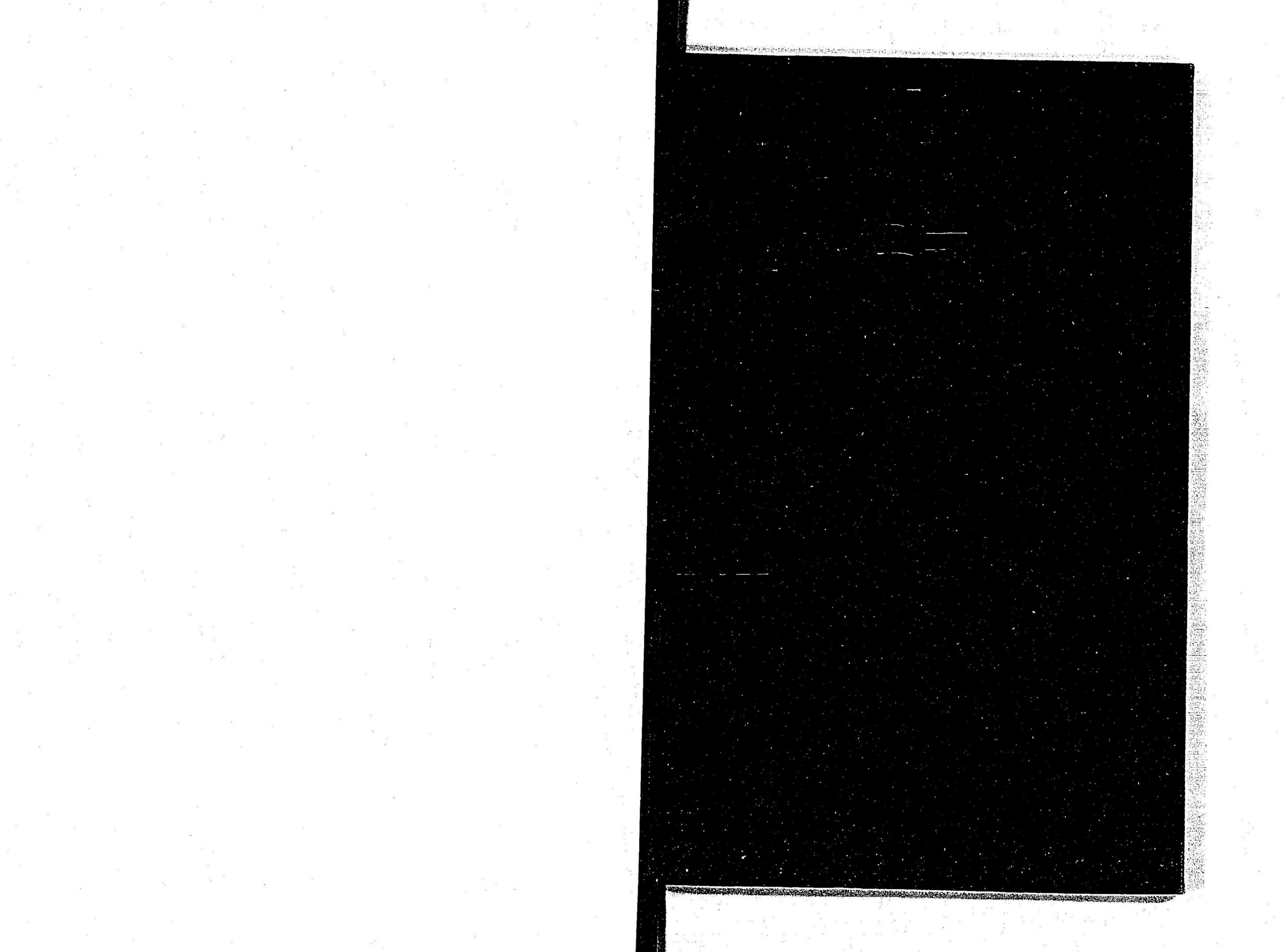
くてさは聞え難きなり、然云るは一旦の事にて、さて後には又神の御怒りまさむ事を憚りて、豐田とも云ひ、また舊名のまゝに、飯豊とも云りし由なるべし、山林田野の質樸愚直なる人民は、今もかゝる事あるものなり。

B112

古風土記逸文考證卷三終







291.

Ku871k2

(A)

(M)

022471-001-2

291-Ku871k2(A)

古風土記逸文考証

栗田 寛/著

M36

ADB-0132

